

(仮称) 東大和市子ども・若者未来プラン
(案)

(令和6年12月20日現在)

「子ども」の表記について

本プランでは、法令名等の固有名詞を除き、「子ども」と表記しております。

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の位置付け	6
4 計画の対象	7
5 計画の期間	7
6 計画の策定体制	8
第2章 子ども・若者・子育てを取り巻く現状	10
1 東大和市の状況	10
2 アンケート等からみる東大和市の現状	26
3 東大和市の子ども・若者・子育て家庭を取り巻く課題	52
第3章 計画の基本的な考え方	56
1 基本理念	56
2 基本目標	57
3 体系図	58
4 ライフステージごとの主な取組	60
第4章 施策の展開	62
基本目標1 子どもの誕生前から青年期まで切れ目なく支援します	62
基本目標2 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立を支えます	75
基本目標3 地域全体で子育てしやすい環境づくりに取り組めます	81
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	87
1 量の見込みと確保方策の考え方	87
2 人口の見込み	89
3 教育・保育事業（幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育）	90
4 地域子ども・子育て支援事業	93
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	114
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	115
7 基本指針に基づく任意記載事項	116
第6章 計画の推進	117
1 計画の進行管理・評価、推進体制	117
2 計画の実施状況の公表	118

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

当市では、令和2年3月に「東大和市子ども・子育て未来プラン」（以下、「前計画」という。）を策定し、「あふれる笑顔ですべての子どもたちの豊かな心と幸せを育むまち東大和」を基本理念として、子ども・若者の健やかな成長と自立及び子育て世代を支えるために、さまざまな取組を推進してきました。

前計画が令和6年度をもって終了することから、近年の子ども・若者を取り巻く状況や国や東京都の動向を踏まえつつ、令和7年度以降の当市の子ども・若者に関する取組を総合的に推進するための、こども基本法で定める「市町村こども計画」として、前計画を踏まえ一体的に策定するものです。

市町村こども計画は、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」を勘案することとされていますが、そこでは、基本的な方針として、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」ことや、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことなどが掲げられています。また、若い世代がそれぞれの希望に応じ、家族をもち、子どもを産み育て、子どもとの生活を始める中で子育てに伴う喜びを実感できることなどが重要とされています。

これらを踏まえ、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、未来を担う人材を社会全体で育み、全ての人にとって社会的価値が創造され、その幸せが高まることを目指し、計画の名称を「東大和市子ども・若者未来プラン」（以下「本計画」という。）とします。

2 計画策定の背景

(1) 子どもや若者を取り巻く動向

①子ども・子育て支援

平成24年8月に、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

平成27年4月に、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした子ども・子育て支援新制度が開始されました。

令和元年10月に、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

令和5年4月に、子ども家庭庁が創設され「こどもまんなか社会」がビジョンとして示されました。

令和6年6月に「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部が改正されました。

②子ども・若者支援

平成22年4月に、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現を目指す取組が進められることになりました。

令和3年4月に第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」「子供・若者の成長のための社会環境の整備」「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」の5つの基本方針が掲げられました。

③子どもの貧困対策

平成26年1月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」という。）が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

子どもの貧困対策法は、令和元年6月に「子どもの貧困対策法」が一部改正され、同年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、市町村への子どもの貧困対策についての計画策定の努力義務が規定されました。

令和6年6月には、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められ、目的や基本理念の充実が盛り込まれました。

④障害のある子どもへの支援

平成28年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が改正され、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図ることとされました。

令和4年に「児童福祉法」が改正され、児童発達支援センターの役割、機能の強化や放課後等デイサービスの対象児童の拡大等が盛り込まれました。

令和6年に「障害者総合支援法」が改正され、地域生活の支援体制の強化が図られました。

⑤児童虐待防止対策

平成12年5月に、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成16年の改正では、児童虐待の定義の拡大、通告義務の拡大、市町村虐待対応の役割が強化されました。

平成20年の改正では、強制的な立ち入り調査や面会の制限など、子どもを救うための行政の役割が強化されました。

児童福祉法においては、平成20年、平成23年の改正により対策の強化が図られ、令和4年の改正では、家庭及び養育環境の支援強化と児童の権利擁護が図られた児童福祉施策を推進していくとされました。

⑥少子化対策

急速な少子化、人口減少に歯止めをかけるため、令和5年に次元の異なる少子化対策の実現を目指して「こども未来戦略方針」が策定されました。3年間の集中的な取組として、「加速化プラン」において、児童手当の拡充、医療費等の負担軽減などのライフステージを通じた子育てに係る経済的な支援の強化や、若い世代の所得向上の取組、妊娠期からの切れ目のない支援の拡充や幼児教育・保育の質の向上など、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、男性育休の取得促進、育児期を通じた柔軟な働き方の推進など、共働き・共育ての推進を進めるとされています。

令和6年6月に、少子化対策関連法案が成立し、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長することと所得制限の撤廃、第3子以降の支給額の倍増、親の就労に関係なく子どもを預けられる「こども誰でも通園制度」を令和8年4月から全国で開始することなどが定められています。

(2) 国の子ども施策の新たな取り組み

①こども基本法

国は、令和5年4月にこども家庭庁を創設し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行しました。「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的とし、こども施策の基本理念、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

また、市町村は、こども大綱を勘案して、市町村における子ども施策についての計画「市町村こども計画」の策定が努力義務とされました。

②こども大綱

令和5年12月に、「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各大綱を一元化した「こども大綱」が閣議決定されました。

③改正児童福祉法

令和6年4月に、「改正児童福祉法」が施行され、区市町村において、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることや、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上などの内容が盛り込まれました。

④こどもまんなか実行計画2024

令和6年5月に、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策の全体像及びアクションプランとなる「こどもまんなか実行計画2024」が決定しました。

(3) 東京都の動向

①東京都子供・子育て支援総合計画

東京都は、令和元年（2019年）12月、2040年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために2030年に向けて取り組むべき「戦略」を示した『『未来の東京』戦略ビジョン』を策定しました。『『未来の東京』戦略ビジョン』を推進する計画として、「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」が策定され、安心して子供を産み育て、全ての子供たちが健やかに成長できる社会の実現を目指し、子供・子育ての多様な取組を推進することとされました。

令和6年度に「第3期東京都子供・子育て支援総合計画」を策定することとされています。

②東京都子供・若者計画

子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画として、「東京都子供・若者計画」（第2期）が策定されました。「『未来の東京』戦略ビジョン」を推進する計画として位置づけられ、全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、乳幼児期からポスト青年期（40歳未満までの者）までの切れ目ない支援の構築を目指し、社会生活を円滑に営む上での様々な困難を有する子ども・若者を育成支援するためのネットワークづくりへの取組を進めていくこととされました。

令和6年度に「東京都子供・若者計画」（第2期）」を改訂することとされています。

（4）市の動向

①東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）

令和2（2020）年に市政50周年を迎えることを記念し、市の子ども・子育てに関する共通の理念、指針となるものとして、「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」を制定しました。

東大和市の未来を担う子どもたちの健やかな成長を守り育み、子どもたち自身が自分らしく、未来に向けて夢や希望をもち、社会の一員として生きていける力を育てるように、子どもから大人までのすべての市民、地域関係者・事業者及び市が、相互に協力しながら取り組むため、子どもと大人がお互いにやくそく（約束）しあうものとしています。

②東大和市総合計画 輝きプラン

令和4（2022）年度に策定した東大和市総合計画 輝きプラン（第三次基本構想／第五次基本計画）は、目指す将来都市像を「水と緑と笑顔が輝くまち」と定め、4つの基本施策を掲げました。その中の「子どもたちの笑顔があふれるまちづくり」において、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、子どもたちの健やかな成長と自立を支える環境づくり等の取組を進めてきました。

③東大和市地域福祉計画

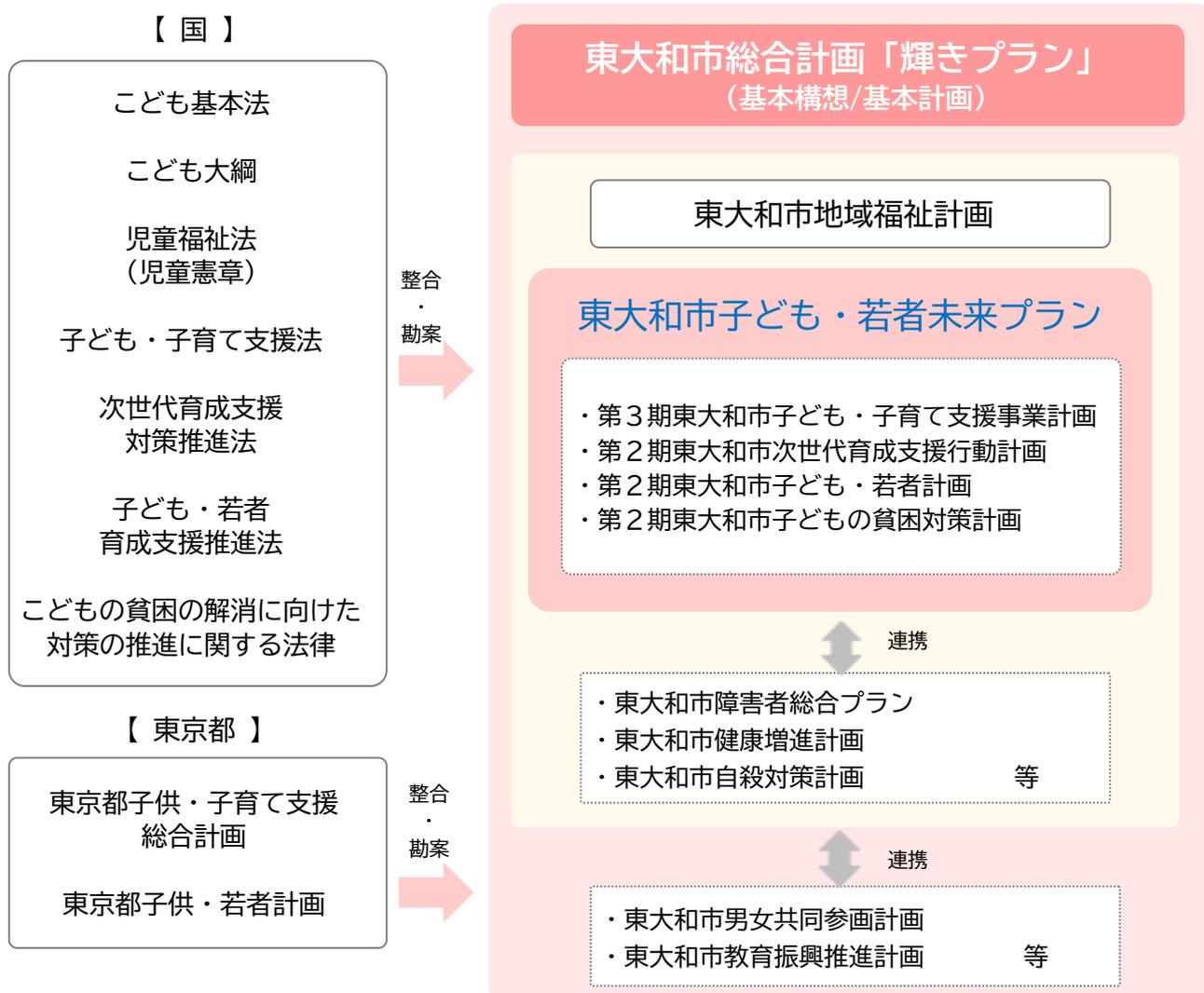
平成29年の社会福祉法の改正に基づき、地域共生社会の実現を目指し、子ども・子育て未来プランの上位計画として連携を図るため、令和2（2020）年度に第6次東大和市地域福祉計画を策定しています。

3 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、こども大綱を勘案するとともに、市における以下の計画を包含し、子ども・若者・子育てを総合的に支援するものです。

計画名	根拠法
第3期東大和市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
第2期東大和市次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法
第2期東大和市子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法
第2期東大和市子どもの貧困対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

また、本計画は、東大和市総合計画「輝きプラン」及び東大和市地域福祉計画を上位計画として、他の福祉・教育・保健等の個別計画との調和を図るとともに、国・東京都の関連計画等とも連携・整合を図ります。



4 計画の対象

本計画の対象は、市内のすべての子ども・若者とその家族、地域住民、事業者とします。なお、子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね39歳までとしますが、施策等により、子どもが生まれる前の妊産婦等も含まれます。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、必要に応じて、中間見直しを行うものとします。

年度	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	
前計画	見直し									
本計画		策定	見直し							
次期計画							策定	見直し		

6 計画の策定体制

(1) 東大和市子ども・子育て支援会議

「東大和市子ども・子育て支援会議」は、子ども・子育て支援法に基づく「審議会その他の合議制の機関」として設置している市長の附属機関です。子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び学校関係者による委員で構成され、市長の諮問に応じ、計画の内容等について調査審議しました。

(2) 子ども・若者・子育て支援ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・若者・子育て支援ニーズ調査」を実施し、市民の子育て支援に関する生活実態、要望、過去調査事項の経年変化等の把握を行いました。

対象：未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生、高校生世代、18～39歳の若者
計 8,139人

期間：令和6年2月14日～令和6年3月4日

(3) 子ども・若者の意見聴取

令和5年4月に施行された「こども基本法」第11条では、「こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずること」を国や地方公共団体に義務付けています。

子ども・若者の意見を本計画に反映するため、子ども・若者を対象とした意見聴取を実施しました。

①小学生ワークショップ

日にち・場所：令和6年6月28日（金） 市立第七小学校

対象：小学校6年生 2クラス 48人

方法：ワークショップ

テーマ：東大和市の未来を語ろう！子どもたちにとって住みやすいまちってどんなまち？

②東大和市こどもアンケート

調査期間：令和6年7月10日～令和6年7月31日

対象：市立小学校在学の6年生児童 733人

方法：学校を通じて通知を配布し、Web回答

主な内容：生活のことについて、将来について意見を言う機会について 等

③高校生等アンケート

調査期間：令和6年6月7日～令和6年6月30日

対象：東大和市在住の高校生世代 2,164人

方法：高校生等応援給付金申請者にLINEで依頼し、LINE回答

主な内容：給付金事業について、市に今後実施してほしい事業について 等

④若者アンケート

調査期間：令和6年8月1日～令和6年9月30日

対象：東大和市在住の19歳～24歳 4,989人

方法：若者応援給付金申請者にLINEで依頼し、LINE回答

主な内容：現状について、市に今後実施してほしい事業について 等

⑤児童館インタビュー

日にち・場所：令和6年7月11日（木） ならはし児童館

令和6年7月17日（水） かみきただい児童館

令和6年7月23日（火） むこうはら児童館

対象：児童館来館児童 小学校1年生～6年生 134人

主な内容：市にお願いしたいことについて 等

⑥若者インタビュー

日にち・場所：令和6年10月8日（火） 市役所会議棟

対象：二十歳の成人式実行委員会 委員 10人

主な内容：市に今後実施してほしい事業について 等

第 2 章

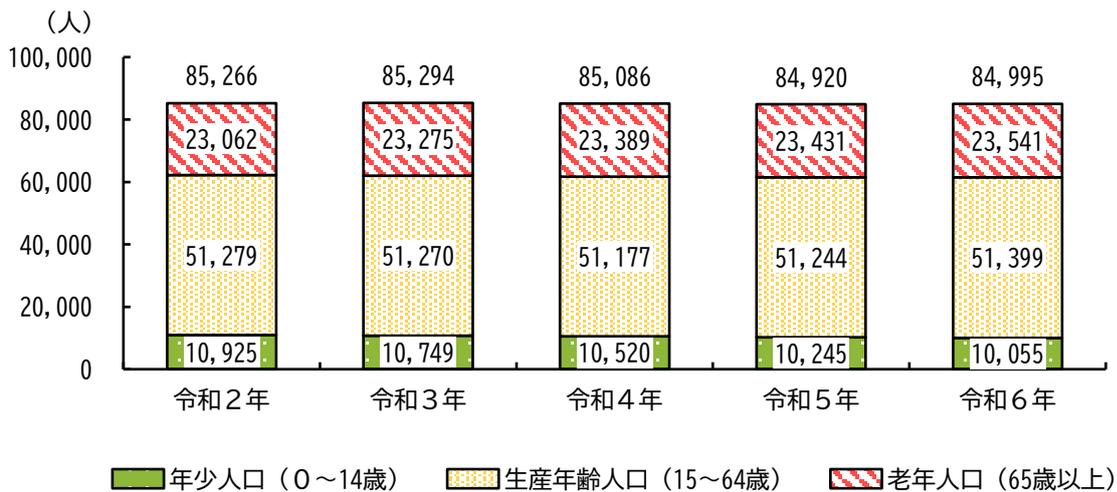
子ども・若者・子育てを取り巻く現状

1 東大和市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

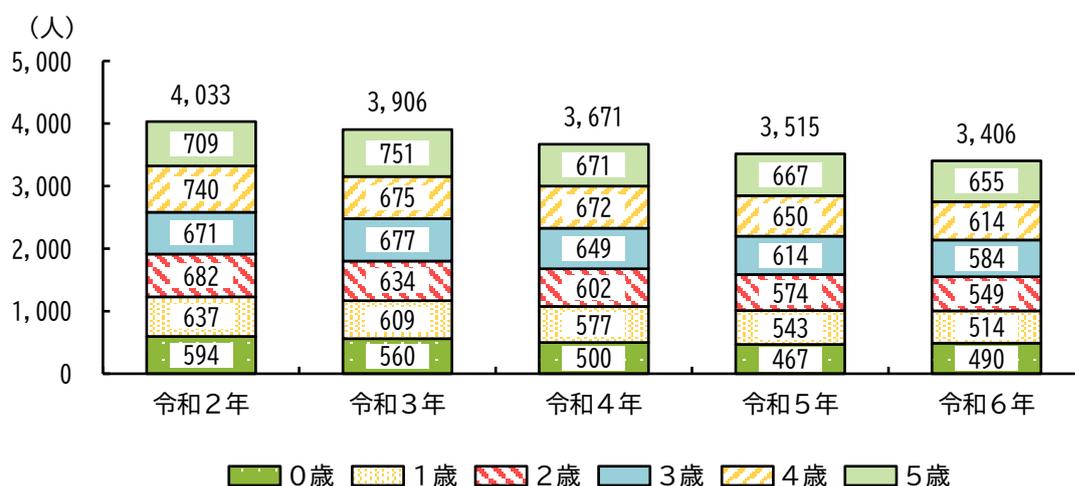
市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年は84,995人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移（0歳～5歳）

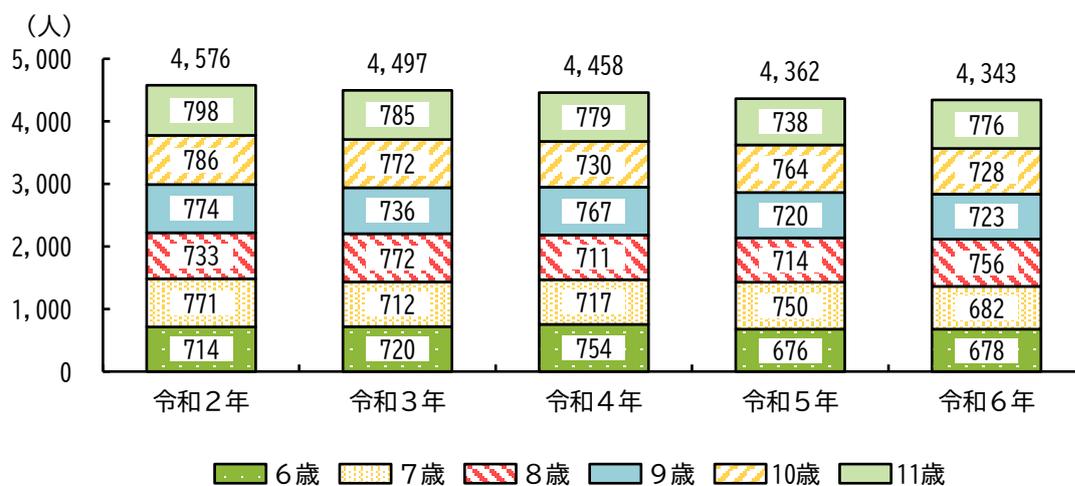
市の0歳から5歳までの子どもの人口は令和2年以降減少しており、令和6年3月現在で3,406人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移（6歳～11歳）

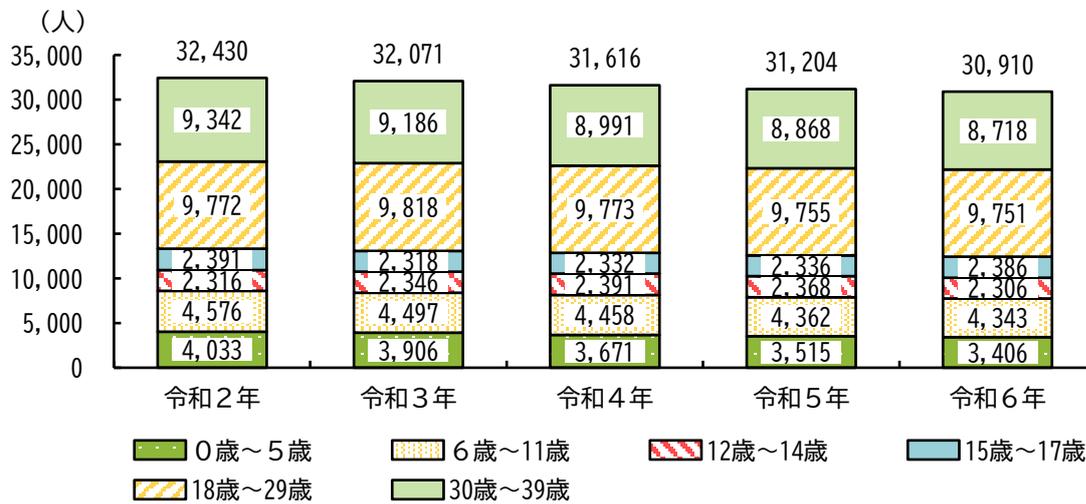
市の6歳から11歳までの子どもの人口は令和2年以降微減しており、令和6年3月現在で4,343人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

④ 子ども・若者人口の推移

市の0～39歳までの子ども・若者の人口は令和2年以降減少しており、令和6年3月現在で30,910人となっています。

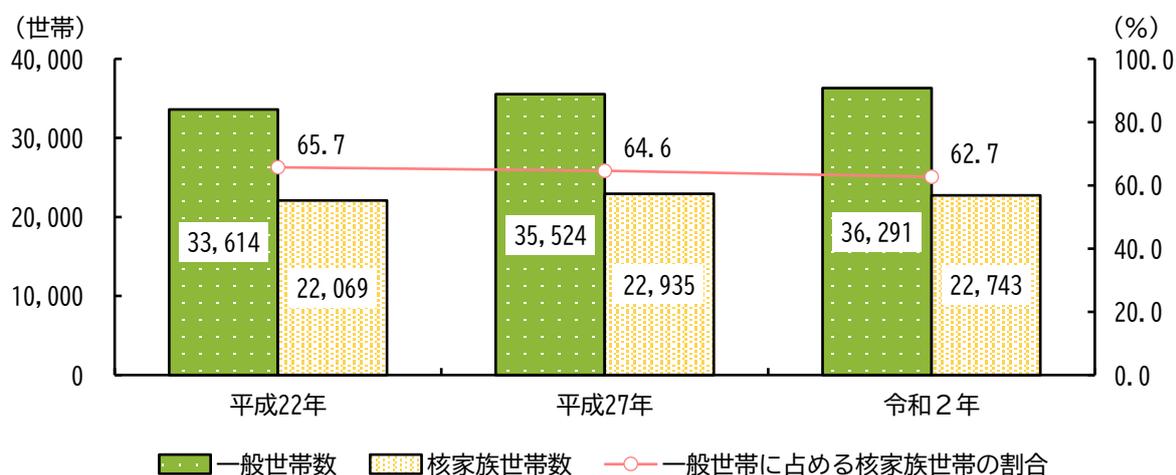


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

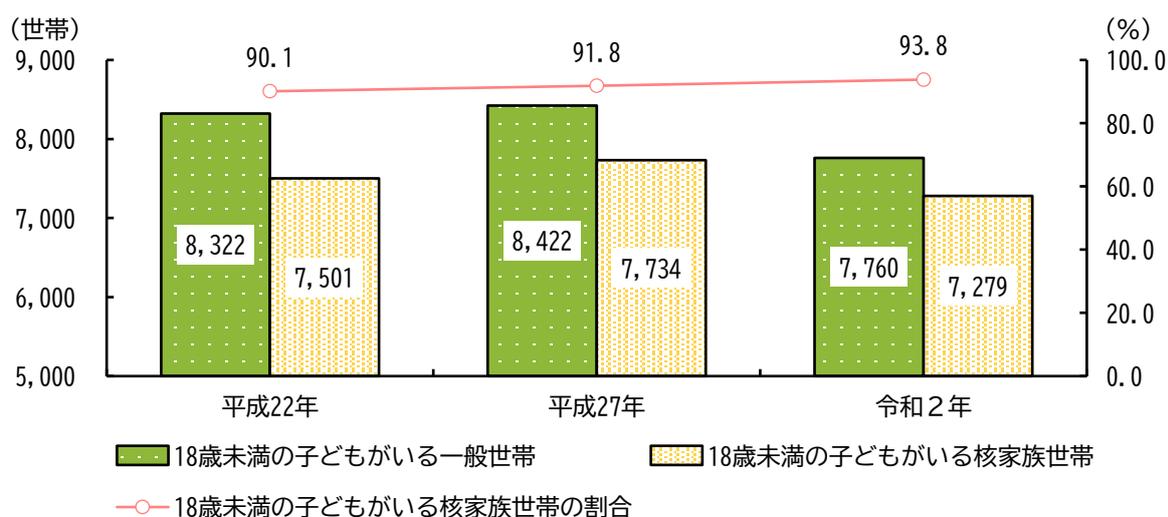
市の核家族世帯の数は令和2年に減少し、22,743世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少傾向となっています。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

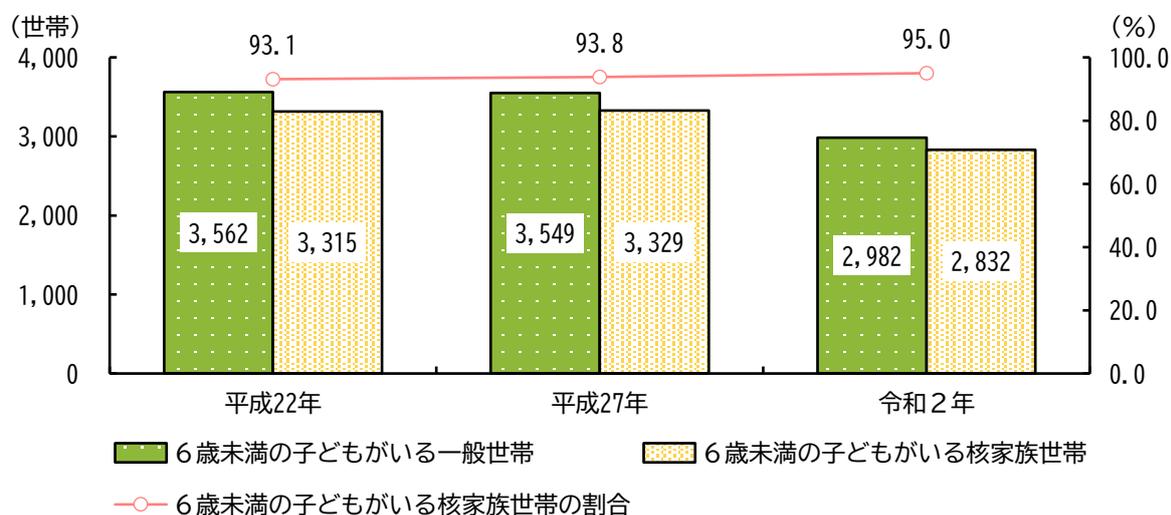
市の18歳未満の子どもがいる一般世帯の数は令和2年に減少しており、7,760世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

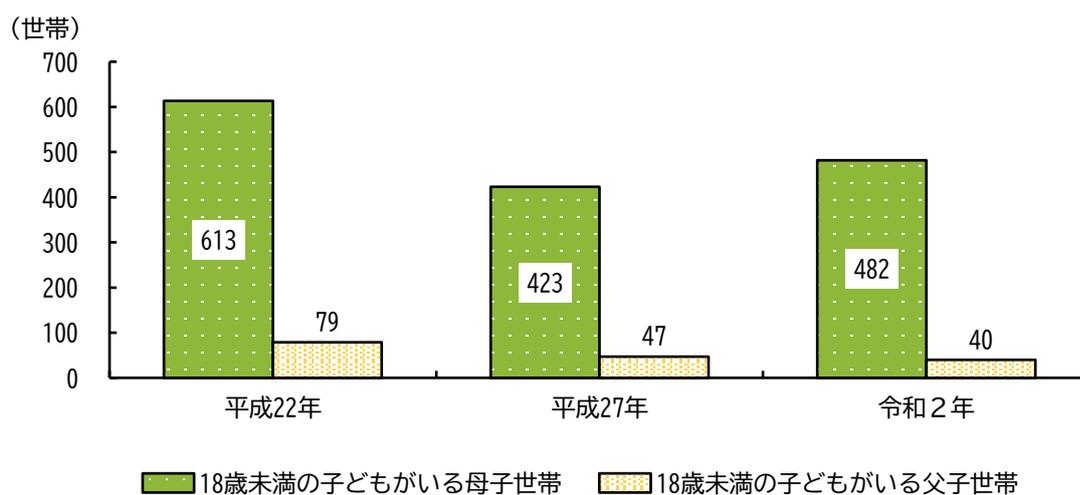
市の6歳未満の子どもがいる一般世帯の数は令和2年に減少し、2,982世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

市の18歳未満の子どもがいる母子世帯の数は増減を繰り返し、令和2年で482世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は減少しています。

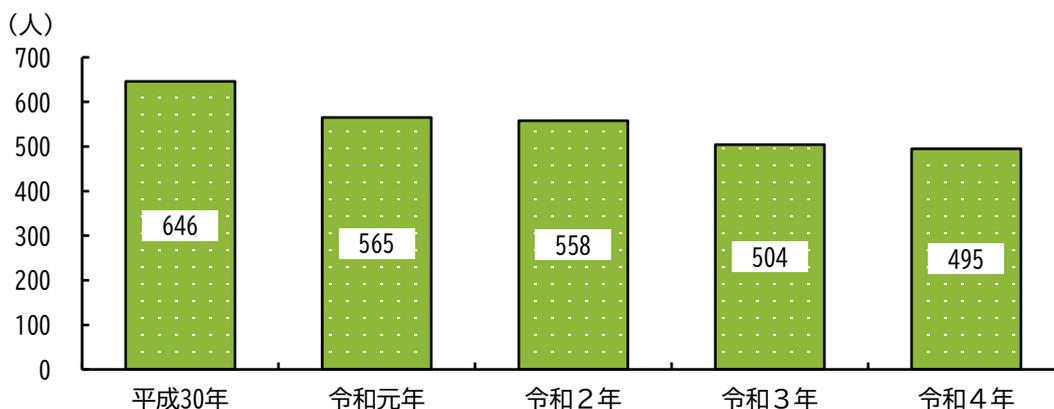


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

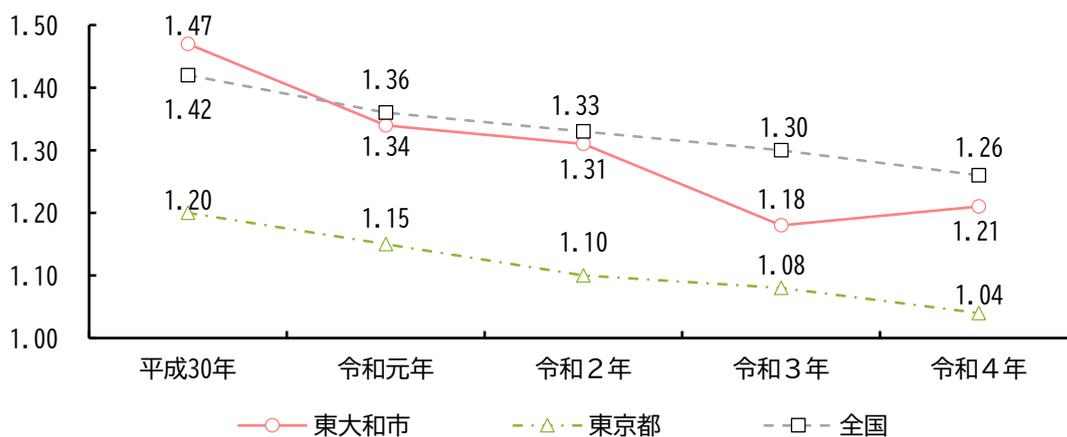
市の出生数は平成30年以降減少傾向で、令和4年は495人となっています。



資料：東京都福祉保健局 人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

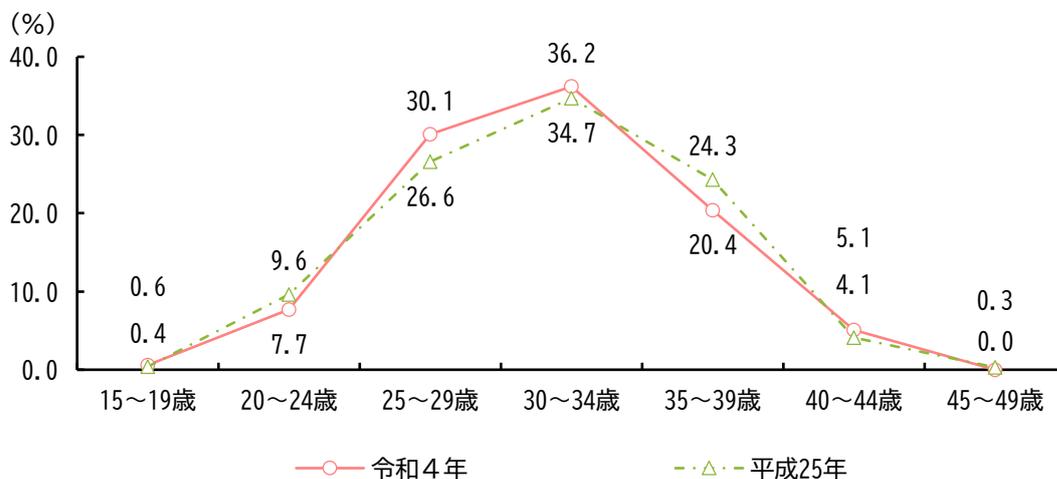
合計特殊出生率は15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数を示します。市の合計特殊出生率は減少傾向にあり、令和4年で1.21となっています。また、東京都と比較すると高い値で推移しています。



資料：東京都福祉保健局 人口動態統計

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

市における母親の年齢別出生割合の推移をみると、平成25年に比べ令和4年は、25～29歳と30～34歳の割合が増加しています。

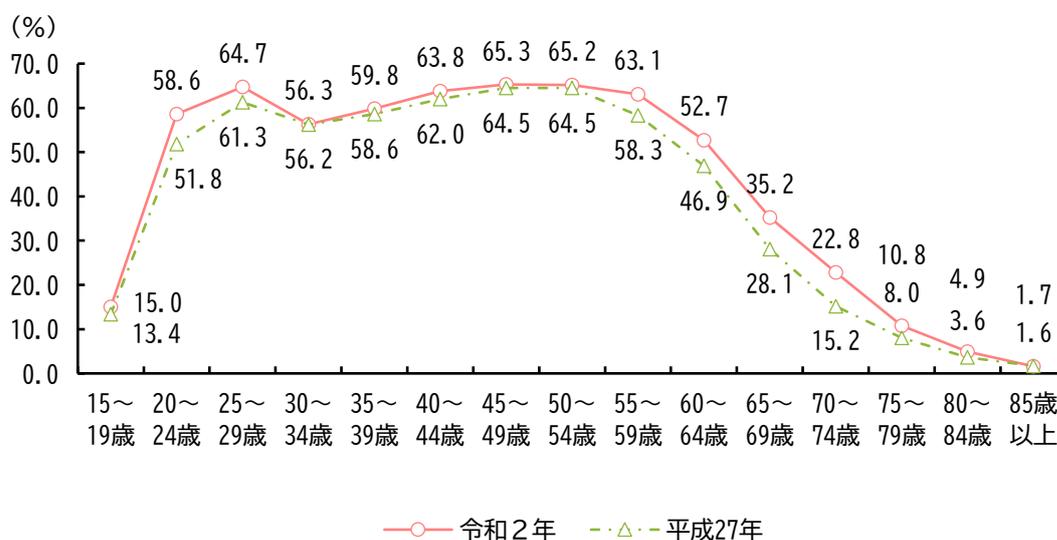


資料：東京都福祉保健局 人口動態統計

(4) 女性の年齢別の就業状況

① 就業率の推移

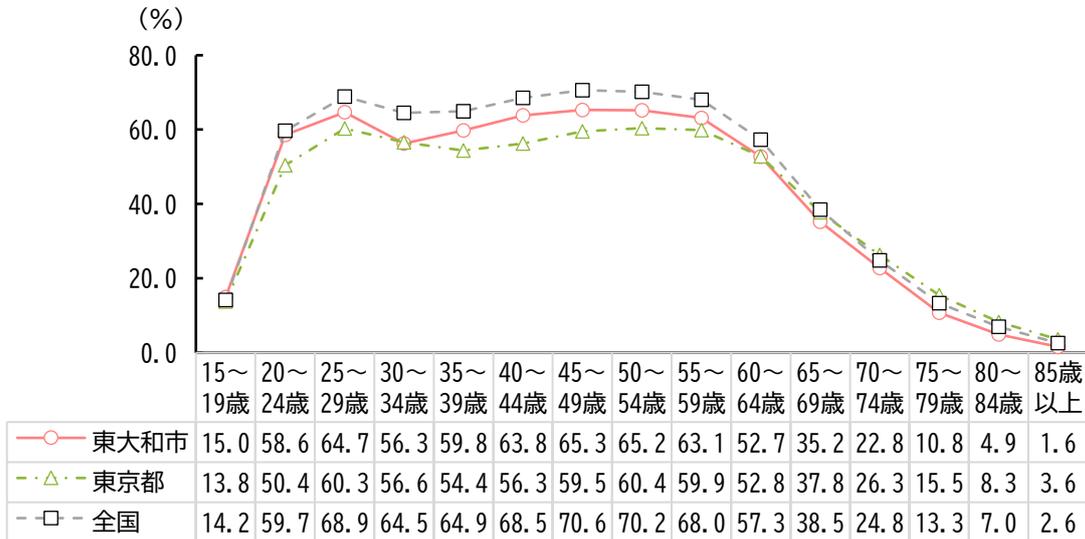
市における女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率はほぼ横ばいで推移し、40歳以降の就業率が増加しています。



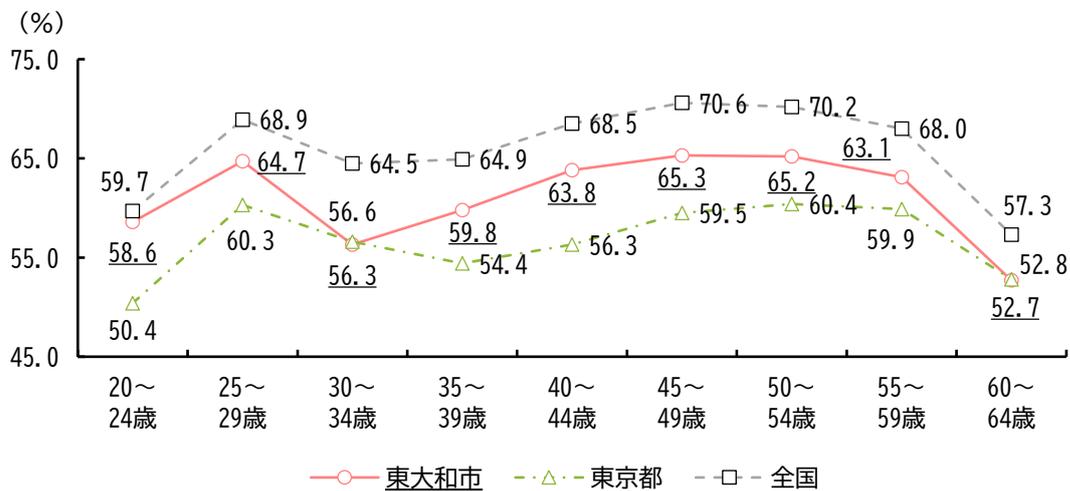
資料：国勢調査

② 国・都比較就業率

市における令和2年の女性の年齢別就業率を全国、都と比較すると、各年代で全国より低いものの、東京都より高くなっています。



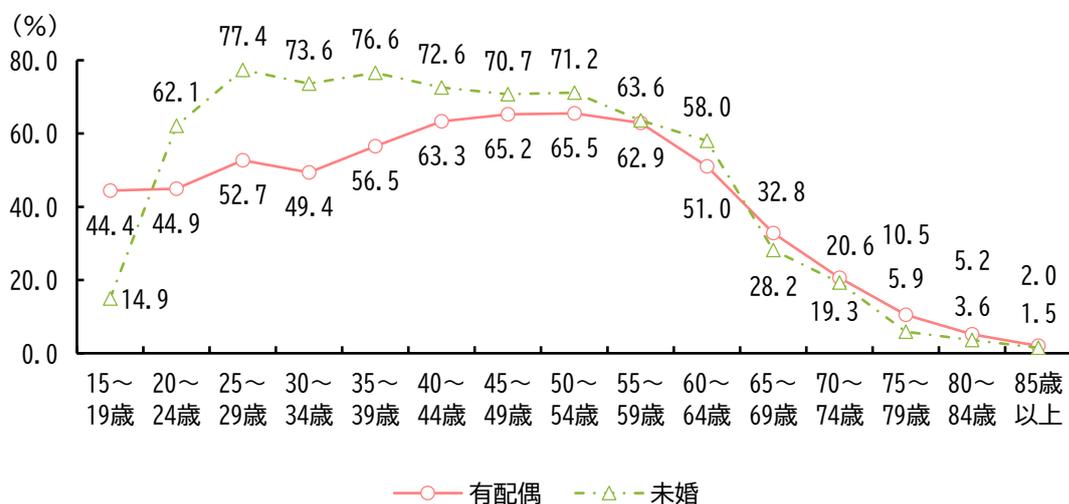
【参考 上記のグラフの一部を拡大したもの】



資料：国勢調査（令和2年）

③ 有配偶・未婚比較就業率

市における令和2年の女性の有配偶・未婚別就業率は、特に20歳代から30歳代において有配偶者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

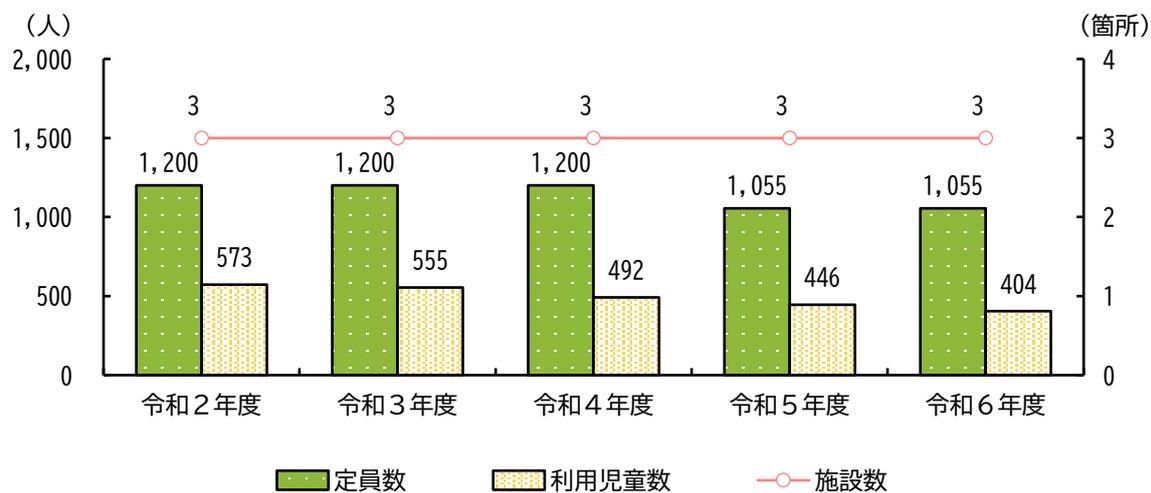


資料：国勢調査（令和2年）

(5) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

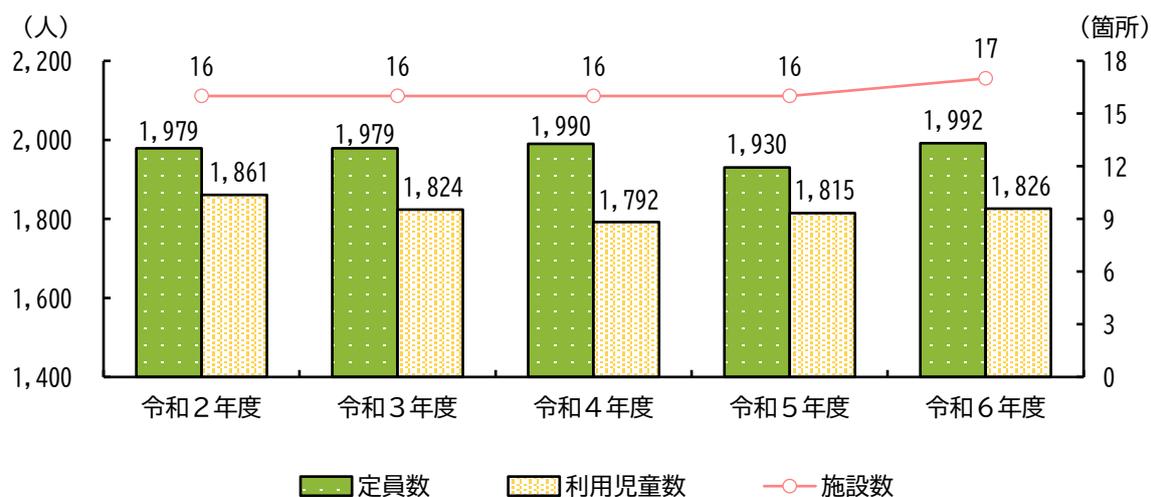
市内の幼稚園の状況を見ると、利用児童数は年々減少しています。令和6年度は定員数1,055人に対し、利用児童数404人となっています。



資料：保育課（各年度5月1日現在）

② 保育園の状況

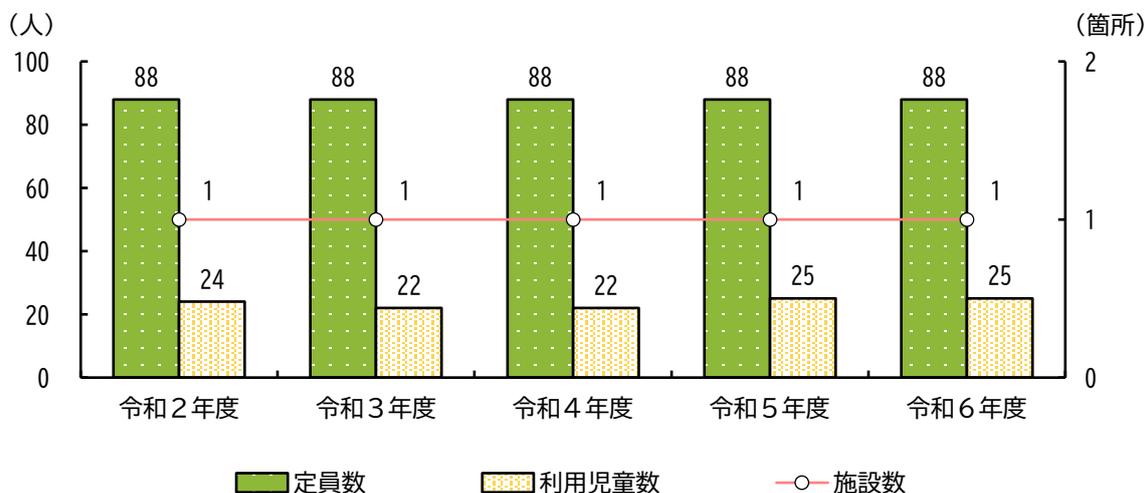
市内の保育園（認可保育園・小規模保育）の状況を見ると、定員数・利用児童数ともにほぼ横ばいに推移しています。



資料：保育課（各年度4月1日現在）

③ 認定こども園（1号）の状況（幼稚園型認定こども園を除く）

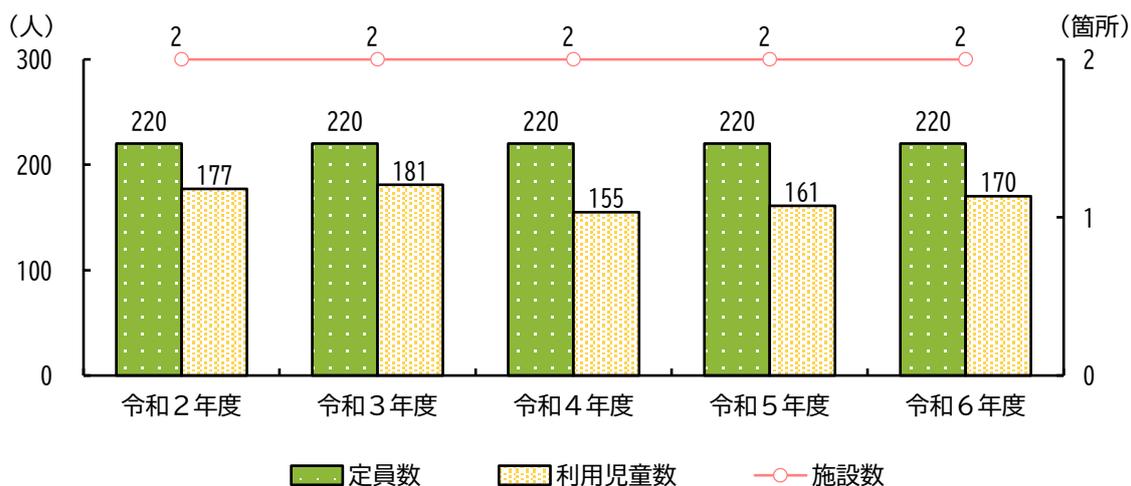
市の認定こども園（1号）の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともにほぼ横ばいで推移しており、令和5年度は利用児童数が25人となっています。



資料：保育課（各年度4月1日現在）

④ 認定こども園（2号、3号）の状況

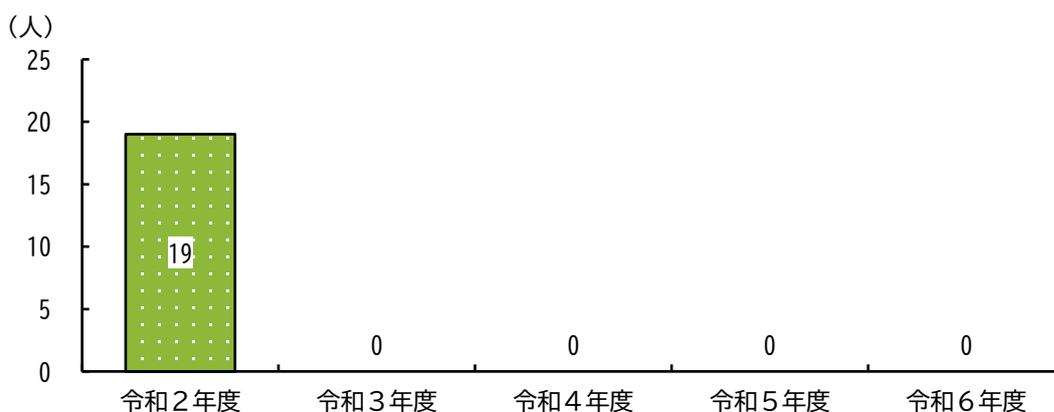
市内の認定こども園（2号、3号）の状況をみると、利用児童数は令和4年度に減少していますが、その後増加しています。



資料：保育課（各年度4月1日現在）

⑤ 保育施設待機児童数の推移

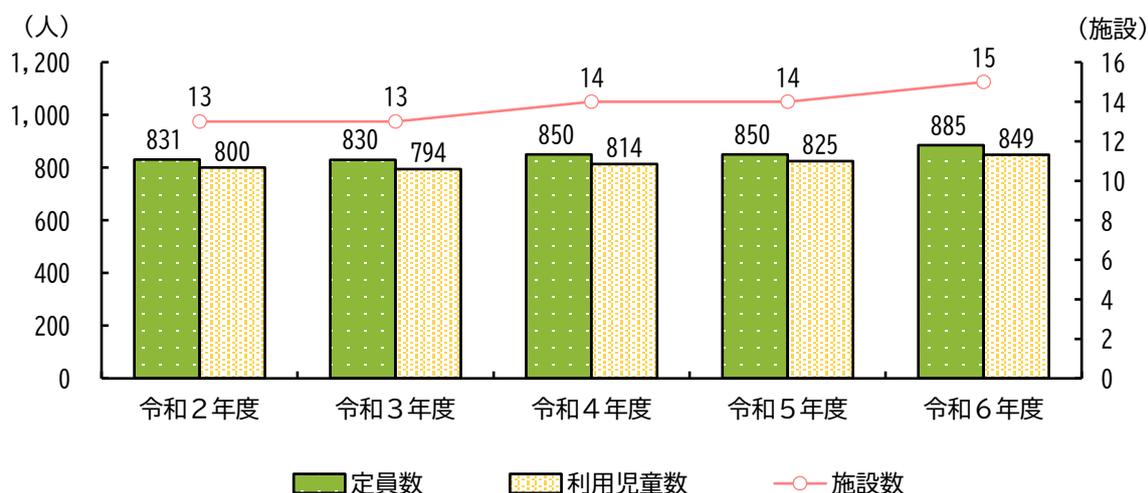
市の保育施設の待機児童数の推移をみると、令和3年度以降0人となっています。



資料：保育課（各年度4月1日現在）

(6) 放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）の状況

市内の学童保育所（民設民営学童保育所を含む）における定員数及び施設数については年々増加しており、令和6年度の定員数は885人、施設数は15施設となっています。利用児童数については、令和3年度以降増加しており、令和6年度は849人となっています。

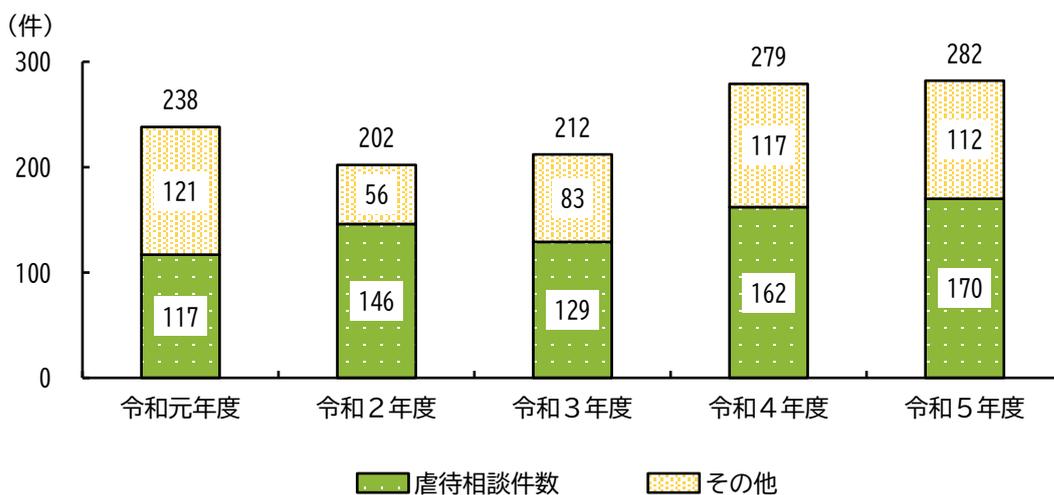


資料：青少年課（各年度4月1日現在）

(7) その他の状況

① 児童相談（新規）件数の推移

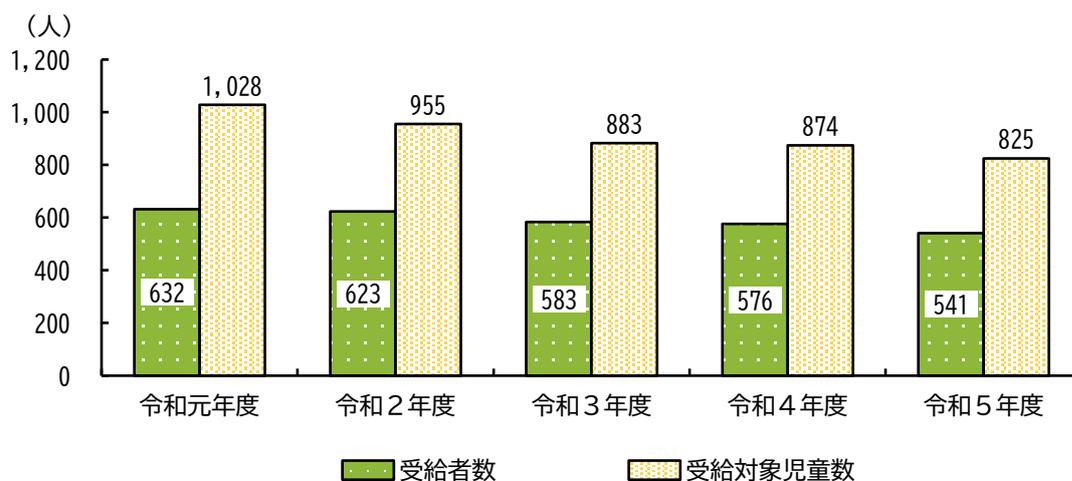
市が受け付けた児童相談件数は、令和4年度に279件と増加し、令和5年度はさらに増加し282件となっています。



資料：子ども家庭支援センター（各年度3月31日現在）

② 児童扶養手当受給者数の推移 ※

市の児童扶養手当の受給者数・受給対象児童数は減少傾向にあり、令和5年度は受給者数が541人、受給対象児童数が825人となっています。



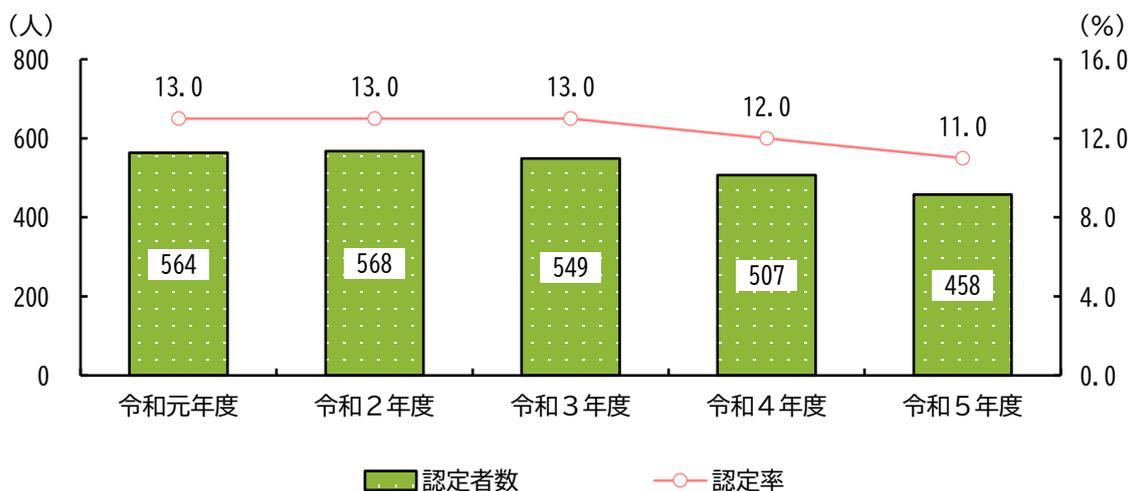
資料：子育て支援課（各年度3月31日現在）

※ 児童扶養手当：ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進のために支給される手当

③ 就学援助認定者数の推移 ※

・小学生

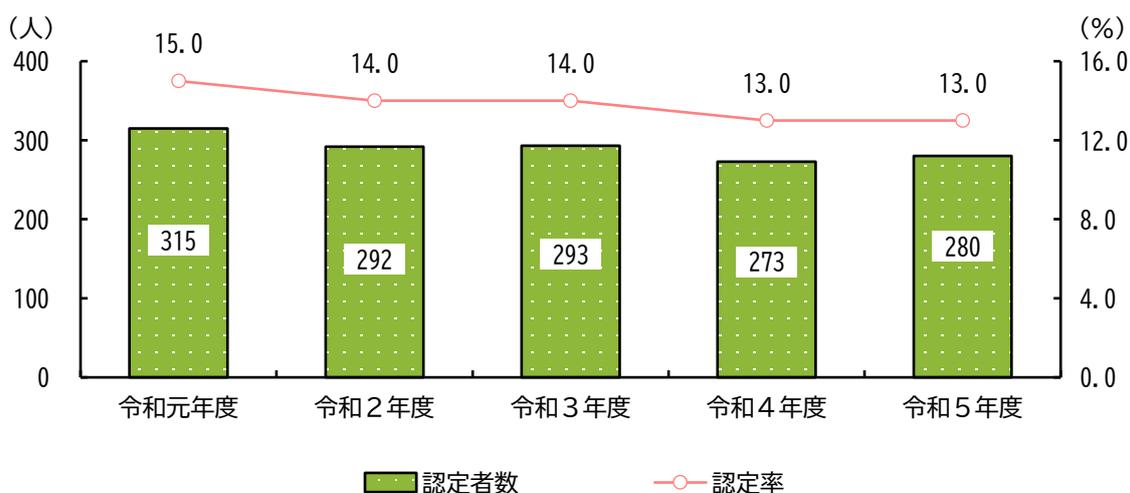
市の小学生における就学援助認定者数は令和2年度以降減少しており、令和5年度は認定者数は458人、市内全小学生に対する認定率は11.0%となっています。



資料：教育総務課

・中学生

市の中学生における就学援助認定者数は減少傾向にあり、令和5年度で認定者数は280人、市内全中学生に対する認定率は13.0%となっています。

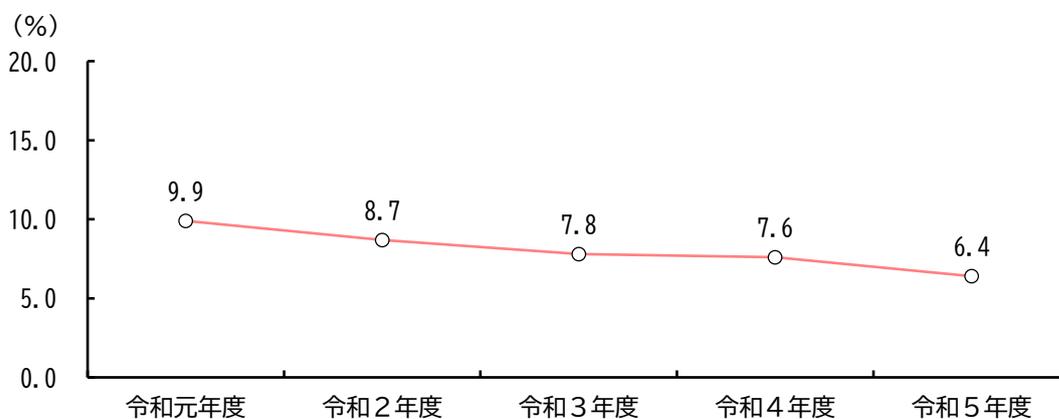


資料：教育総務課

※ 就学援助：公立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者で、経済的な困難を抱えている場合に、教育費の一部を援助するもの

④ 18歳未満の子どもがいる世帯の生活保護受給率

市の18歳未満の子どもがいる世帯の生活保護受給率は減少傾向にあり、令和5年度は6.4%となっています。



資料：生活福祉課（各年度3月31日現在）

⑤ 生活保護世帯の進学者数

市の生活保護世帯の進学者数は減少傾向にあり、令和5年度は高校等への進学者数は6人、大学等への進学者数は2人となっています。

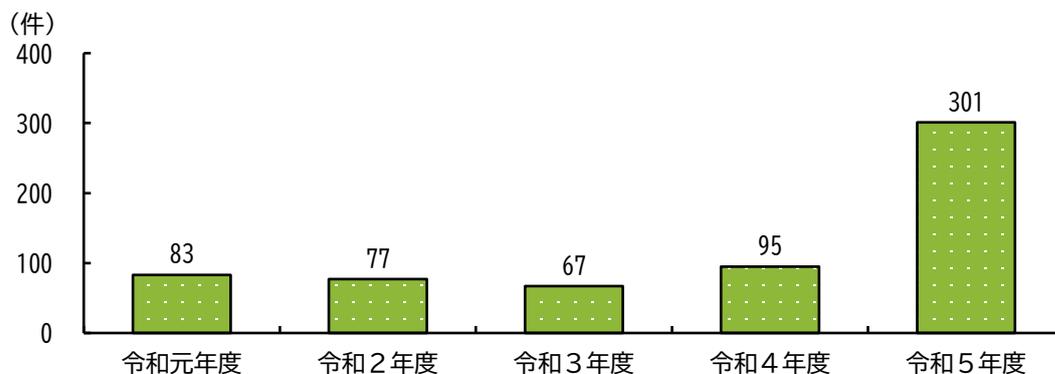
単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中学校等卒業者数	26	14	15	15	7
高校等への進学者数	24	14	12	13	6
18歳の人数 (翌年度4月1日時点)	15	7	16	4	5
高校等卒業者数	12	20	14	11	8
大学等への進学者数	5	8	6	5	2

資料：生活福祉課（各年度3月31日現在）

⑥ いじめ認知件数の推移

市のいじめ認知件数は令和4年度から令和5年度にかけて急激に増加しており、令和5年度で301件となっています。

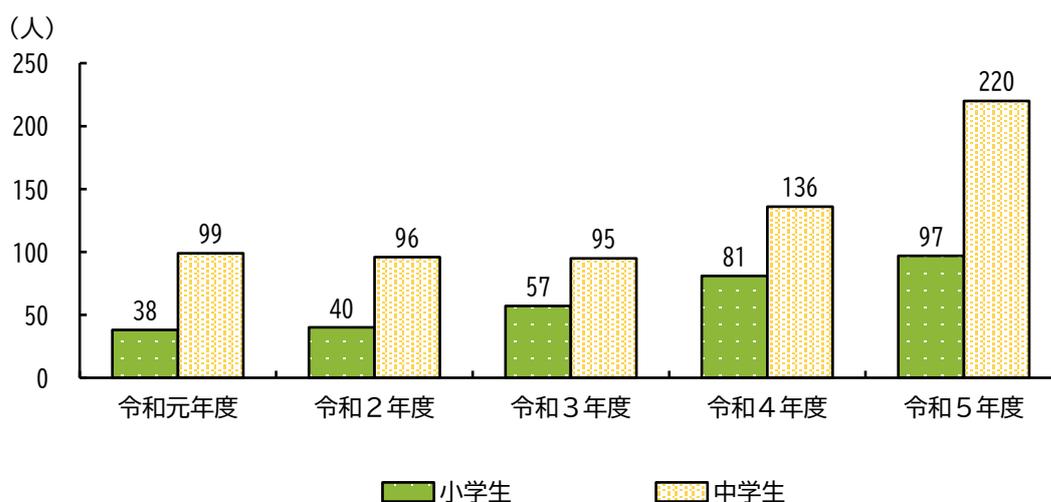


資料：教育指導課（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 文部科学省）

※ 令和5年度のいじめ認知件数の増については、いじめの定義に対する理解が広がったことや、アンケートの実施や教育相談の充実等、実態を把握するための取組等の影響があると考えられる。

⑦ 不登校児童・生徒数の推移

市の不登校児童・生徒数は増加しており、令和5年度で小学生が97人、中学生が220人となっています。特に、中学生が大幅に増加しており、令和4年度から令和5年度にかけて84人増加しています。



資料：教育指導課（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 文部科学省）

《④から⑦の項目については、本計画からの新規掲載項目です》

2 ニーズ調査からみる東大和市の現状

市民の生活実態や要望・意見等を把握し、今後の計画に反映させるための基礎資料とするため、東大和市子ども・若者・子育て支援ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）やワークショップ等を実施しました。

(1) 東大和市子ども・若者・子育て支援ニーズ調査 概要

① 調査対象

未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生、高校生世代、若者 計 8,139人

② 調査期間

令和6年2月14日～令和6年3月4日

③ 調査方法

郵送配布・郵送回収及びインターネット回答

④ 回収状況

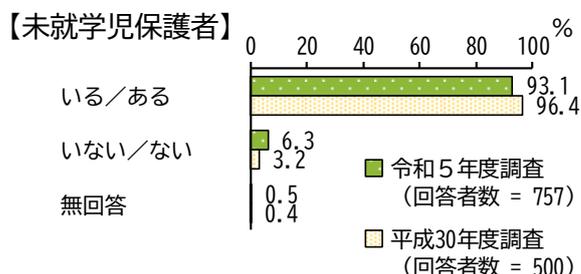
調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学児保護者	1,800 通	757 通 (うち、WEB 368 通)	42.1%
小学生保護者	1,600 通	657 通 (うち、WEB 315 通)	41.1%
中学生	1,400 通	424 通 (うち、WEB 169 通)	30.3%
高校生	2,339 通	218 通 (うち、WEB 218 通)	9.3%
若者	1,000 通	199 通 (うち、WEB 98 通)	19.9%
合計	8,139 通	2,273 通 (うち、WEB 1,168 通)	27.9%

(2) 東大和市子ども・若者・子育て支援ニーズ調査 結果 (調査対象：未就学児の保護者・小学生の保護者)

① 子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無（単数回答）

「いる／ある」の割合が 93.1%、「いない／ない」の割合が 6.3%となっています。

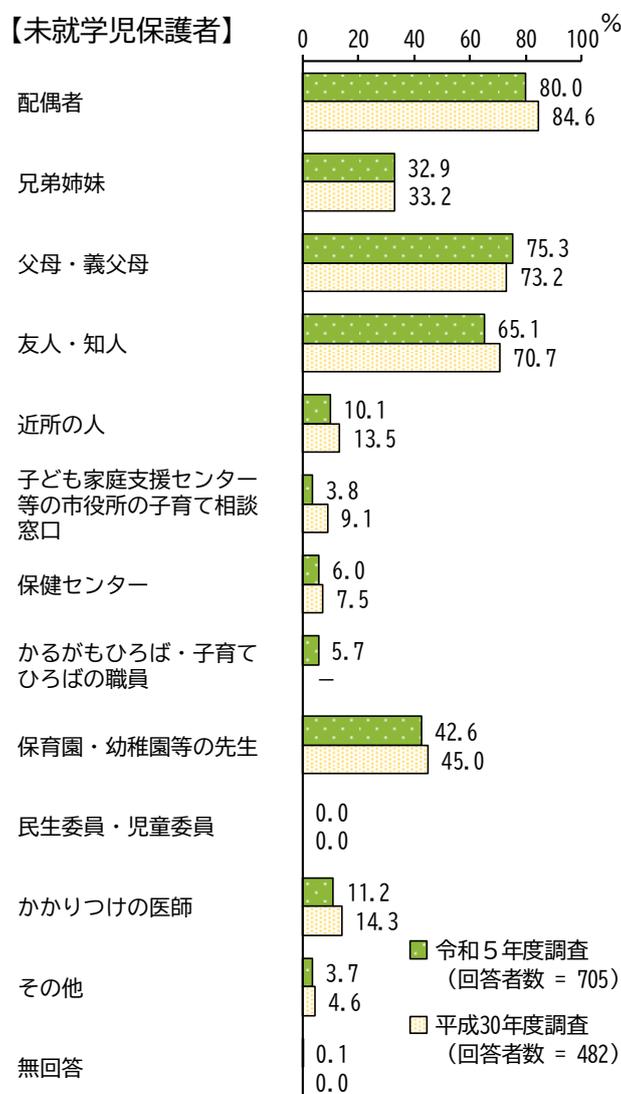
平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 子育てをする上での相談先（複数回答）

「配偶者」の割合が 80.0%と最も高く、次いで「父母・義父母」の割合が 75.3%、「友人・知人」の割合が 65.1%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「友人・知人」「子ども家庭支援センター等の市役所の子育て相談窓口」の割合が減少しています。



※平成 30 年度調査では、「かるがもひろば・子育てひろばの職員」の選択肢はありませんでした。

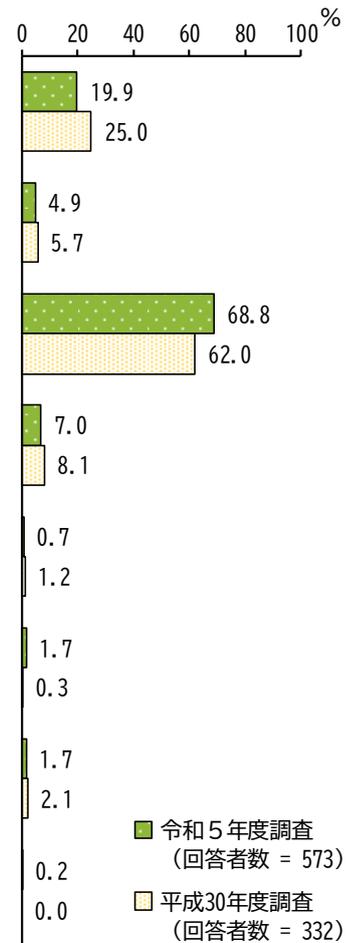
③ 平日に利用している教育・保育の事業（複数回答）

「保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が68.8%と最も高く、次いで「幼稚園（幼児教育を行う施設。通常の就園時間の利用のみ）」の割合が19.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（幼児教育を行う施設。通常の就園時間の利用のみ）」の割合が減少しています。

【未就学児保護者】

- 幼稚園（幼児教育を行う施設。通常の就園時間の利用のみ）
- 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
- 保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）
- 認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）
- 認証保育所（認可保育園ではないが、東京都が認証した施設）
- その他の認可外の保育施設（企業主導型保育施設など、認可を受けていない保育施設）
- その他
- 無回答



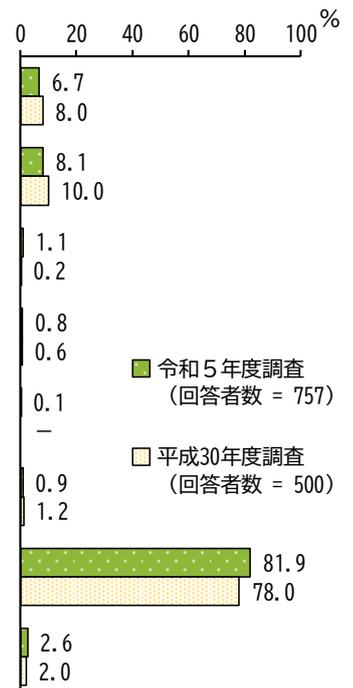
④ 不定期の教育・保育事業の利用（複数回答）

「利用していない」の割合が81.9%と最も高くなっていますが、「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」についてはわずかに利用がみられます。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【未就学児保護者】

- 一時預かり
- 幼稚園の預かり保育
- ファミリー・サポート・センター事業（さわやかサービス）
- ベビーシッター
- 子どもショートステイ
- その他
- 利用していない
- 無回答



※前回調査では、「子どもショートステイ」の選択肢はありませんでした。

⑤ 母親の現在の就労状況（単数回答）

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が32.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が23.7%、となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。

【未就学児保護者】

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である

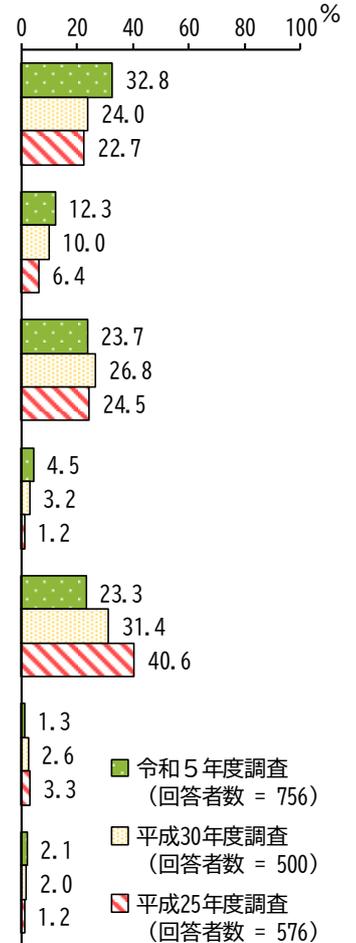
パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である

以前は就労していたが、現在は就労していない

これまで就労したことがない

無回答

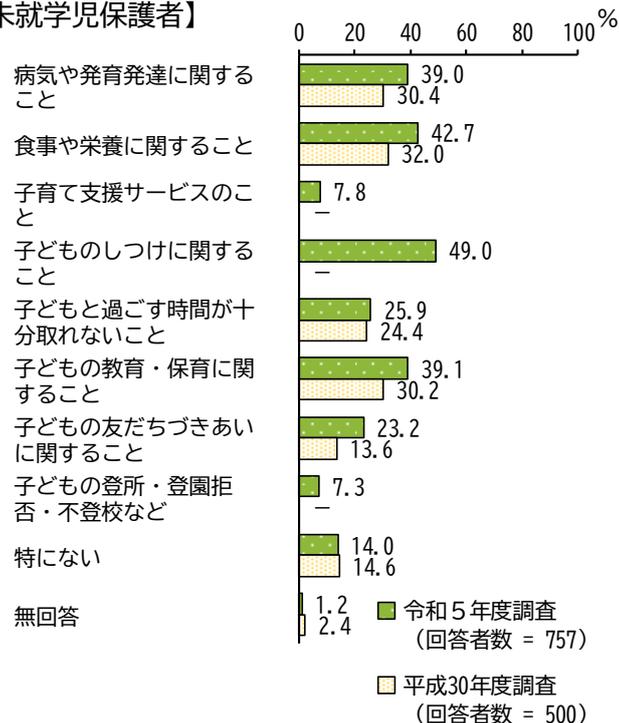


⑥ 子どもに関して、日常悩んでいることや気になること（複数回答）

「子どものしつけに関すること」の割合が49.0%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」の割合が42.7%、「子どもの教育・保育に関すること」の割合が39.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「病気や発育発達に関すること」、「食事や栄養に関すること」、「子どもの教育・保育に関すること」、「子どもの友だちづきあいに関すること」の割合が増加しています。

【未就学児保護者】



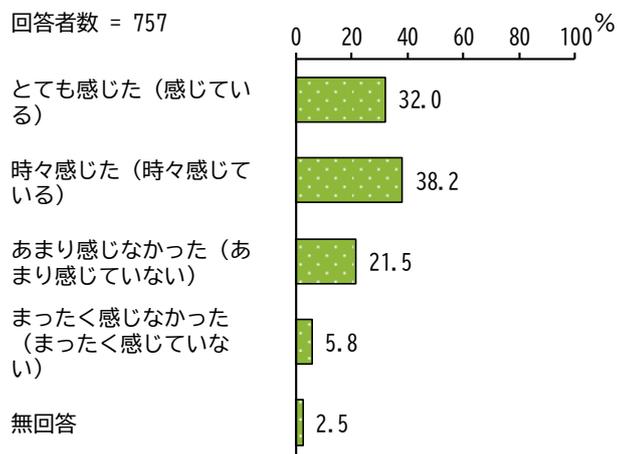
※平成30年度調査では、「子育て支援サービスのこと」「子どものしつけに関すること」「子どもの登所・登園拒否・不登校など」の選択肢はありませんでした。

⑦ 産後に不安や負担を感じたか（単数回答）

「時々感じた（時々感じている）」の割合が38.2%と最も高く、次いで「とても感じた（感じている）」の割合が32.0%、「あまり感じなかった（あまり感じていない）」の割合が21.5%となっています。

【未就学児保護者】

回答者数 = 757

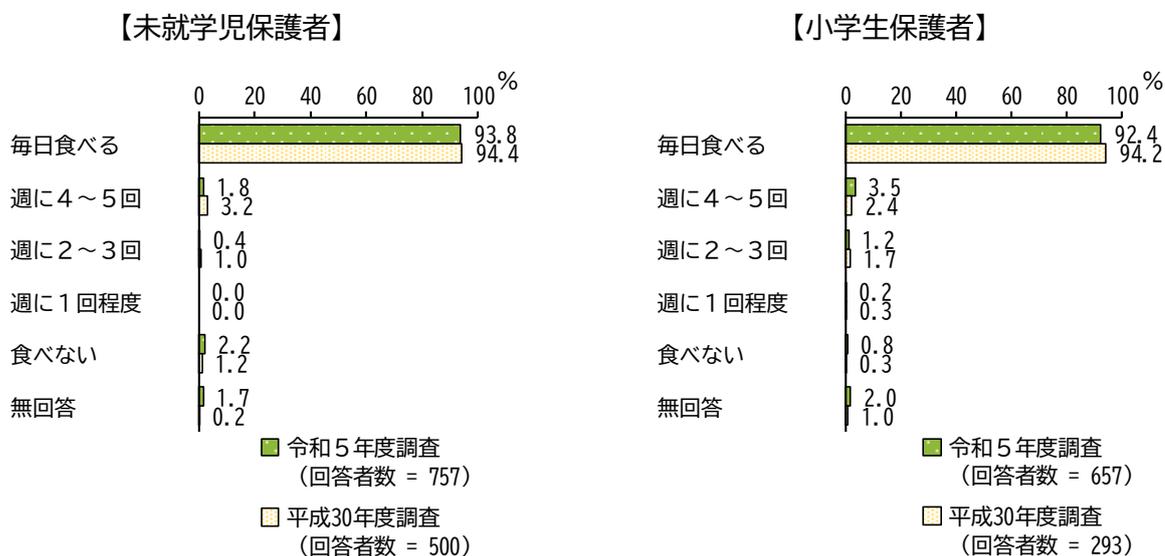


⑧ 過去1か月の朝食の状況（単数回答）

未就学児では、「毎日食べる」の割合が93.8%と最も高くなっています。

小学生では、「毎日食べる」の割合が92.4%と最も高くなっています。

未就学児、小学生ともに、平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

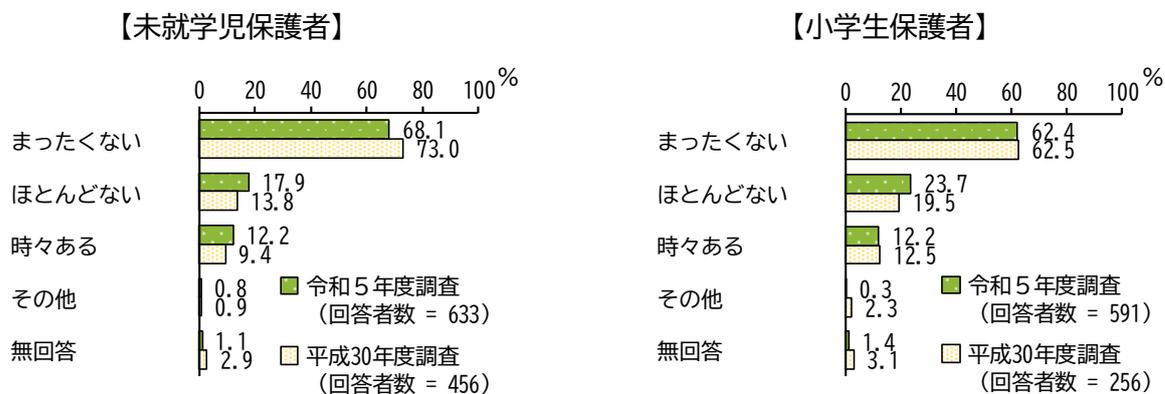


⑨ 夕食を子どもたちだけで食べたり、ひとりで食べたりする頻度（単数回答）

未就学児では、「まったくない」の割合が68.1%と最も高く、次いで「ほとんどない」の割合が17.9%、「時々ある」の割合が12.2%となっています。

小学生では、「まったくない」の割合が62.4%と最も高く、次いで「ほとんどない」の割合が23.7%、「時々ある」の割合が12.2%となっています。

未就学児、小学生ともに、平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑩ 放課後の時間を過ごさせたい場所（複数回答）

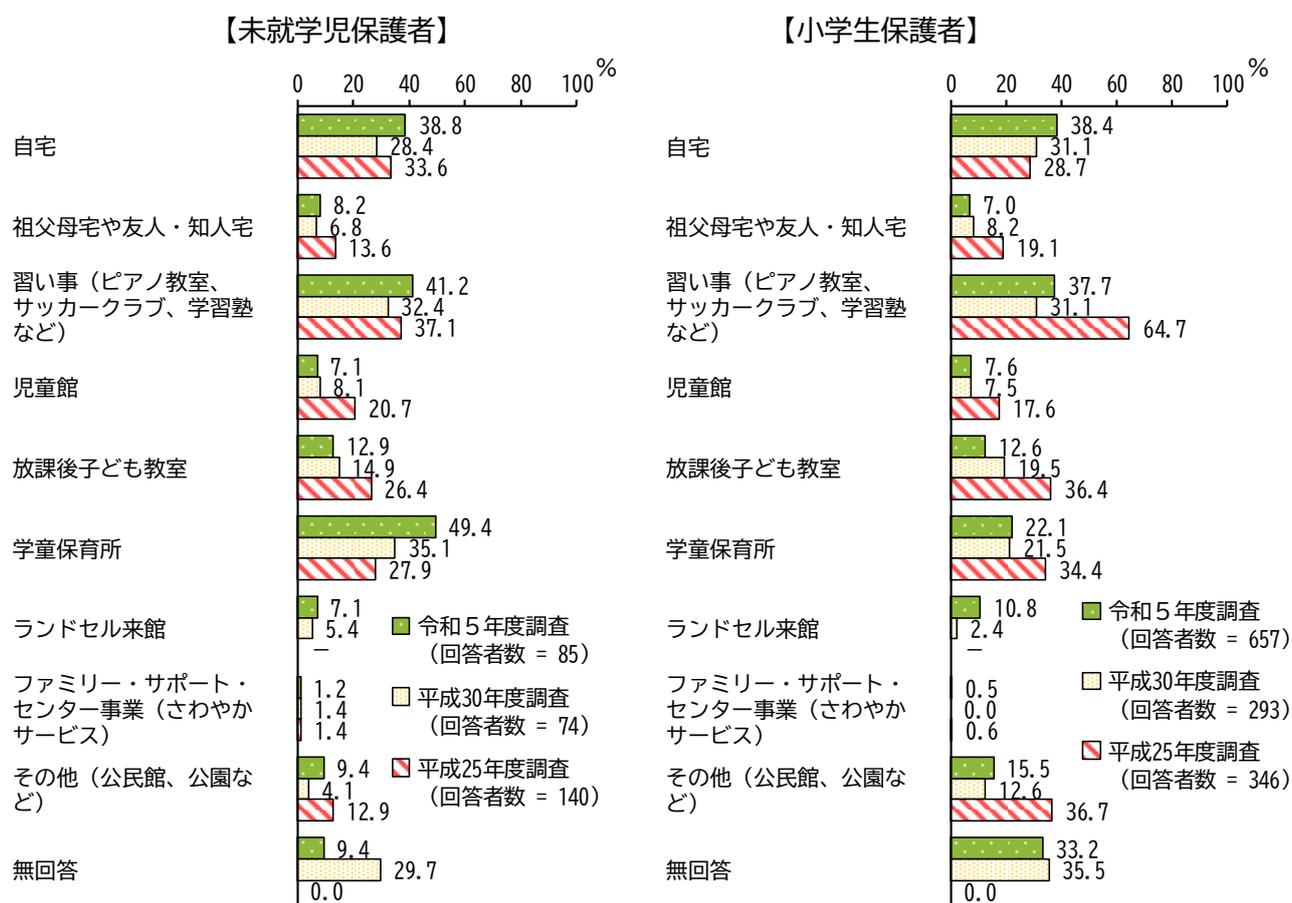
低学年時（1～3年生）

未就学児の保護者では、子どもが小学校低学年時に放課後を過ごさせたい場所として「学童保育所」の割合が49.4%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が41.2%、「自宅」の割合が38.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「学童保育所」「その他（公民館、公園など）」の割合が増加しています。

小学生保護者では、「自宅」の割合が38.4%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が37.7%、「学童保育所」の割合が22.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「ランドセル来館」の割合が増加しています。一方、「放課後子ども教室」の割合が減少しています。



平成25年度調査では、「ランドセル来館」の選択肢はありませんでした。

高学年時（４～６年生）

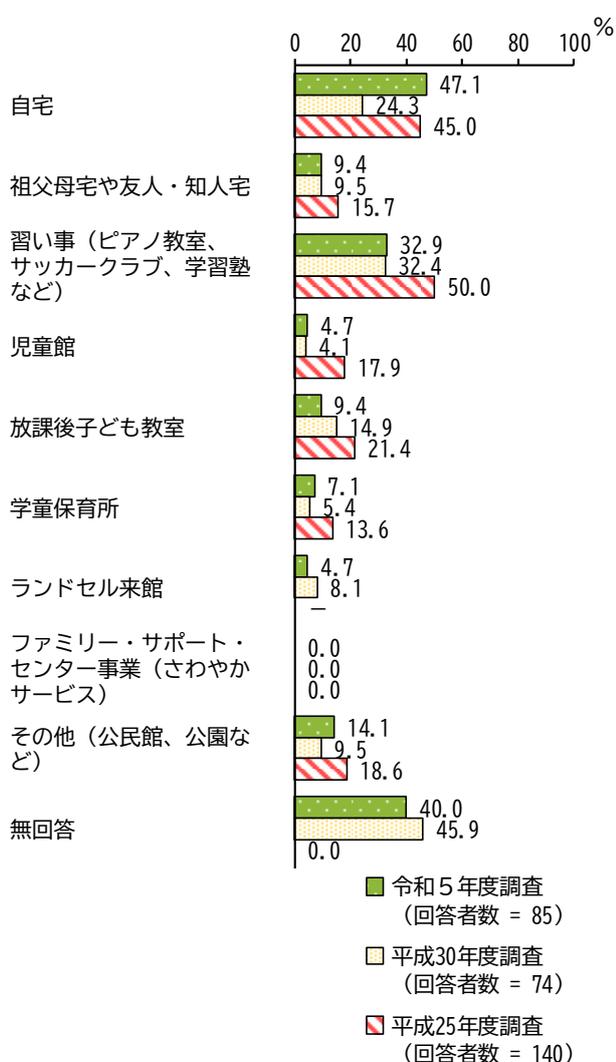
未就学児の保護者では、子どもが小学校高学年時に放課後を過ごさせたい場所として「自宅」の割合が47.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が32.9%、「その他（公民館、公園など）」の割合が14.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「自宅」の割合が増加しています。一方、「放課後子ども教室」の割合が減少しています。

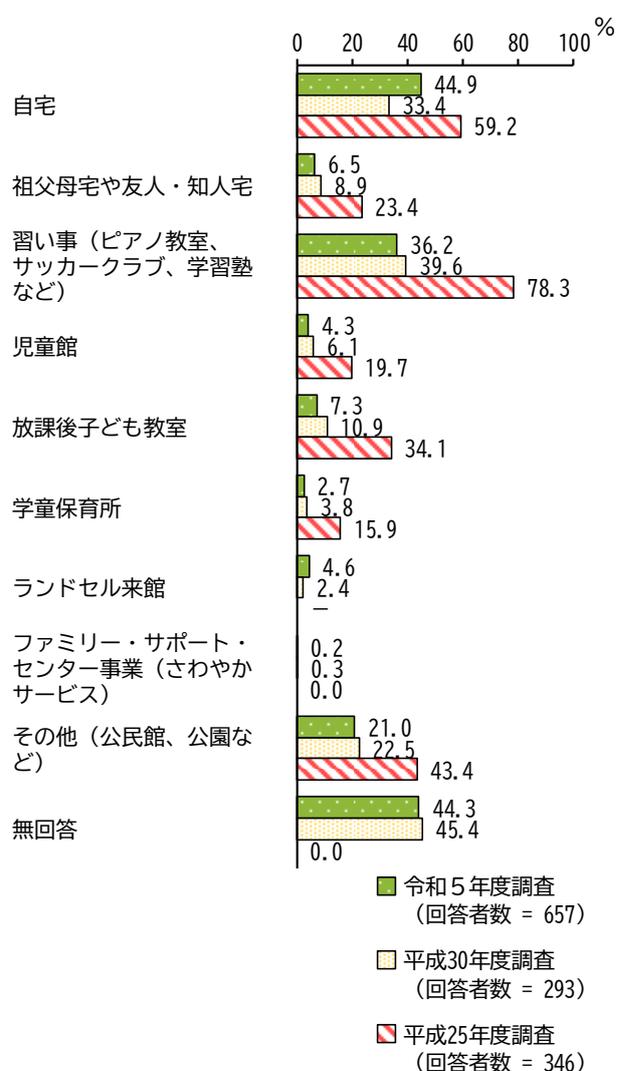
小学生の保護者では、「自宅」の割合が44.9%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が36.2%、「その他（公民館、公園など）」の割合が21.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「自宅」の割合が増加しています。

【未就学児保護者】



【小学生保護者】



※平成 25 年度調査では、「ランドセル来館」の選択肢はありませんでした。

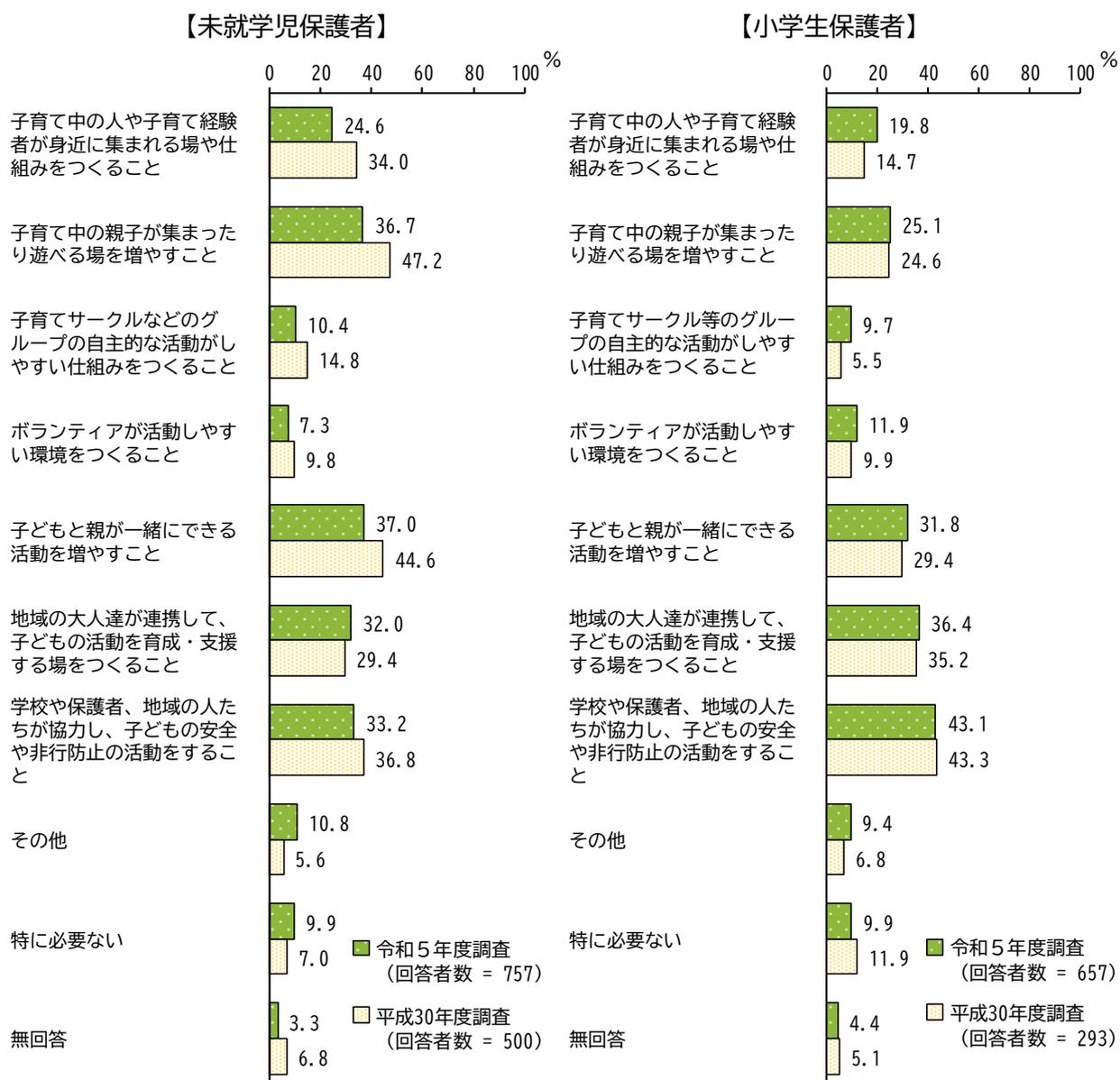
⑪ 安心して子育てをするために必要な地域での取組（複数回答）

未就学児保護者では、「子どもと親と一緒にできる活動を増やすこと」の割合が37.0%と最も高く、次いで「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やすこと」の割合が36.7%、「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする事」の割合が33.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組みをつくること」、「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やすこと」、「子どもと親と一緒にできる活動を増やすこと」の割合が減少しています。

小学生保護者では、「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする事」の割合が43.1%と最も高く、次いで「地域の大人達が連携して、子どもの活動を育成・支援する場をつくること」の割合が36.4%、「子どもと親と一緒にできる活動を増やすこと」の割合が31.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組みをつくること」の割合が増加しています。

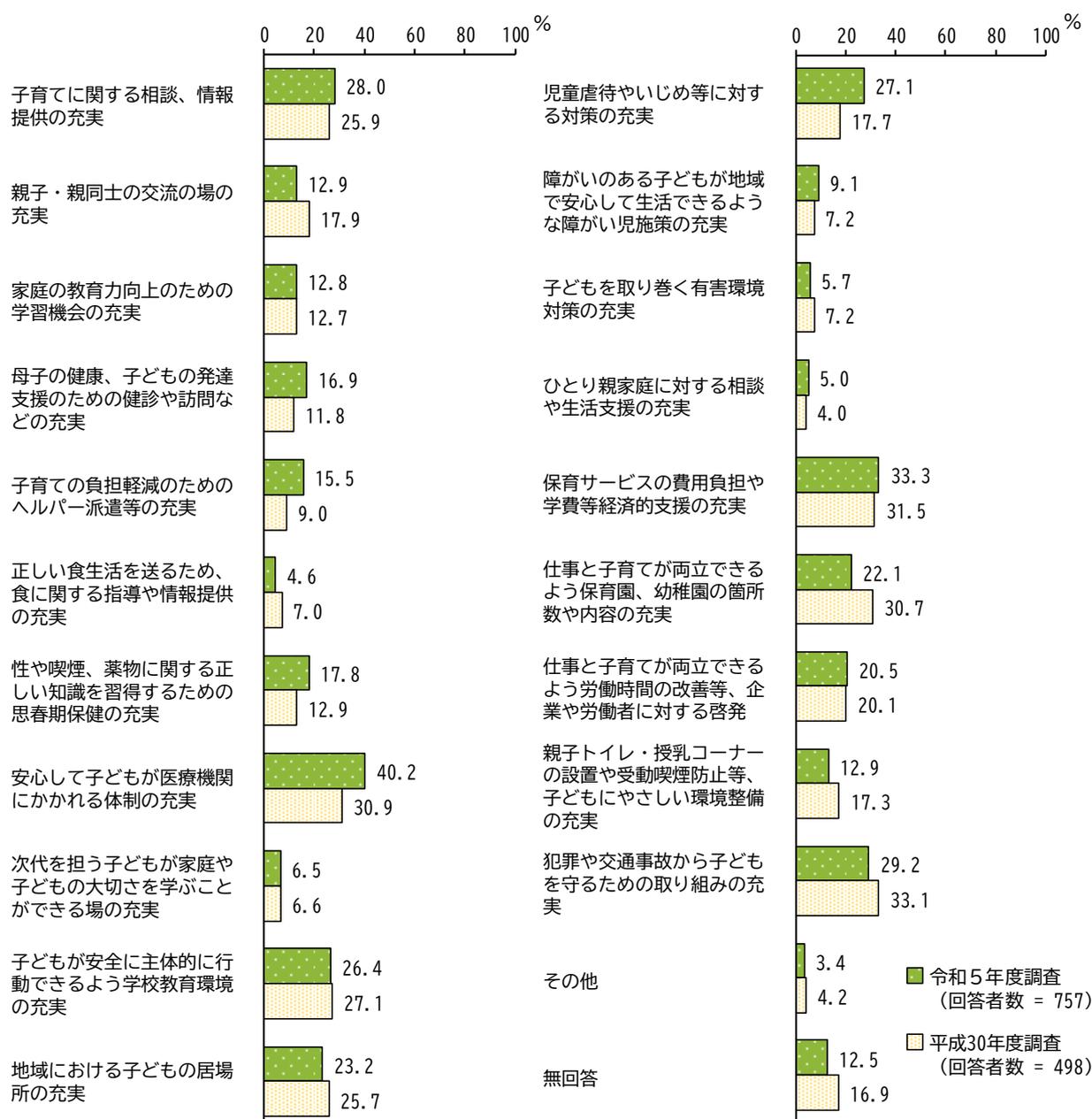


⑫ 市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと（〇は5つまで）

未就学児保護者では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」の割合が40.2%と最も高く、次いで「保育サービスの費用負担や学費等経済的支援の充実」の割合が33.3%、「犯罪や交通事故から子どもを守るための取組の充実」の割合が29.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「母子の健康、子どもの発達支援のための健診や訪問などの充実」、「子育ての負担軽減のためのヘルパー派遣等の充実」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」、「児童虐待やいじめ等に対する対策の充実」の割合が増加しています。一方、「仕事と子育てが両立できるよう保育園、幼稚園の箇所数や内容の充実」の割合が減少しています。

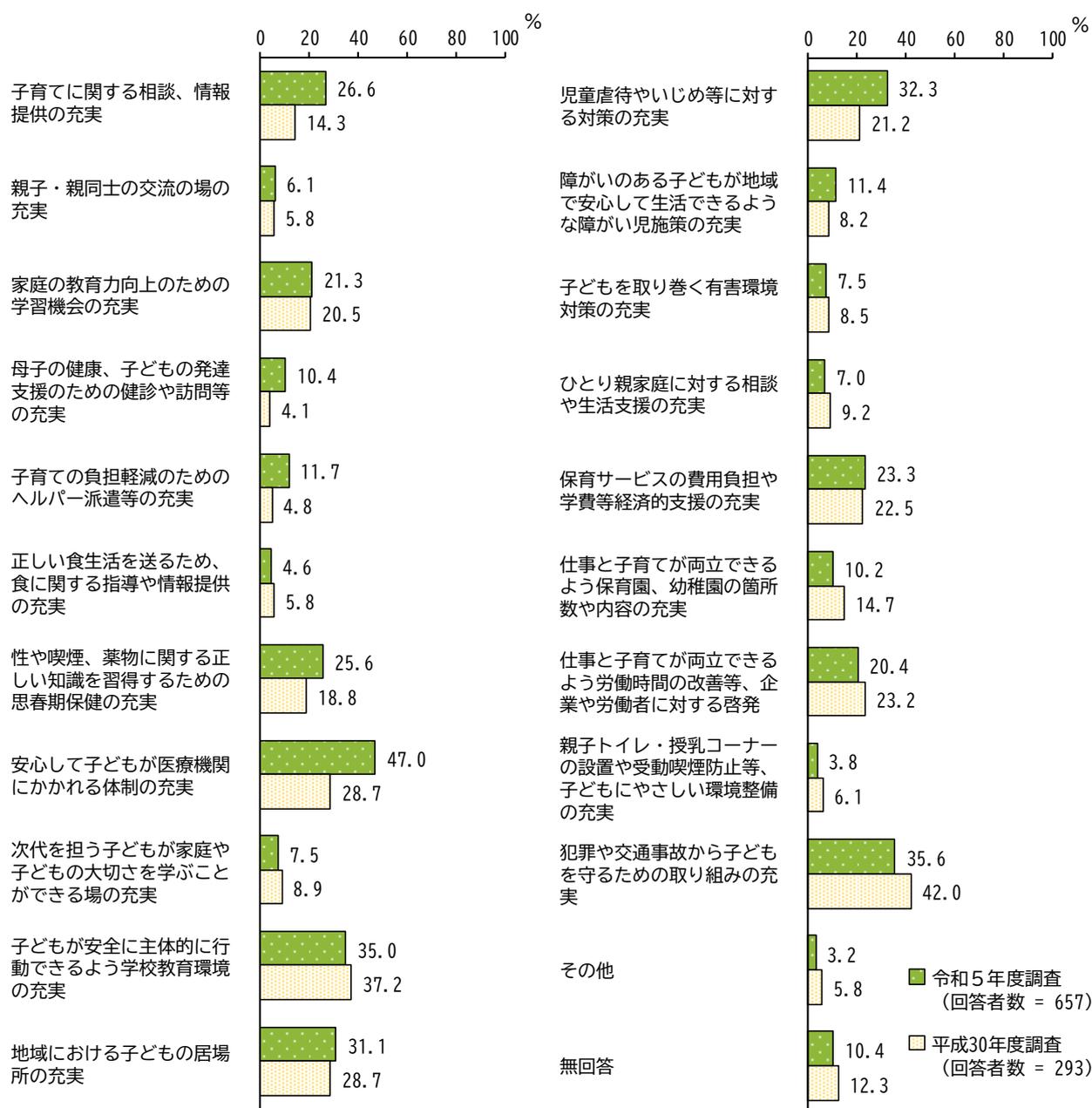
【未就学児保護者】



小学生保護者では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」の割合が47.0%と最も高く、次いで「犯罪や交通事故から子どもを守るための取組の充実」の割合が35.6%、「子どもが安全に主体的に行動できるよう学校教育環境の充実」の割合が35.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子育てに関する相談、情報提供の充実」、「母子の健康、子どもの発達支援のための健診や訪問等の充実」、「子育ての負担軽減のためのヘルパー派遣等の充実」、「性や喫煙、薬物に関する正しい知識を習得するための思春期保健の充実」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」、「児童虐待やいじめ等に対する対策の充実」の割合が増加しています。

【小学生保護者】



⑬ 育児休業の取得状況（単数回答）

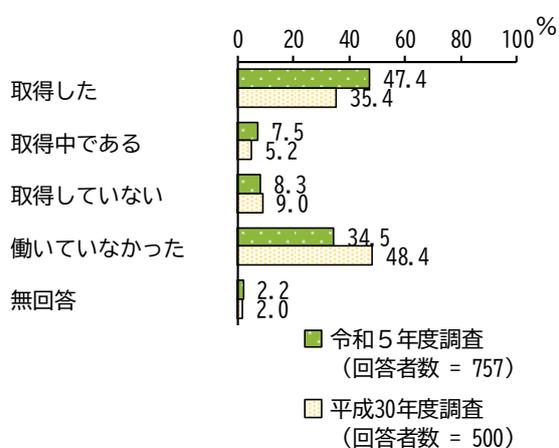
母親では、「取得した」の割合が47.4%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が34.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

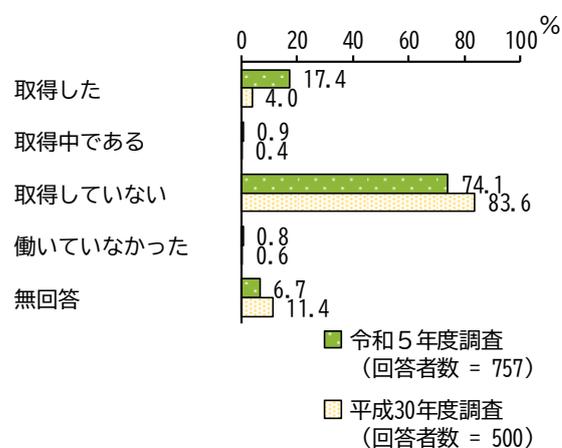
父親では、「取得していない」の割合が74.1%と最も高く、次いで「取得した」の割合が17.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。

【未就学児保護者 母親】



【未就学児保護者 父親】



⑭ 育児休業を取得していない理由（複数回答）

母親では、「子育てや家事に専念するため退職したため」の割合が25.4%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかったため（就業規則に定めがなかった）」の割合が20.6%、「収入減となり、経済的に苦しくなるため」の割合が15.9%となっています。

過去の調査と比較すると、「仕事が忙しかったため」「仕事に戻るのが難しそうだったため」「（産休後に）仕事に早く復帰したかったため」「収入減となり、経済的に苦しくなるため」の割合が増加しています。

【未就学児保護者 母親】

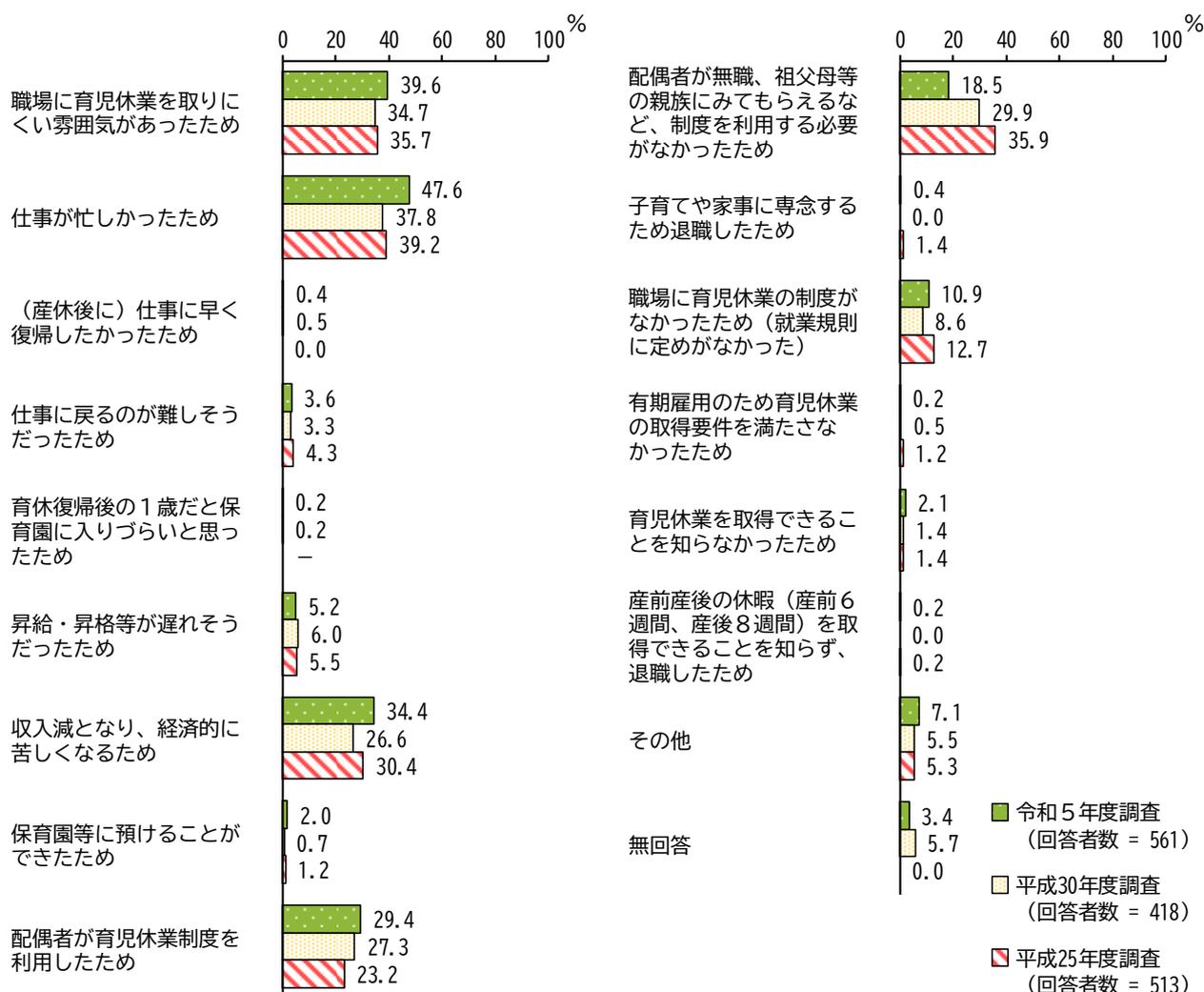


※平成 25 年度調査では、「育休復帰後の1歳だと保育園に入りづらいと思ったため」の選択肢はありませんでした。

父親では、「仕事が忙しかったため」の割合が47.6%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったため」の割合が39.6%、「収入減となり、経済的に苦しくなるため」の割合が34.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「仕事が忙しかったため」「収入減となり、経済的に苦しくなるため」の割合が増加しています。一方、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかったため」の割合が減少しています。

【未就学児保護者 父親】



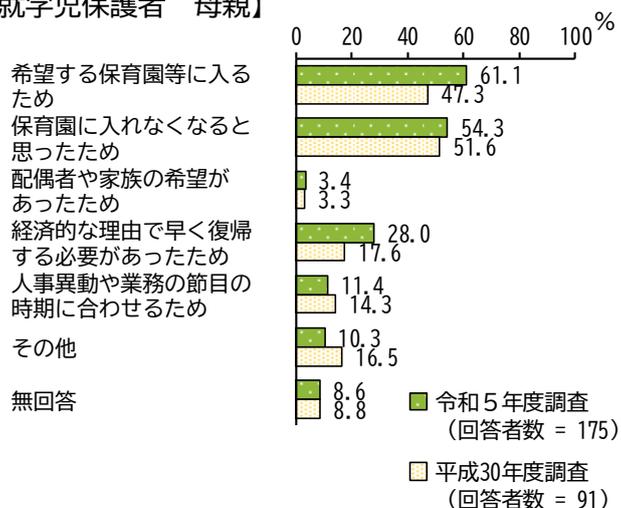
※平成 25 年度調査では、「育休復帰後の1歳だと保育園に入りづらいと思ったため」の選択肢はありませんでした。

⑮ 希望の時期より早く職場復帰した理由（複数回答）

「希望する保育園等に入るため」の割合が61.1%と最も高く、次いで「保育園に入れなくなるといったため」の割合が54.3%、「経済的な理由で早く復帰する必要があるため」の割合が28.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「希望する保育園等に入るため」「経済的な理由で早く復帰する必要があるため」の割合が増加しています。

【未就学児保護者 母親】

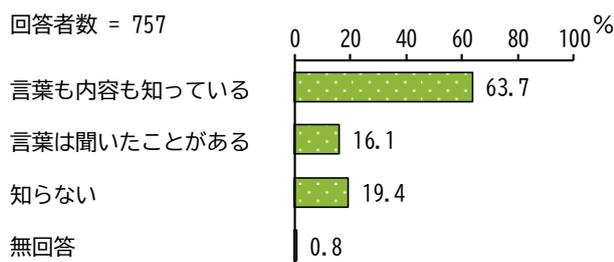


⑯ ヤングケアラーという言葉の認知度（単数回答）

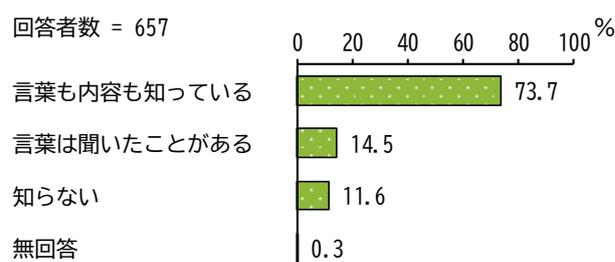
未就学児保護者では、「言葉も内容も知っている」の割合が63.7%と最も高く、次いで「知らない」の割合が19.4%、「言葉は聞いたことがある」の割合が16.1%となっています。

小学生保護者では、「言葉も内容も知っている」の割合が73.7%と最も高く、次いで「言葉は聞いたことがある」の割合が14.5%、「知らない」の割合が11.6%となっています。

【未就学児保護者】



【小学生保護者】

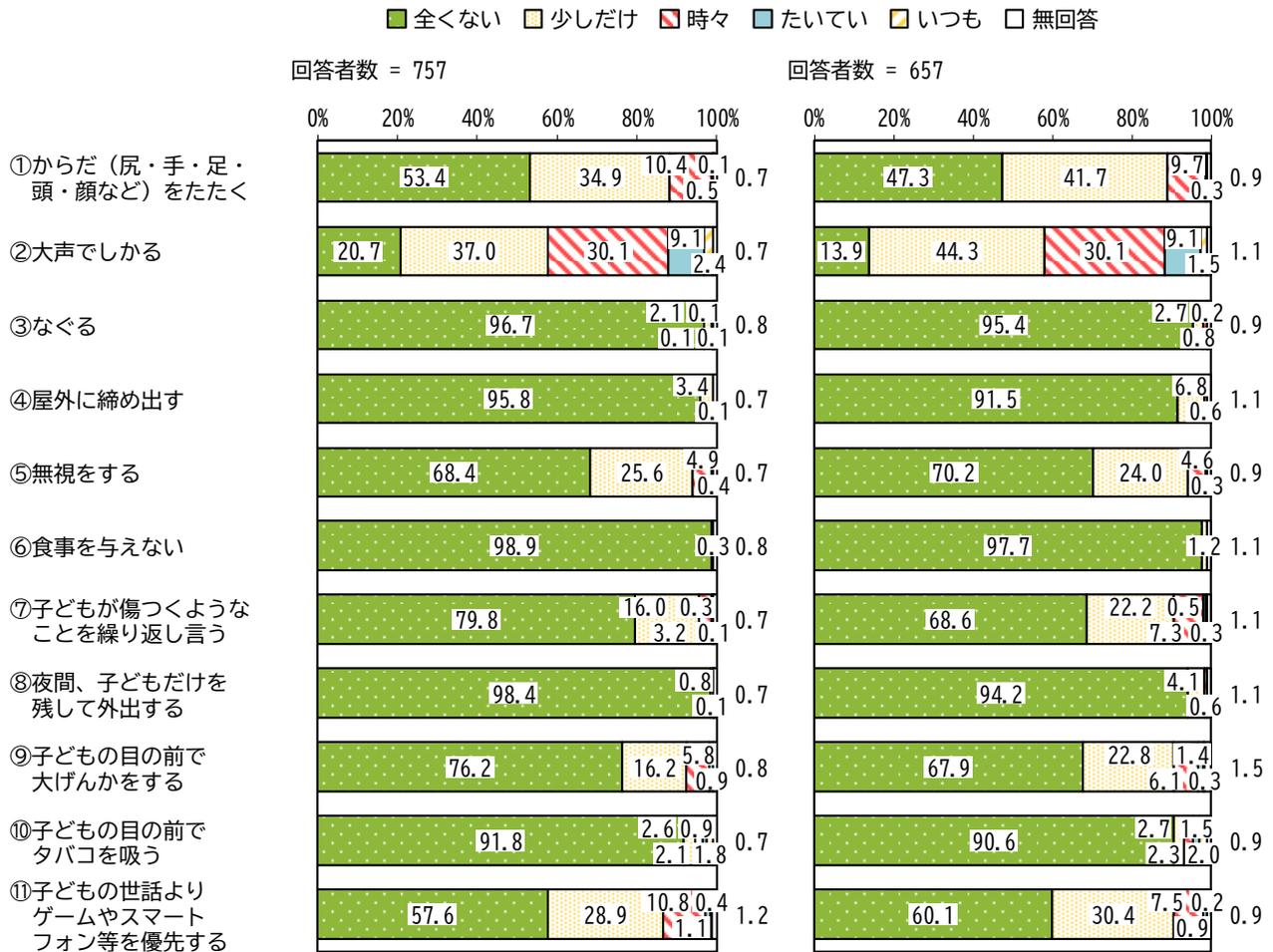


⑰ 子どもに対して、思わずたいたり、子どもの心を傷つけてしまうような言動をしたり、子どもの相手や世話をしないことの有無（単数回答）

未就学児、小学生ともに、「①からだ（尻・手・足・頭・顔など）をたたく」「②大声でしかる」で「少しだけ」の割合が高くなっています。

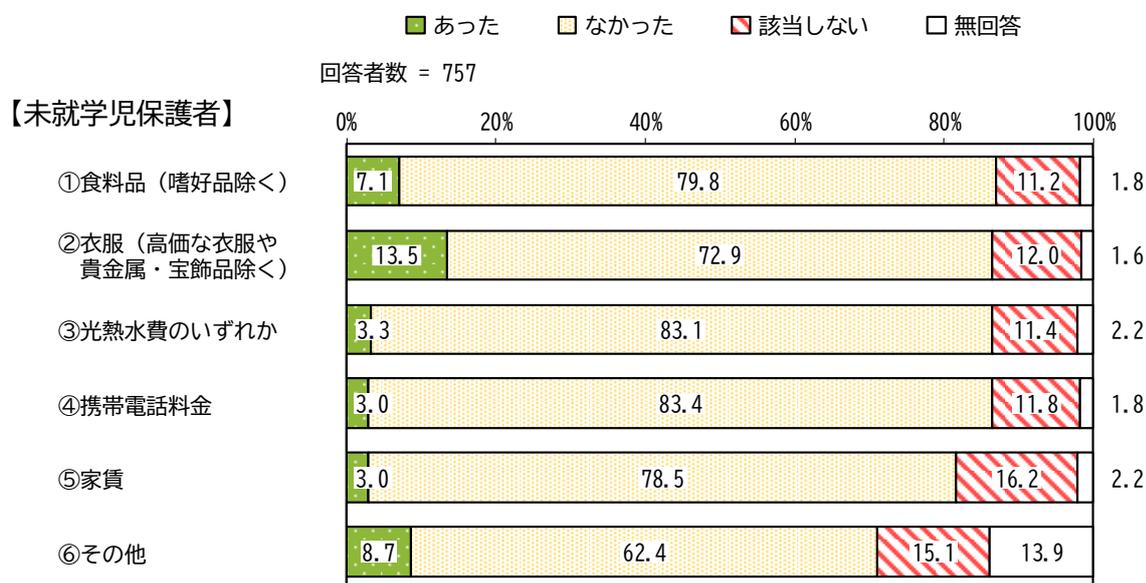
【未就学児保護者】

【小学生保護者】



⑱ 経済的な理由で買えなかったり、支払うことができなかったことの有無
(単数回答)

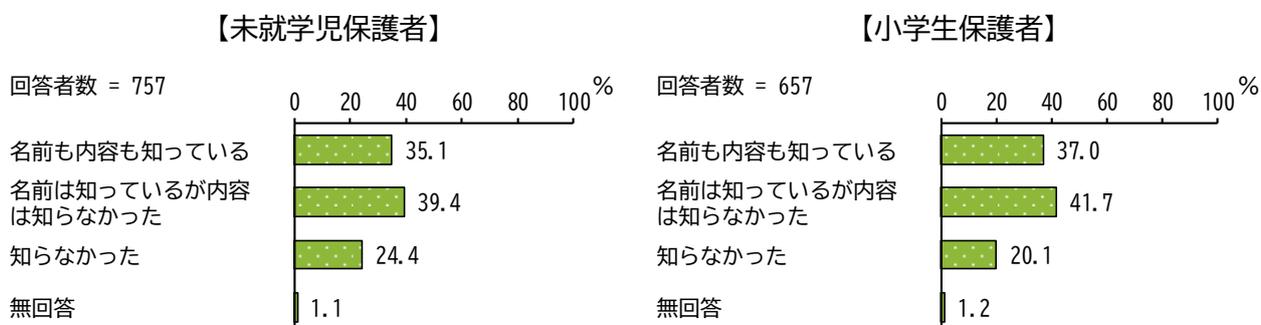
「②衣服(高価な衣服や貴金属・宝飾品除く)」で「あった」の割合が高くなっています。



⑲ 「子どもの権利」の認知度(単数回答)

未就学児保護者では、「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が39.4%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が35.1%、「知らなかった」の割合が24.4%となっています。

小学生保護者では、「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が41.7%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が37.0%、「知らなかった」の割合が20.1%となっています。



⑳ 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと（複数回答）

未就学児保護者では、「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が78.9%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」の割合が78.3%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が73.1%となっています。

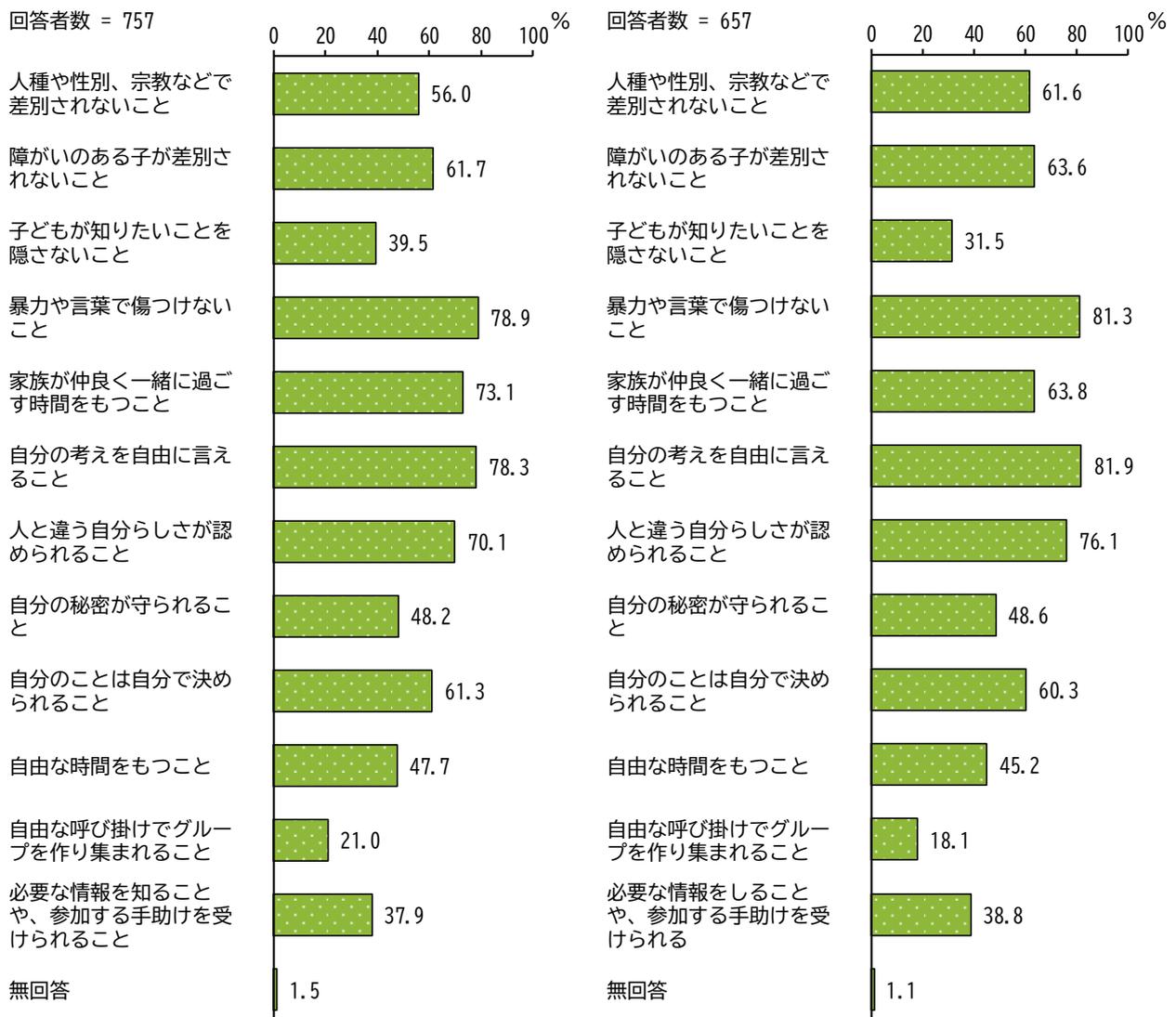
小学生保護者では、「自分の考えを自由に言えること」の割合が81.9%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が81.3%、「人と違う自分らしさが認められること」の割合が76.1%となっています。

【未就学児保護者】

【小学生保護者】

回答者数 = 757

回答者数 = 657



⑳ 東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）の認知度（単数回答）

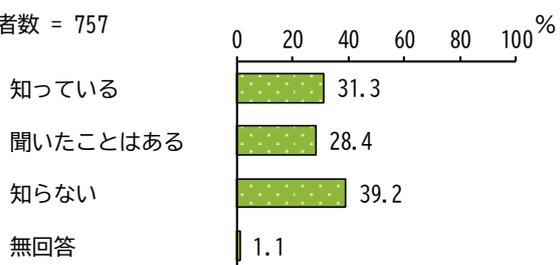
未就学児保護者では、「知らない」の割合が39.2%と最も高く、次いで「知っている」の割合が31.3%、「聞いたことはある」の割合が28.4%となっています。

小学生保護者では、「知らない」の割合が37.7%と最も高く、次いで「聞いたことはある」の割合が32.1%、「知っている」の割合が29.4%となっています。

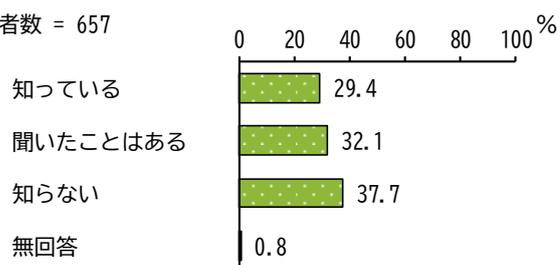
【未就学児保護者】

【小学生保護者】

回答者数 = 757



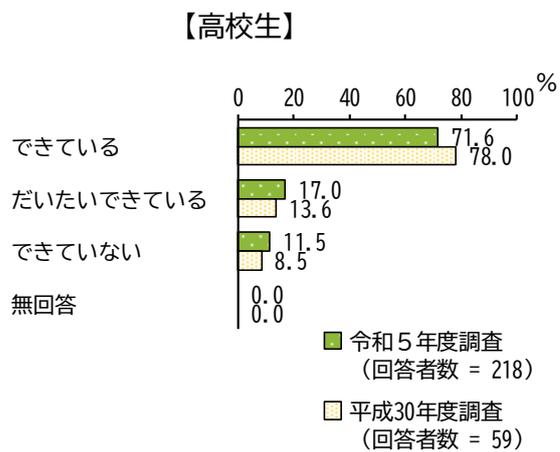
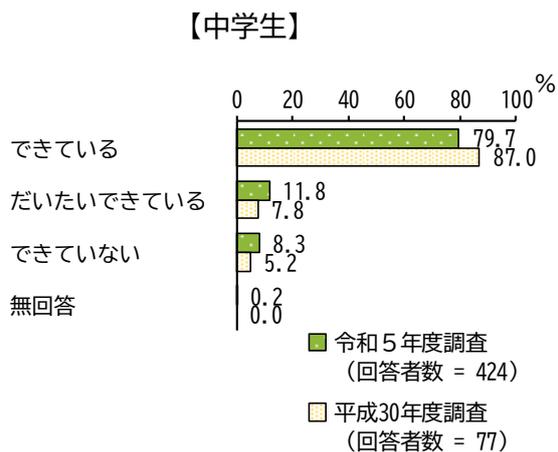
回答者数 = 657



(3) 東大和市子ども・若者・子育て支援ニーズ調査 結果 (調査対象：中学生・高校生)

① 朝食をとること (単数回答)

中学生、高校生ともに、平成30年度調査と比較すると、「できている」の割合が減少しています。



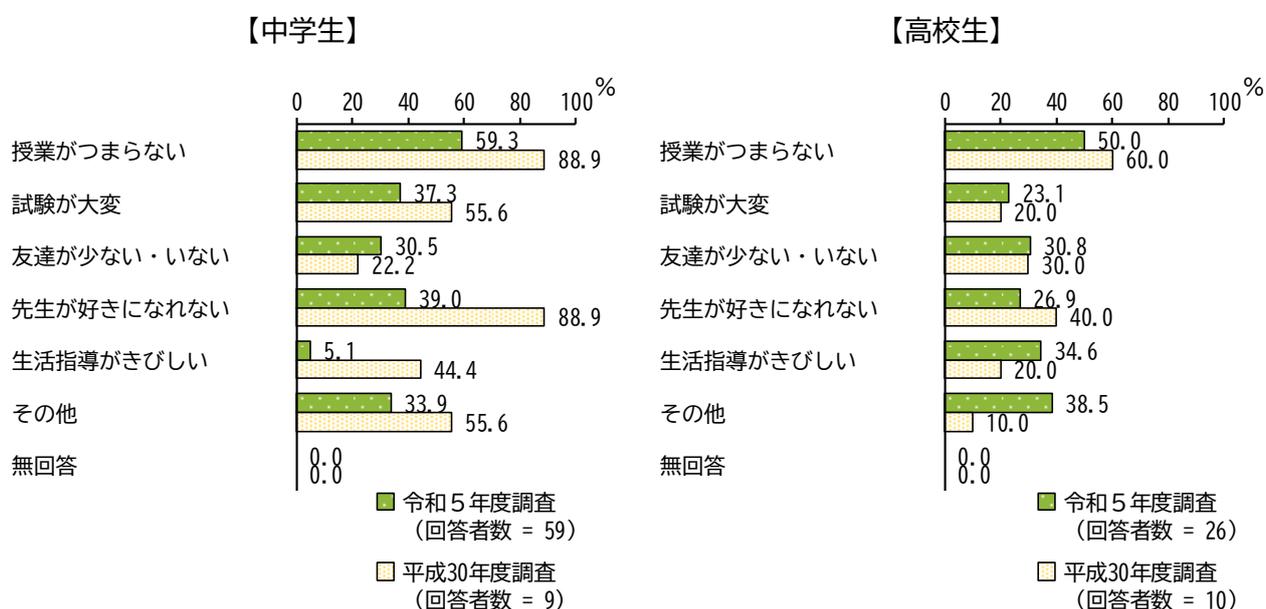
② 【学校は毎日楽しいですか】に対して「学校はあまり楽しくない、まったく楽しくない」と回答した方に聞いた）学校が楽しくない理由（複数回答）

中学生では、「授業がつまらない」の割合が59.3%と最も高く、次いで「先生が好きになれない」の割合が39.0%、「試験が大変」の割合が37.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「友達が少ない・いない」の割合が増加しています。一方、「授業がつまらない」「試験が大変」「先生が好きになれない」「生活指導がきびしい」の割合が減少しています。

高校生では、「授業がつまらない」の割合が50.0%と最も高く、次いで「生活指導がきびしい」の割合が34.6%、「友達が少ない・いない」の割合が30.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「生活指導がきびしい」の割合が増加しています。一方、「授業がつまらない」「先生が好きになれない」の割合が減少しています。



③ 自分にあてはまること（単数回答）

中学生では、『②好きなこと・やりたいことがある。』で「とてもあてはまる」の割合が高くなっています。一方、『⑥時間を自分で決めて行動できる。』で「まったくあてはまらない」の割合が高くなっています。

高校生では、『②好きなこと・やりたいことがある。』で「とてもあてはまる」の割合が高くなっています。一方、『⑨他の人に比べて物事をうまく進めることができる。』で「まったくあてはまらない」の割合が高くなっています。

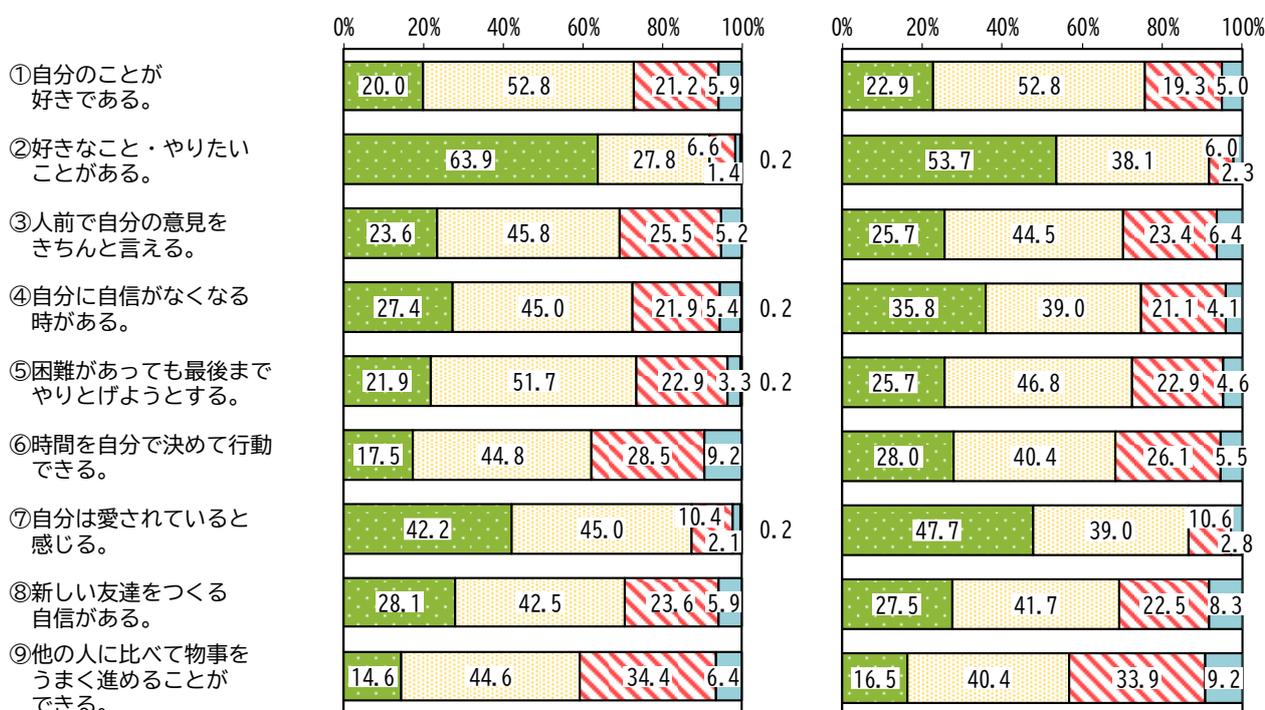
【中学生】

【高校生】

■ とてもあてはまる □ だいたいあてはまる ■ あまりあてはまらない ■ まったくあてはまらない □ 無回答

回答者数 = 424

回答者数 = 218

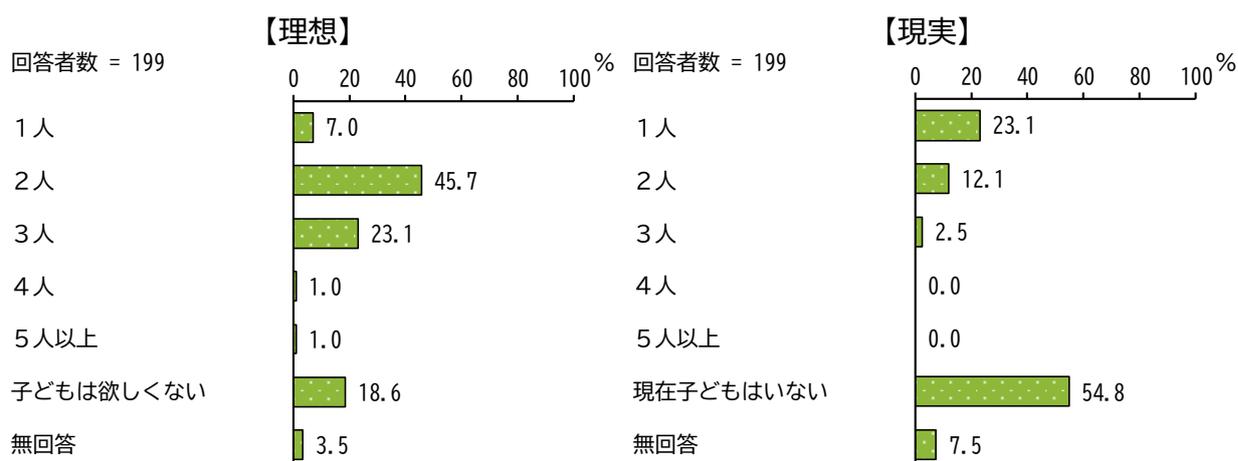


(4) 東大和市子ども・若者・子育て支援ニーズ調査 結果 (調査対象：若者)

① 理想とする子どもの数と、現実の子どもの数（単数回答）

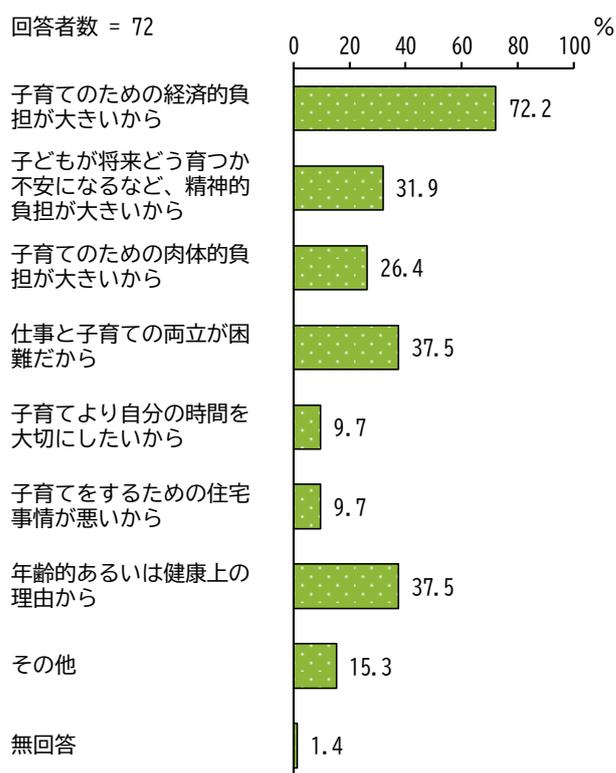
理想では、「2人」の割合が45.7%と最も高く、次いで「3人」の割合が23.1%、「子どもは欲しくない」の割合が18.6%となっています。

現在では、「子どもはいない」の割合が54.8%と最も高く、次いで「1人」の割合が23.1%、「2人」の割合が12.1%となっています。



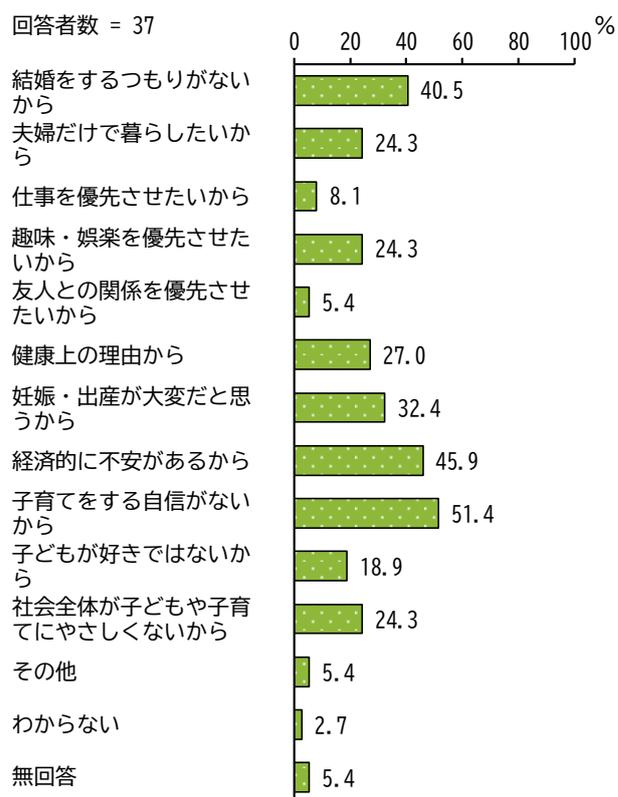
② 理想とする子どもの数の実現が難しいと思う理由（複数回答）

「子育てのための経済的負担が大きいから」の割合が72.2%と最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が困難だから」、「年齢的あるいは健康上の理由から」の割合が37.5%となっています。



③ 「子どもは欲しくない」と答えた方の、子どもを欲しくないと思う理由（複数回答）

「子育てをする自信がないから」の割合が51.4%と最も高く、次いで「経済的に不安があるから」の割合が45.9%、「結婚をするつもりがないから」の割合が40.5%となっています。



(5) その他の意見聴取について

子ども・若者の意見を取り入れるため、子ども・若者を対象に意見聴取を実施しました。当市では、子ども・若者の意見を尊重し、本計画に反映しました。

①こどもワークショップ

令和6年6月に小学校6年生の総合的な学習の時間において、『東大和市の未来を語ろう！子どもたちにとって住みやすいまちってどんなまち？』をテーマに、ワークショップを実施しました。

新しい施設の建設や既存施設の設備拡充を求める意見が、全体として多くみられました。具体的には、学校や公園などに関する意見が多く挙げられ、遊具など、より充実した設備を求める意見が多くみられました。その他、雨の日でも室内で遊べる施設や、何かの体験を無料で経験できる場所を求める意見も多くみられました。

さらに、社会問題や自然環境に関する意見が多くみられました。自然・環境については多くのグループで意見が出されており、東大和市が自然豊かなまちになることが期待されていました。その他、市がより安心・安全に暮らすことができるまちになることを望む意見もみられ、その中には交通ルールが守られるようになることを求める意見などがありました。

数は多くないものの、生きるために必要なこととして体に悪いものを売らないようにすることや、外国人等の人との関わりを充実させるという意見などもみられました。

②小学生アンケート

令和6年7月に市立小学校在学の6年生児童の方を対象に、インターネットを通じたアンケートを実施しました。

「今夢中になっていること、やりがいを感じていること」については、「友達との遊びや活動」(約5割)、「一人でするゲーム」(約4割)などの回答がありました。

また、「東大和市に対して、自分の意見や思いを伝えたいと思うか」については、約3割の方が「思う」あるいは「どちらかといえばそう思う」と回答しており、その内容としては、「公園や図書館などを使うためのルールに関することや使いやすく作りかえること、新しく建てることなど」(約5割)、「社会問題(公園のごみが片付けられないなど)に関すること」(約4割)、「自分の住む地域で起きている問題に関すること」(約3割)などの意見がみられました。

その他、「子どもの権利条約に定められている『子どもの権利』を知っていますか」については、「知らなかった」(約5割)、「名前は知っているが内容は知らなかった」(約3割)と回答した方が多数でありました。

③高校生等アンケート

令和6年6月に高校生世代の方を対象に、LINEを通じたアンケートを実施しました。

「市に今後実施してほしい事業はあるか」については、子ども食堂や図書館の自習室の開放などの居場所づくりに関することや、学びを深めたり、知的好奇心をくすぐるようなイベントを実施してほしいという回答がありました。

また、高校生でもできるボランティアを増やしてほしい、今回のようなアンケートを行って意見を聴いてほしいという回答もありました。

④若者アンケート

令和6年8～9月に19歳から24歳の方を対象に、LINEを通じたアンケートを実施しました。

「市に今後実施してほしい事業はあるか」については、育児に関する仕事等の最低賃金底上げや、固定の収入がない若者などへの就労支援やカウンセリング援助等に関する回答がありました。

また、市内にある施設の利用割引や、市内の塾や学童への補助等の地域資源の利用促進など、地域活性化につながる回答もありました。

さらに、若者に対する意見聴取を継続的に実施することを希望する回答もありました。

⑤児童館インタビュー

令和6年7月に市内児童館3館で、「市にお願いしたいこと」をテーマに小学生にインタビューを実施しました。

東大和市の未来について、新しい施設の建設や既存施設の設備拡充を求める意見が多くみられました。特に学校や公園に関する意見が多く、遊具の充実や雨の日でも遊べる施設の設置を望む意見が目立ちました。

また、自然環境の保護や社会問題への対応も重要視する意見もみられています。具体的には、児童館や学校の設備改善、公園の遊具増設、交通ルールの徹底などがみられています。安心・安全な暮らしや、東大和市が自然豊かで住みやすいまちになることを期待する意見がみられています。

⑥若者インタビュー

令和6年10月に二十歳の成人式実行委員会の委員の方に『若者にとって東大和市にどんな場所があれば良いと思いますか』をテーマに、インタビューを実施しました。

若者が集まりやすいサークルやイベント施設、社会人と若者が交流できる場、さらに気軽に利用できる図書館やカフェ等の新しい施設の建設や既存施設の設備拡充を求める意見が多くみられました。

また、治安が良く夜道を安心して歩けること、自然豊かなところなど安心・安全な暮らしや自然環境を望む意見がみられました。

さらに、自由に学びや体験ができる環境を整える意見などがみられ、子どもや若者へ投資により彼らの明るい未来を築くことが期待されています。

3 東大和市の子ども・若者・子育て家庭を取り巻く課題

当市では、前計画策定後、計画の体系に沿いながら事業等を実施してきました。本計画の策定にあたり、これまでの事業評価やアンケート調査及び意見聴取の結果等を踏まえ、子どもや子育て家庭を取り巻く課題について、前計画の基本目標ごとに整理をしました。なお、いずれの基本目標にもあてはまらない事項については、その他としました。

基本目標1 「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります」 における課題

○ニーズ調査では、未就学児保護者の9割以上が気軽に相談できる人がいると回答していますが、相談相手がないと回答している保護者も存在します。また、「市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと」として「子育てに関する相談、情報提供の充実」の回答が増えています。そのため、今後も専門職等による情報提供や相談支援等を行い、育児不安の解消や交流の場の提供を図ることが必要です。また、切れ目のない支援の仕組みを維持するため、より多くの地域における身近な相談先の確保やSNSなど子育て家庭等になじみのある情報媒体での適切でわかりやすい情報提供等が必要です。

○安心して子どもを生き育てる環境の整備も重要です。ニーズ調査では、フルタイムの勤務形態で就労している母親が増え、保育園の利用率も高まっています。働き方が多様化する中、安心して子育てと仕事を両立できるよう、多様な保育ニーズに対応する柔軟な保育サービスの整備・提供に努める必要があります。

○妊娠・出産・育児期の親子の健康づくりへの支援も欠かせません。ニーズ調査では、未就学児保護者の子どもに関する悩みとして「子どものしつけ」や「食事・栄養」の回答が多くみられています。産後不安や育児負担を感じる養育者も多いため、産後ケア、乳幼児健康診査や育児相談の利用促進など、直接的な保護者支援と親子の健康に関する情報提供等の充実を妊娠・出産・育児期に応じて図っていくことが必要です。

基本目標2 「ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります」 における課題

○当市では、乳幼児健康診査事業や栄養教室などの事業を通じて、発達の節目には健康診査等により発達を支援し、食育推進教室で食事や栄養の知識の普及を含めた食育を進めています。ニーズ調査では、朝食の摂取状況は未就学児で93.8%、小学生で92.4%が「毎日食べる」と回答していますが、中学生・高校生では減少傾向にあります。家庭での食事はからだづくりのほか、コミュニケーションやマナーなど基本的な生活習慣を学ぶ場でもあり、栄養バランスよく3食をきちんと食べることなど規則正しい食生活等の実践を定着させる具体的な取組の一層の強化が必要です。

- ニーズ調査では、未就学児の保護者の49.4%が低学年の放課後の居場所として「学童保育所」の利用を希望しており、また、小学生の保護者では、低学年、高学年ともに放課後の居場所として「自宅」の希望が最も高かったことから、放課後の子どもの居場所づくりについては、多様なニーズに対応するサービスの環境整備が求められます。
- ニーズ調査では、未就学児保護者の39.1%が「子どもの教育・保育」に悩んでおり、平成30年度調査と比較して増加しています。今後も、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供等を通じて子どもの健やかな発達を切れ目なく支援することが必要です。
- 中学生・高校生のニーズ調査では、「授業がつまらない」と感じる割合が高く、小学生保護者の35.0%が「安全に主体的に行動できる学校教育環境の充実」を期待すると回答しています。児童・生徒が抱える課題が多様化・複雑化する中で、児童生徒一人ひとりの成長を確実に伸ばす教育が求められており、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実や、特別支援教育の充実等により多様な教育ニーズに対応していくことが必要です。

基本目標3 「子育てしやすい安全・安心な環境をつくります」における課題

- 当市では、防犯対策や交通安全対策の取組を進めているほか、公園等再整備方針・再整備計画の策定を進めています。ニーズ調査では、未就学児の保護者と小学生の保護者の多くが「犯罪や交通事故から子どもを守る取組」を求める回答をしています。小学生ワークショップでは、市内でより安心・安全に暮らすことができるようになることを望む意見や、交通ルールが守られるようになることを求める意見、災害などから守られることを望む意見などがありました。今後も、子どもの安全を守り、安心を地域全体で確保するため連携協力を含めた地域における環境整備の対策が必要です。
- 当市では、保育サービスの充実や放課後の居場所づくりの整備を進めているほか、男女共同参画を推進しています。ニーズ調査では、母親、父親ともに育児休業を取得する割合が増加していますが、保育園に入れなくなるという不安から希望の時期より早く復帰する割合が増加しており、子育てと仕事の両立を支援するため、保育士等の人材確保等、安定的な保育サービスの提供を図ることが必要です。
- 当市では、不登校の児童・生徒に対して個別指導や訪問指導を行い、学校復帰や社会的自立を支援しています。不登校児童・生徒数やいじめ認知件数は増加傾向にあります。そのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による支援体制の強化と合わせ、ICTを活用したタブレット端末による一人ひとりの児童・生徒に適した学習支援等を進めることが必要です。

基本目標4 「子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります」 における課題

- ニーズ調査では、産後に不安を感じた方の割合は、7割を越えており、子育て家庭の孤立を防ぎ、子ども・若者の健やかな成長と自立を支えるために、家庭と地域が連携し共に子育てに関わる環境づくりが重要です。
- 当市では、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、高校・大学の受験料や学習塾の費用の貸付等を行い、低所得世帯の子どもを支援しています。当市における児童扶養手当受給者数、就学援助認定者数などは減少傾向にあるものの、依然として一定数の方が経済的に困難な状況に置かれています。低所得者世帯にとって有用な事業等の充実を図り、積極的な利用の促進に向け周知を強化充実していくことが必要です。
- 当市では、青少年の健全育成を推進するため、子どもや若者が健やかに成長できる地域づくりを進めています。小学生ワークショップでは、学校や公園などに関する意見が多くみられ、遊具などについて、より充実した設備を求める意見が多くみられたほか、日常生活ではできない体験の機会を求める意見も多くみられました。また、ニーズ調査では、中学生や高校生の多くが「好きなこと・やりたいことがある」と回答しています。子ども・若者が身近な地域で充実した体験活動を行うことで、健やかな成長と自立につながる環境づくり等を関係団体機関が連携し整備していくことが求められます。
- 若者アンケートでは、固定の収入がない若者などへの就労支援やカウンセリング援助等を希望する回答がみられました。当市では、生きづらさを抱える若者への支援として、ひきこもり支援体制構築事業や生活困窮者自立相談支援事業などを進めています。利用促進のため、当事者本人とその家族への相談体制を充実及び、事業や相談支援等に関する情報が支援の必要な人に届く周知の強化を図ることが必要です。

基本目標5 「支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります」 における課題

- 当市では、児童虐待防止対策として、地域社会が一体となってその未然防止・早期発見に取り組んでいますが、当市の児童虐待相談件数は増加傾向にあります。ニーズ調査では、未就学児や小学生の保護者が「からだをたたく」「大声でしかる」と答えた割合が高くなっています。子育てに困難を感じる家庭や子どものSOSを周囲や身近な地域が早期に把握し、気づきの段階から予防的支援等対応の充実強化を図る必要があります。
- 当市では、ひとり親家庭の支援について、関係機関と連携して自立相談や経済的負担軽減などの施策を行っています。環境による格差の解消のため、児童扶養手当等による経済的支援や生活支援、子育て支援、就労支援を適切に行い、子どもの健やかな成長と自立につながる等しい生活・学習支援等を進めることが必要です。

○当市の18歳未満の子どもがいる世帯の生活保護受給率は減少傾向にありますが、依然として全体の約6.5%の方が生活保護を受給している状況です。経済的困難を抱える子どもや保護者、子育て家庭の支援について、環境による格差を解消し、関係機関と連携して経済的支援の充実とともに、教育の支援、生活の安定のための支援、保護者の就労支援など世帯全体への包括的支援を充実させることが求められます。

○障害のある子どもへの支援については、子どもや保護者のニーズに応じた継続的で適切な支援を行うほか、乳幼児健康診査健診等を活用して早期発見に努め、適切な療育等につなげる連携した支援体制を充実させることが求められます。また、子ども発達支援センターつむぎ東大和や児童発達支援事業所、保育園等地域の関係機関との連携を強化し地域共生社会の機運の醸成を図り、環境を整備していくことが必要です。

その他の課題

○前計画では、基本理念に向けての取組が進んでいるかを測定するため、計画の成果指標を「東大和市における子育て環境や支援への満足度」と設定し、目標値を「80.0%」と決めました。ニーズ調査によると、「東大和市における子育て環境や支援への満足度」は、未就学家庭で「76.4%」就学児家庭で「73.6%」となり、目標達成となりませんでした。子どもの誕生前から青年期まで切れ目のない支援を実施し、地域全体で子育てしやすい環境づくりに取り組むことが求められます。

○ニーズ調査では、「子どもの権利」の認知度は未就学児保護者で35.1%、小学生で37.0%と低くなっています。特に大切だと思う権利については、未就学児保護者は「暴力や言葉で傷つけないこと」が78.9%、小学生保護者は「自分の考えを自由に言えること」が81.9%と最も高くなっています。また、高校生等アンケート、若者アンケートでは、今後も意見を聴いてほしい、といった、意見聴取の継続的实施を希望する回答がありました。子ども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障することがすべての市民に求められます。子ども・若者が権利として自分に関係することについて自由に意見を表す機会を家庭、学校、地域で確保していくための周知啓発等を進めていくことが重要です。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

当市では、令和2年度に、子ども・子育てに関する共通の理念として、「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」を策定しました。これは、当市に住むすべての人が未来に夢や希望を持ち、命や人とのかかわりを大切に、自分らしく成長して行くことを目指し、全ての大人たち子どもたちがお互いに呼び掛け合い、お互いの心を通じ合わせるという思いを込め、策定したものです。

また、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、こども・若者の視点に立って意見を聴き、全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことがうたわれています。

本計画では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」の理念や、子ども・子育て未来プランの基本理念である「あふれる笑顔で すべての子どもたちの豊かな心と幸せを育むまち 東大和」の方向性などを踏まえ、「豊かな心と幸せを育み すべての子どもと若者が未来への希望を持てるまち 東大和」を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

**豊かな心と幸せを育み すべての子ども・若者が
未来への希望を持てるまち 東大和**

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、施策や具体的な取組を実行していくときの基本的な目標として、以下の3つの基本目標を掲げます。

なお、本計画では、当市の状況、課題、こども大綱等国の動向等を踏まえ定めています。

(1) 子どもの誕生前から青年期まで切れ目なく支援します

子どもの幸せな将来の実現に向け、子どもの権利を尊重し、ライフステージに応じた子どもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。そのため、教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期から保護者及び子どもの発育・発達への支援に取り組みます。

また、子育ては、子どもの誕生前から青年期を経て、大人になるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて切れ目なく支え、社会全体で子ども、若者、子育て当事者を総合的に支援します。

(2) 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立を支えます

未来を担う子ども・若者の成長と自立を支えるため、子ども・若者の権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

児童虐待については、未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関と連携した一体的な施策に取り組みます。

また、障害のある方、ヤングケアラー、ひきこもりの状態にある方等、配慮や支援が必要な子どもや家庭を対象に、関係機関等と連携を図りながら、継続的・包括的に支援します。

さらに、経済的困難を抱える等、貧困状態にある子どもや子育て家庭に対しては、相談支援や学習支援など自立につながる支援を推進します。

(3) 地域全体で子育てしやすい環境づくりに取り組みます

子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てしやすい環境をつくるため、家庭と地域が連携し、地域全体で子どもを育てていく環境づくりを推進します。

また、ひとり親家庭への相談支援や自立を促進するための支援等、ひとり親家庭等とその子どもが安心して地域で暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、保護者及び子ども・若者が安心して過ごせるまちづくりに取り組みます。

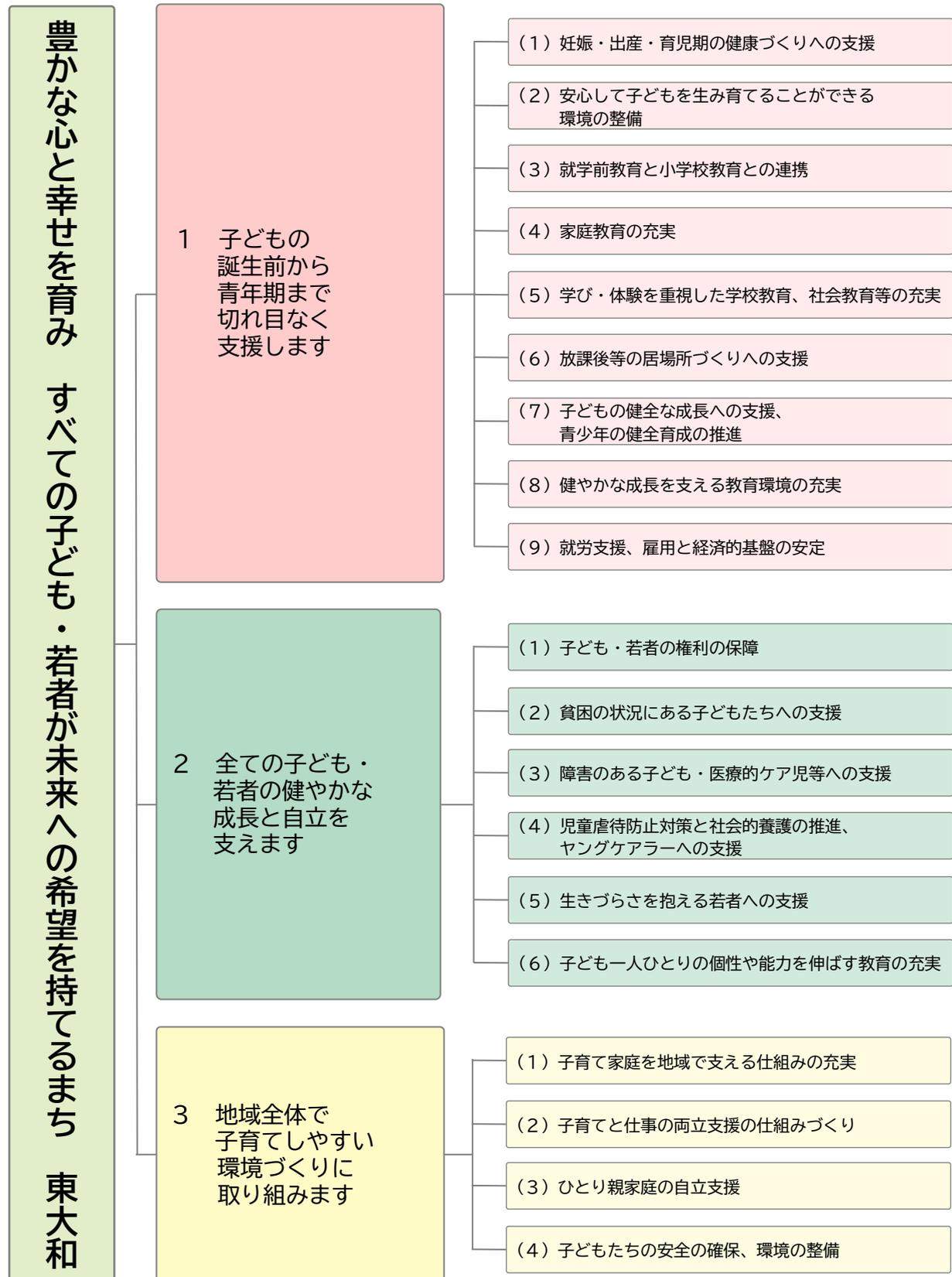
3 体系図

基本理念、基本目標を実現するため、現状と課題を踏まえ「施策の方向性」を定め、第2章において前計画の基本目標別に整理した課題とともに体系図にまとめました。

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]



[子ども・若者と子育て家庭を取り巻く課題]

- ・ニーズ調査では、未就学児保護者の39.1%が「子どもの教育・保育」に悩んでおり、平成30年度調査と比較して増加しています。今後も、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供等を通じて子どもの健やかな発達を切れ目なく支援することが必要です。
- ・ニーズ調査では、「市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと」として「子育てに関する相談、情報提供の充実」の回答が増えています。産後不安や育児負担を感じる養育者も多いため、産後ケア、乳幼児健康診査や育児相談の利用促進など、直接的な保護者支援と親子の健康に関する情報提供等の充実を妊娠・出産・育児期に応じて図っていくことが必要です。
- ・ニーズ調査では、朝食の摂取状況は未就学児で93.8%、小学生で92.4%が「毎日食べる」と回答していますが、中学生・高校生では減少傾向にあります。家庭での食事はからだづくりのほか、コミュニケーションやマナーなど基本的な生活習慣を学ぶ場でもあり、栄養バランスよく3食をきちんと食べることなど規則正しい食生活等の実践を定着させる具体的な取組の一層の強化が必要です。
- ・ニーズ調査では、未就学児の保護者の49.4%が低学年の放課後の居場所として「学童保育所」の利用を希望しており、また、小学生の保護者では、低学年、高学年ともに放課後の居場所として「自宅」の希望が最も高かったことから放課後の子どもの居場所づくりについては、多様なニーズに対応するサービスの環境整備が求められます。
- ・児童・生徒が抱える課題が多様化・複雑化する中で、児童生徒一人ひとりの成長を確実に伸ばす教育が求められており、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実や、特別支援教育の充実等により多様な教育ニーズに対応していくことが必要です。
- ・若者アンケートでは、若者が働ける場所の設置、固定の収入がない若者などへの就労支援やカウンセリング援助など社会に出られる支援等の就労支援に関する回答がありました。相談体制を充実させ、情報の周知の強化を図ることが必要です。

- ・ニーズ調査では、「子どもの権利」の特に大切だと思う権利については、小学生保護者は「自分の考えを自由に言えること」が81.9%と最も高くなっています。また、高校生等アンケート、若者アンケートでは、今後も意見を聴いてほしい、といった、意見聴取の継続的实施を希望する回答がありました。子ども・若者を権利の主体として認識し、子ども・若者が自由に意見を表す機会を家庭、学校、地域で確保していくことが重要です。
- ・市の児童虐待相談件数は増加傾向にあります。ニーズ調査では、未就学児や小学生の保護者が「からだをたたく」「大声でしかる」と答えた割合が高くなっています。子育てに困難を感じる家庭や子どものSOSを周囲や身近な地域が早期に把握し、気づきの段階から予防的支援等対応の充実強化を図る必要があります。
- ・市の18歳未満の子どもがいる世帯の生活保護受給率は減少傾向にありますが、依然として全体の約6.5%の方が生活保護を受給している状況です。経済的困難を抱える子どもや保護者、子育て家庭の支援について、環境による格差を解消し、関係機関と連携して経済的支援の充実とともに、教育の支援、生活の安定のための支援、保護者の就労支援など世帯全体への包括的支援を充実させることが求められます。
- ・障害のある子どもへの支援については、子どもや保護者のニーズに応じた継続的で適切な支援を行うほか、乳幼児健康診査等を活用して早期発見に努め、適切な療育等につなげる連携した支援体制を充実させることが求められます。

- ・ニーズ調査では、産後に不安を感じた方の割合は、7割を越えており、子育て家庭の孤立を防ぎ、子ども・若者の健やかな成長と自立を支えるために、家庭と地域が連携し共に子育てに関わる環境づくりが重要です。
- ・ニーズ調査では、母親、父親ともに育児休業を取得する割合が増加していますが、保育園に入れなくなるという不安から希望の時期より早く復帰する割合が増加しており、子育てと仕事の両立を支援するため、保育士等の人材確保等、安定的な保育サービスの提供を図ることが必要です。
- ・小学生ワークショップでは、市内でより安心・安全に暮らすことができるようになることを望む意見や、交通ルールが守られるようになることを求める意見、災害などから守られることを望む意見などがありました。今後も、子どもの安全を守り、安心を地域全体で確保するため連携協力を含めた地域における環境整備の対策が必要です。

4 ライフステージごとの主な取組

基本理念の実現に向け、子ども・若者を取り巻く現状と課題を踏まえながら、成長に合わせた切れ目のない支援を行います。

基本目標	妊娠期	出産期	乳児期	幼児期	
1 子どもの 誕生前から 青年期まで 切れ目なく 支援します	妊婦等包括相談支援事業		乳児家庭全戸訪問事業	乳幼児健康診査	
	妊婦健康診査事業	養育支援訪問事業（子育て世帯訪問支援			
					利用者支援事業・子育て総合相談
	両親学級	産後ケア事業	保育園事業・幼稚園事業		
			一時預かり事業		
			地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）		
					子育て短期支援事業
					幼保小連携
					乳幼児医療費助成
2 全ての子ども・若者の 健やかな成長と自立を 支えます	子ども・若者・子育て				
			乳幼児発達健康診査・乳幼児経過観察発達相談		
			巡回		
			児童		
3 地域全体で 子育てしやすい環境づくりに 取り組みます	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）				
			病児・病後児保育事業		
			時間外保育事業・休日保育事業		

小学生	中学生	高校生	若者
事業)			
放課後児童健全育成事業 (学童保育所)			
放課後子ども教室			
児童館事業			
(ショートステイ事業)			
の推進			
就学相談			
さわやか教育相談室			
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置			
サポートルーム		就職情報室	
義務教育就学児医療費助成		高校生等医療費助成	
て当事者の意見聴取			
放課後等デイサービス			
児童発達支援センター事業			
相談		ひきこもり支援推進事業	
就学援助事業		生活困窮者自立促進	
受験生チャレンジ支援貸付事業			
子どもの学習・生活支援			
ヤングケアラーへの支援・ケアラー支援事業			
虐待対応・要保護児童対策地域協議会			
学校と地域の連携等推進事業			
通学路等学校安全対策			

第4章

施策の展開

※各事業に、関連する計画のマークを付けています。

- 子：第3期東大和市子ども・子育て支援事業計画
- 次：第2期東大和市次世代育成支援行動計画
- 若：第2期東大和市子ども・若者計画
- 貧：第2期東大和市子どもの貧困対策計画
- 少：少子化対策
- こ：市町村こども計画

基本目標 1 子どもの誕生前から青年期まで切れ目なく支援します

子ども・若者の幸せな将来の実現に向け、子どもの権利を尊重し、ライフステージに応じた子どもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。そのため、教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期から保護者及び子どもの発育・発達への支援に取り組みます。

また、子育ては、子どもの誕生前から青年期を経て、大人になるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて切れ目なく支え、社会全体で子ども、若者、子育て当事者を総合的に支援します。

(1) 妊娠・出産・育児期の健康づくりへの支援

事業名 関連計画 <担当課>	事業の内容	今後の方向性
1 母子健康手帳交付時面接 子・少 <健康推進課>	妊娠期を安心して過ごし、出産できるよう、妊娠届出時に保健師等が面接相談し、妊娠・出産・育児に関する制度や行政サービスの情報を適切に提供し、支援が必要な場合には早期から支援を開始する事業です。	今後も専門職による妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。
2 妊産婦訪問指導 子・少 <健康推進課>	安心して出産ができるよう、助産師や保健師が訪問し、体調や出産に関することなどの相談を受ける事業です。	今後も訪問を継続し、相談に応じます。
3 妊婦健康診査・ 妊婦歯科健康診査・ 産婦健康診査 次・少 <健康推進課>	妊娠期を健康に送ることができるよう、適切な妊娠期の健康管理を支援する事業です。	今後も健診の受診等により、健康な状態で出産・育児に臨むことができるよう、健診の重要性の周知に、より一層努めます。

	事業名 関連計画 <担当課>	事業の内容	今後の方向性
4	産後ケア事業【新規】 子・少 <健康推進課>	出産後の母親に、委託施設等で助産師などの専門家がケアやアドバイスなどを提供する事業です。	今後も専門家からのケアやアドバイスなどの提供を継続し、安心して子育てができる支援体制の強化を図ります。
5	乳児家庭全戸訪問事業 (新生児訪問) 子・少 <健康推進課>	生後4か月までの乳児がいる家庭を、助産師や保健師が訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、保護者から育児に関する相談を受けることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てが行え、赤ちゃんが健やかに成長できるよう支援する事業です。	訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、関係課と連携を図り支援を行います。
6	乳幼児健康診査・ 乳幼児歯科保健 次 <健康推進課>	乳幼児の健康状態の確認、病気の早期発見、心身の健やかな成長と保護者の育児支援を図るため、健康診査(身体計測・医師の診察・相談等)を行い、必要に応じて経過観察健康診査を行う事業です。	今後も各健診を実施し、発達の節目の適切な時期に安心・安全に健康診査が提供できるよう事業を継続します。
7	乳幼児発達健康診査 次 <健康推進課>	各種の乳幼児健康診査や保健相談等の中で発育・発達の確認を保護者と行い、適切な支援を行います。	障害を早期に発見し、適切な関係機関に紹介する等の支援を行うため事業を継続します。
8	休日急患診療所運営・ 祝日等歯科応急診療 次 <健康推進課>	休日の小児初期救急診療を行い、休日・夜間等に開設している小児医療機関の診察案内サービスや小児救急電話相談の情報提供を行う事業です。	休日、祝日及び年末年始における小児救急診療を滞りなく実施し、電話相談に対して適切に情報提供を行います。
9	両親学級 次・少 <健康推進課>	妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児などに関し、必要な知識の普及や情報の提供、さらに親同士の交流や仲間づくりなどの支援を行う事業です。	妊婦とそのパートナーが安心して参加できるように、妊娠、出産、育児に関する情報提供を実施し、参加者同士の交流や仲間作りの場を提供します。
10	乳幼児栄養教室・ 親子料理教室・ 食育推進教室 次 <健康推進課>	離乳食講習会や幼児食講習会を行い、離乳食、アレルギー食、食生活等、子どもの成長に関する知識の普及等健康づくりを支援する事業です。	乳幼児期の食事のあり方や、栄養についての知識の普及のため、各種講習会等を実施します。
11	予防接種・ 予防接種費用助成 次 <健康推進課>	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、感染症の発生及びまん延を防ぐため、法令に基づき予防接種を行い、出産に伴う里帰り等で事前に申請した市外での定期予防接種の費用や小児インフルエンザの任意予防接種の費用等について、限度額の範囲内で助成を行う事業です。	今後も感染症の発生及びまん延防止のため事業を継続します。

事業名 関連計画 <担当課>		事業の内容	今後の方向性
12	不妊検査等助成【新規】 次・少 <健康推進課>	不妊検査、不育症検査及び不妊治療を受ける方に対して、不妊・不育症要因の早期発見、治療への早期着手、および医療費の経済的負担軽減を図るため、東京都が実施している不妊検査費等助成制度、不育症検査助成制度または特定不妊治療費助成制度に加え、治療費の一部を助成する事業です。	今後も助成を継続します。
13	子育て応援アプリ【新規】 次 <健康推進課>	子育て支援情報の掲載や予防接種の管理、お子さんの身長・体重を入力することで成長グラフが一目でわかる機能をもつ「東大和市子育て応援アプリ」を配信し、子育ての支援を行います。	今後も情報等を配信し、子育てを支援します。
14	乳幼児医療費助成 次・貧 <子育て支援課>	未就学の子どもを養育している保護者に対し、健康保険適用後の医療費の自己負担分を助成し、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを旨とする事業です。	今後も都の実施要綱等に基づき助成を行います。

(2) 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

事業名 関連計画 <担当課>		事業の内容	今後の方向性
1	利用者支援事業 (こども家庭センター型) 子・少 <こども家庭支援センター・健康推進課>	妊婦の健康保持・増進のほか、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることで安心して出産を迎えられるように、全ての妊婦に対して面接を行い、必要に応じて情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。	今後も相談体制を確保し、支援の充実を図ります。
2	利用者支援事業 (特定型) 子・少 <保育課>	子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。	保育課窓口に1か所設置し、保健や看護、保育等の専門職が複数体制で常駐し、情報提供や相談・助言等を行い、子育て世帯への支援の充実を図ります。
3	子育て総合相談・専門相談 次・少 <こども家庭支援センター>	子どもと家庭に関する総合相談、各種専門相談により、切れ目のない支援を目指す事業です。福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら支援します。	今後も子どもと家庭に関する総合相談、各種専門相談等により、切れ目のない支援を図ります。また、要保護児童対策地域協議会の機能を活用することで、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携強化を図り、支援を行います。

事業名 関連計画 ＜担当課＞		事業の内容	今後の方向性
4	育児相談(すこやか広場・ 育児学級)・心理相談 次・少 ＜健康推進課＞	乳幼児期の健康・栄養・発育発達・病 気などについて保健師等に気軽に 相談を行って、知識を習得してい たくとともに、育児の仲間づくりの 場を提供します。 また、未熟児、多胎児などの保護者 に対し、専門的な情報提供や助言を 行い、育児不安を解消し、交流の場 を提供する事業です。	専門職による適切な情報提供や助 言を行い、育児不安を解消及び、 交流の場の提供を継続します。
5	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業) 子 ＜子ども家庭支援センタ ー・青少年課＞	乳幼児とその保護者が相互の交流 を行う場所を設け、子育てについて の相談や情報の提供、助言、その他 の援助を行う事業です。	様々な広報媒体の活用により、サ ービスの普及啓発に努め、サービ ス内容の充実や向上を図ること で、子育て家庭の支援に努めま す。
6	母子保健栄養相談【新 規】 次・少 ＜健康推進課＞	子どもの健やかな成長発達に必要 な、食事や親子の関わり・遊び・生 活リズム・むし歯予防などの生活習慣 について、必要な知識の普及や情報 提供を行う事業です。 また、妊産婦や育児中の保護者に対 して、育児不安を解消し、安心して 子どもの成長・発達に応じた子育て が行えるよう保健師・栄養士・歯科 衛生士が個別相談を行う事業です。	専門職による適切な情報提供や助 言を行い、育児不安を解消及び、 交流の場の提供を継続します。
7	乳児家庭全戸訪問事業 (新生児訪問) (再掲) 子 ＜健康推進課＞	生後4か月までの乳児がいる家庭 を、助産師や保健師が訪問し、子育 てに関する情報提供を行うととも に、保護者から育児に関する相談を 受けることで、育児の孤立化を防 ぎ、安心して子育てが行え、赤ちゃ んが健やかに成長できるよう支援 する事業です。	訪問以降も継続して支援が必要な 家庭には、関係課と連携を図り支 援します。
8	未熟児訪問指導【新規】 次 ＜健康推進課＞	体重が 2,500 グラム未満の赤ちゃ んを出産した方に対し、必要に応じ て、保健師等専門職が家庭を訪問し て相談を受ける事業です。	訪問以降も継続して支援が必要な 家庭には、関係課と連携を図り支 援します。
9	養育支援訪問事業 子 ＜子ども家庭支援センタ ー＞	相談等を通じて養育の支援が必要 と判断された家庭に対して助産師、 保健師等を派遣し、健康観察(発育、 発達、体調等)、健康管理及び育児 等の助言指導を行う事業です。	支援の必要な家庭に対して適切に サービス利用につなげていくとと もに、今後も支援員の確保に努め ます。
10	子育て世帯訪問支援事業 【新規】 子 ＜子ども家庭支援センタ ー＞	家事・子育て等に対して不安や負担 を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤ ングケアラー等がいる家庭を訪問支 援員が訪問し、不安や悩みを傾聴す るとともに、家事・子育て等の支援 を実施することにより、家庭や養育 環境を整え、虐待リスク等の高まり を未然に防ぐことを目的とする事 業です。	事業実施に向けて、要綱などの整 備を行います。

事業名 関連計画 <担当課>		事業の内容	今後の方向性
11	一時預かり事業 (幼稚園・認定こども園) 子 <保育課>	幼稚園等の通常保育時間の前後や夏休み等の長期休業中に、保護者のニーズに合わせた保育を行います。仕事や突発的な事情等により、一時的に家庭保育が困難となる場合に幼稚園等で一時的に預かる事業です。	今後も保護者のニーズに応える支援となるよう努めます。
12	一時預かり事業・緊急一時保育事業 子 <保育課>	保護者の断続的な就労、通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に子どもの家庭保育が困難となった未就学児を保育園等で預かる事業です。	様々な広報媒体の活用により、サービスの普及啓発に努め、利便性等の向上を図り、家庭保育を行っている乳幼児と保護者への支援に努めます。
13	保育園事業 子 <保育課>	保護者が仕事などのため、日中に家庭で保育できない子ども(0～5歳児)を預かる事業です。	市内の保育ニーズを的確に把握しながら、保育施設等の整備の実施及び保育士等の確保に努め、適切な保育の受け皿の確保に努めます。
14	認定こども園事業 子 <保育課>	保護者の仕事の状況にかかわらず、子ども(0～5歳児)を預かり、教育・保育を一体的に行う事業です(幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設です)。	
15	小規模保育事業 子 <保育課>	保育の必要性のある少人数の子ども(0～2歳児)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う事業です。(定員6～19人)	
16	家庭的保育事業 子 <保育課>	保育の必要性のある少人数の子ども(0～2歳児)を対象に、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う事業です。(定員5人以下)	
17	事業所内保育事業 子 <保育課>	会社の事業所の保育施設などで、従業員及び地域の子どもの(0～2歳児)を対象に保育を行う事業です。	
18	幼稚園等事業(幼稚園等保護者に対する補助) 子 <保育課>	私立幼稚園、認定こども園または幼稚園類似施設の通園に要する保育料及び満3歳で第2子以降の児童の預かり保育料の一部を補助し、保護者の負担軽減を図る事業です。	今後も幼稚園教育の振興と充実を図るため、保護者に対し、適切な補助金交付を実施します。
19	こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業) 【新規】 子 <保育課>	保育園等に通っていない子どもを、保護者の就労要件に関わらず保育施設等で預かり、集団生活の機会を通じて子どもの成長を促す事業です。	令和8年度より子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として「こども誰でも通園制度」が実施されます。これを踏まえ、事業の分析、保育ニーズの把握等に努めながら、適切な事業実施に向けた方策を検討します。また、本格実施に向け、「こども誰でも通園制度」の東京都版事業である「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を令和6年年度から開始しています。

事業名 関連計画 ＜担当課＞		事業の内容	今後の方向性
20	東大和市地域における 小学校就学前の子どもを 対象とした多様な 集団活動事業の 利用支援事業 次 ＜保育課＞	幼児教育・保育の無償化の対象となっていないものの、地域にとって重要な役割を果たす無認可の幼児施設を利用する保護者等へ利用料に関する支援を行う事業です。	制度の周知を継続的に取り進むとともに、公正かつ適正な支援の確保に努めます。
21	多様な事業者の参入促進・ 能力活用事業 子 ＜保育課＞	多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子供の受入体制の構築を図り、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。	事業者等の動向等を見極め、活用を検討します。
22	子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業) 子 ＜子ども家庭支援センター＞	保護者が病気、出産等で子ども(2歳以上から12歳以下の小学生まで)の養育が困難となったときに、養育協力家庭又は児童養護施設で宿泊により子どもを一時的に預かる事業です。	ニーズに対して適切にサービス利用につなげていけるよう、今後も養育協力家庭や児童養護施設におけるショートステイを実施します。
23	赤ちゃん・ふらっと 次 ＜子育て支援課＞	乳幼児とその保護者が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替え等ができる設備を、公共施設や民間施設内に設置する事業です。	今後もより多くの方が利用できるよう環境整備をし、周知をします。

(3) 就学前教育と小学校教育との連携

事業名 関連計画 ＜担当課＞		事業の内容	今後の方向性
1	幼保小連携の推進【新規】 次 ＜教育指導課＞	小学校において、生活科を中心に、入学当初の指導の工夫や指導計画の作成を行い、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。	幼児期における学びと育ちを基礎として、子どもたちが主体的に学びに向かうことができるようにするためのスタートカリキュラムの充実に向けた取組の促進を図ります。
2	就学支援シート 次 ＜教育指導課＞	就学前の小学校新1年生に「就学支援シート」を配布し、就学に向けて「就学支援シート」を活用した就学前機関と小学校、保護者の相互連携を図ります。	就学支援シートの活用を促し、就学前機関と小学校、保護者等の更なる連携の促進を図ります。
3	就学相談 次 ＜教育指導課＞	市内小・中学校の就学予定者並びに小・中学校に在籍する児童・生徒のうち、就学相談の申し込みがあった心身に障害がある者、その他の教育上の特別な支援が必要な者(要支援児童等)に対して、就学相談を行い、就学等の支援を行います。	今後も就学判定会議を書面やオンラインで実施し、必要に応じた会議の実施回数を確保します。また、就学相談の申し込みをオンラインで行えるようにすることで、相談しやすい環境を整備するなど、適切な就学相談事業の運営を行います。

(4) 家庭教育の充実

事業名 関連計画 <担当課>		事業の内容	今後の方向性
1	公民館事業(保育付講座) 次 <中央公民館>	中央公民館等で保育付講座を実施し、乳幼児のいる保護者に学習の場を提供する事業です。	保育室を考える会の取組を踏まえ、乳幼児の保護者が参加しやすい事業を提供していきます。 保育付講座は、今後も子育て世代にニーズのあるテーマで実施します。 また、男性の子育てへの関心の高まりを踏まえ、父親に向けての情報発信にも取り組みます。
2	親と子の環境教室 (施設見学会) 次 <環境対策課>	小学生の親子を対象に環境教室(施設見学会)を実施し、環境問題に対する意識の啓発を行う事業です。	募集方法や見学場所など、更なる事業効果の向上を検討しつつ、事業継続を図ります。

(5) 学び・体験を重視した学校教育・社会教育等の充実

事業名 関連計画 <担当課>		事業の内容	今後の方向性
1	図書館によるお話し会・ 出前お話し会 次 <中央図書館>	図書館全館において対象年齢ごとに、おはなし会やわらべうたを実施するほか、小学校等の読書週間等に小学校等に出向き、おはなし会やブックトーク等を実施する事業です。	今後も、おはなし会やわらべうた、ブックトーク等を実施し、子どもが物語や本に親しむ機会を増やします。
2	郷土博物館による授業の 受入れ・講師派遣・出張授 業 次 <生涯学習課>	学校長からの依頼により、郷土博物館職員が理科、社会科、生活科、総合的な学習のお手伝いします。郷土博物館の各専門分野の職員が授業に参画することで、児童・生徒に対して、より魅力ある学習の機会を提供します。	学校と連携をとり、派遣事業を継続します。
3	自然観察会・星空観察会等 の開催 プラネタリウム幼児投影・ 学習投影・ 一般投影等の実施 次 <生涯学習課>	自然、天文について実物を観察し、楽しみながら知的好奇心を高める事業です。 プラネタリウム投影では、年齢に応じて幼児投影、学習投影、家族で楽しめる一般投影等を実施します。	継続して開催します。
4	小学生・中学生の 広島派遣事業 次 <生涯学習課>	平和学習及び広島派遣事業や平和市民のつどいを通じ、若い世代の平和意識の高揚を図るための事業です。	平和市民のつどいや、地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業を、熱中症対策などを講じながら、安全に実施します。

事業名 関連計画 ＜担当課＞		事業の内容	今後の方向性
5	中央図書館見学会 次 ＜中央図書館＞	小学3年生及び保育園・幼稚園年長児を対象に中央図書館見学会を実施し（保育園・幼稚園児童には、清原図書館でも実施）、お話し会を楽しんだり、図書館の利用方法を学び、館内案内や本を各自で借りる体験等を通して、本に親しむ機会を提供する事業です。	今後も児童が本や図書館に親しむ機会を提供します。
6	公民館5館合同「夏休み☆みんなであつくる遊空間」 次 ＜中央公民館＞	子どもを対象とした講座を開催し、子どもたちが様々な体験ができる機会や交流の場を設ける事業です。	今後もボランティアと協力しながら、子どもたちが安心して楽しい夏休みを過ごせるよう事業を実施します。
7	夏！体験ボランティア【新規】 次 ＜地域振興課＞	小学生、中学生、高校生を対象としたボランティアを体験する事業です。	東大和市社会福祉協議会が実施する「夏！体験ボランティア」を通じて子どものボランティア活動、体験を支援します。
8	国際理解教育の推進【新規】 次 ＜教育指導課＞	市内全中学校の生徒を対象とした外国人講師とのマンツーマンオンライン英会話レッスンや、市内全小学校の第5学年の児童を対象としたTGG(Tokyo Global Gateway)での体験型英語学習を通して、国際的視野に立って、国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度の育成を図ります。	オンライン英会話レッスン、TGGでの体験型英語学習などを継続的に実施し、英語教育の質の向上と国際理解教育の推進を図ります。

(6) 放課後等の居場所づくりへの支援

事業名 関連計画 ＜担当課＞		事業の内容	今後の方向性
1	放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業） 子 ＜青少年課＞	保護者の適切な監護を受けられない小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を学童保育所で提供する事業です。	少子化に伴う児童数の減少により、ニーズの総量は漸減していくことが予測されますが、女性の就業率上昇や、地域ごとのニーズの偏在等に対応するため、今後も施設整備が必要であると見込まれます。
2	児童館事業 次 ＜青少年課＞	子どもの心身を育成し、情操を豊かにすることを目的として、18歳未満のすべての子どもを対象に、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行う事業です。	様々な工夫を凝らし児童館事業を実施することにより、利用者がより楽しく過ごせる場の提供を行います。
3	ランドセル来館 次 ＜青少年課＞	保護者の適切な監護を受けられない小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を児童館、小	学童保育所の待機児童の状況等を鑑み、事業のあり方について検討を行っていきます。

事業名 関連計画 <担当課>		事業の内容	今後の方向性
		学校の余裕教室等で提供している事業です。	
4	放課後子ども教室 次 <青少年課>	小学生が、放課後に安全で充実した生活を送ることができるよう、小学校の施設を活用し、放課後スタッフの協力を得て、勉強、スポーツ、文化活動、交流活動を行う事業です。	スタッフの確保に努め、より充実した放課後子ども教室の実施を行います。
5	放課後等デイサービス 次 <障害福祉課>	就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休業日に生活能力の向上のための必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会を提供している事業です。	適切な相談対応及び支給決定を継続します。
6	子どもの学習・生活支援 貧 <生活福祉課>	生活保護受給及び生活困窮世帯の子どもを対象に、子どもへの学習支援、保護者を含む生活習慣・環境の改善に関する助言、進路選択に関する相談に対する情報提供、関係機関との連絡調整を業務委託で実施する事業です。	関係機関(子ども家庭支援センター、サポートルーム、さわやか教育相談室等)と連携を図るとともに、潜在的な需要を適切に学習支援へつなげるため、事業周知の拡充に努めます。また、中学3年生の利用者全員が高等学校に進学できるよう、重点的な支援を継続します。
7	図書館自習室事業【新規】 次・若 <中央図書館>	中学生から大学生及び進学希望の方を対象に、中央図書館のレファレンス室の一部を自習のための場所として開放する事業です。	今後も自習室事業を実施し、若者の学習環境を提供します。
8	児童育成支援拠点事業【新規】 子・貧 <子ども家庭支援センター>	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。	実施施設等を模索し、本事業の実施の可能性を研究します。

(7) 子どもの健全な成長への支援、青少年の健全育成の推進

事業名 関連計画 <担当課>		事業の内容	今後の方向性
1	食育推進事業【新規】 次 ＜教育総務課＞	児童・生徒の食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食を活用し食育を推進する事業です。	今後も、学校における食育授業に栄養士を派遣するほか、学校給食センターを活用した見学会や体験事業等を実施します。
2	放課後児童健全育成事業 (学童保育所運営事業) (再掲) 子 ＜青少年課＞	保護者の適切な監護を受けられない小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を学童保育所で提供する事業です。	少子化に伴う児童数の減少により、ニーズの総量は漸減していくことが予測されますが、女性の就業率上昇や、地域ごとのニーズの偏在等に対応するため、今後も施設整備が必要であると見込まれます。
3	児童館事業 (再掲) 次 ＜青少年課＞	子どもの心身を育成し、情操を豊かにすることを目的として、18歳未満のすべての子どもを対象に、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行う事業です。	様々な工夫を凝らし児童館事業を実施することにより、利用者がより楽しく過ごせる場の提供を行います。
4	東大和市子どもと大人のやくそく(東大和市子ども・子育て憲章)の普及啓発 司 ＜子育て支援課＞	未来を担う子どもたちの健やかな成長を市民、地域、事業者及び市が相互に協力して守り育むとともに、子どもたち自身が社会の一員として生きていける力を育めるよう、子育て環境の更なる発展を目指し、市の子ども・子育てに関する「共通の理念・指針」として制定した「東大和市子どもと大人のやくそく(東大和市子ども・子育て憲章)」の周知、啓発を行う事業です。	幅広い世代の方に周知するために、今後も各種啓発事業を実施します。
5	薬物乱用防止の普及啓発 次・若 ＜健康推進課＞	薬物乱用防止東大和地区推進協議会が行う、青少年に薬物を乱用させない啓発事業の取組を支援する事業です。	現状は、中学校などで薬物乱用防止の講話を実施し、また、中学生を対象にポスター標語事業で表彰を行っています。今後もポスター標語など身近な事業をとおり、薬物乱用防止の正しい知識の普及啓発に努めます。
6	二十歳の成人式 次・若 ＜生涯学習課＞	二十歳の門出を祝うとともに、それぞれの自主性を尊重し、また、大人としての自覚を促す機会となる場を提供するための事業です。	式典と式典後の二十歳の成人式実行委員会による催し物を実施します。
7	青年ビートクラブ【新規】 次・若 ＜中央公民館＞	障害の有無に関わらず、若者同士が交流レクリエーション、音楽活動などし、ともに学びあう事業です。	今後もボランティアの方とともに事業を実施し、若者が学びあう機会を提供します。

	事業名 関連計画 <担当課>	事業の内容	今後の方向性
8	オータムフェスティバル 【新規】 次・若 <中央公民館>	若者の日頃の音楽活動等の成果を発表するためのイベントで、出演者がスタッフを兼ね、若者とともに作り上げています。	今後も、若者の活動の成果を披露する機会を提供します。
9	社会を明るくする運動 (更生保護) 次 <福祉推進課>	法務省の主唱で、更生保護について理解を深め、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動を実施する事業です。	地域も協力して取り組んでいる活動に参加し、積極的なPRに努めます。今後は取組として駅頭でテッシュや啓発物品などを配布しPR活動を行います。
10	青少年対策事業 次 <青少年課>	市内の小学校区ごとに設置されている青少年対策地区委員会(10地区)の実施事業に対し助成等を行い、青少年の健全育成を図るため、青少年をめぐる社会環境の浄化を目指す事業です。	青少年対策地区委員会、子ども達の健全育成を目指して活動している地域関係者等とともに事業の充実に努めます。
11	義務教育就学児医療費助成・ 高校生等医療費助成 【新規】 次・貧 <子育て支援課>	18歳の年度末までの子どもを養育している保護者に対し、健康保険適用後の医療費の自己負担分を助成し、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目指す事業です。	今後も、都の実施要綱等に基づき助成を行うほか、令和6年10月から開始した市単独補助(所得制限の撤廃及び自己負担分の助成)を行います。

(8) 健やかな成長を支える教育環境の充実

事業名 関連計画 ＜担当課＞		事業の内容	今後の方向性
1	さわやか教育相談室 次 ＜教育指導課＞	子どもの健全な発育に資することを目的として、児童・生徒の教育上の諸問題に関して個別の相談を行います。	教育相談に関わる関係機関による定期的な会議を開催して、児童・生徒の一層の支援体制の充実を図ります。
2	サポートルーム 次 ＜教育指導課＞	不登校及び不登校傾向である児童・生徒に対し、生活指導及び学習指導等を行い、児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた指導を行います。各学校において、校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、安心し、自己存在感や充実感を感じられる場所として校内サポートルームを設置して、学習面などにおいて児童・生徒の個別の支援を行います。	第一中学校の敷地内に設置するサポートルームの主任指導員を中心に、各学校の実態に応じた校内サポートルームを運用し、不登校及び不登校傾向である児童・生徒に対する支援の充実を図ります。
3	スクールカウンセラーの配置 次 ＜教育指導課＞	市内の全小・中学校にスクールカウンセラーを配置して、いじめや不登校の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を図ります。	学校に配置されている東京都公立学校スクールカウンセラーや教職員、関係機関と連携して、児童・生徒への一層のケアを図ります。
4	スクールソーシャルワーカーの配置 次 ＜教育指導課＞	問題を抱える児童・生徒の状況を把握し、当該児童・生徒がおかれた環境へ働きかけ、関係機関との連携などに学校を支援します。また、いじめに関する電話相談を行います。	教育相談に関わる関係機関による定期的な会議を開催して、児童・生徒の一層の支援体制の充実を図ります。
5	子ども支援員派遣事業 次 ＜教育指導課＞	通常の学級で、特別な教育的支援を必要とする児童の精神面の安定及び学校生活又は集団生活への適応を図るために、支援を必要とする児童に対して子ども支援員を派遣し、諸問題の解決を図ります。	子ども支援員の派遣に対するニーズに対応するため、学校からの要請に基づき、継続的に子ども支援員を派遣するために、人材の確保を行います。また、各校特別支援教育コーディネーター等と連携し、対象児童・生徒の課題解決に努めます。
6	学習支援員の配置 次 ＜教育指導課＞	小学校の通常の学級において、児童が落ち着いた環境の中で学習に取り組むことができるよう、教室内で支援を必要とする児童の支援や担任教員の補助を行います。	今後も人的な配置を継続して行い、児童の学習意欲を高め、児童の学力向上を図ります。
7	青少年問題協議会 次 ＜青少年課＞	東大和市青少年健全育成方針策定等の協議をはじめ、青少年問題を総合的にとらえ、青少年の健全育成を図る事業です。	今後も青少年の健全育成を図る事業を実施します。

事業名 関連計画 ＜担当課＞		事業の内容	今後の方向性
8	学力・指導力向上推進 【新規】 次 ＜教育指導課＞	小・中学校において協力指導員(チーム・ティーチャー)や習熟度に応じた少人数指導における学習指導員の配置、地域と連携した地域未来塾(放課後等補習教室)の実施等の取組により、学力向上を図ります。	協力指導員(チーム・ティーチャー)、習熟度に応じた少人数指導における学習指導員、地域未来塾(放課後等補習教室)の指導員等を計画的に配置し、個に応じたきめ細やかな指導や補足的な指導の充実を図ります。また、総合的な学習の時間(探究的な学習)の充実に向けた取組を推進します。
9	第七小学校・第九小学校 統合新校建設【新規】 次 ＜教育総務課＞	第七小学校と第九小学校の統合による新校の開設に向け、東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設基本構想に基づき、新校舎及び仮校舎を建設するに当たり、基本構想を効果的かつ効率的に実現するとともに、民間事業者のノウハウや創造力を活かし、より魅力のある施設の整備、高い品質の確保、工期短縮やコスト削減効果が期待できる設計・施工一括発注方式により実施するものです。	国や東京都の補助金を活用し、地域コミュニティの核となる魅力ある学校の設置を目指します。

(9) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定

事業名 関連計画 ＜担当課＞		事業の内容	今後の方向性
1	就職情報室 罫 ＜産業振興課＞	「東大和市就職情報室」において、雇用機会の確保に努めるとともに、就職面接会を開催するなどの支援を行う事業です。	立川公共職業安定所と共同で市役所に「東大和市就職情報室」を設置し、求人情報の提供や就職相談を実施します。また、立川公共職業安定所と共催で、「ミニ就職面接会」を開催し、東大和市周辺の企業の人事担当者と直接面接する取組を実施します。これらの取組を今後も行い、市民及び周辺住民の雇用機会の確保に努めます。

基本目標2 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立を支えます

未来を担う子ども・若者の成長と自立を支えるため、子ども・若者の権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

児童虐待については、未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関と連携した一体的な施策に取り組みます。

また、障害のある方、ヤングケアラー、ひきこもりの状態にある方等、配慮や支援が必要な子どもや家庭を対象に、関係機関等と連携を図りながら、継続的・包括的に支援します。

さらに、経済的困難を抱える等、貧困状態にある子どもや子育て家庭に対しては、相談支援や学習支援など自立につながる支援を推進します。

(1) 子ども・若者の権利の保障

事業名 関連計画 <担当課>		事業の内容	今後の方向性
1	東大和市子どもと大人のやくそく(東大和市子ども・子育て憲章)の普及啓発(再掲) ☐ <子育て支援課>	未来を担う子どもたちの健やかな成長を市民、地域、事業者及び市が相互に協力して守り育むとともに、子どもたち自身が社会の一員として生きていける力を育めるよう、子育て環境の更なる発展を目指し、市の子ども・子育てに関する「共通の理念・指針」として制定した「東大和市子どもと大人のやくそく(東大和市子ども・子育て憲章)」の周知、啓発を行う事業です。	幅広い世代の方に周知するために、今後も各種啓発事業を実施します。
2	子ども・若者の意見聴取【新規】 ☐・☑ <全課>	子ども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会を確保し、子ども・若者施策等を策定、実施、評価するに当たって、当事者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずる事業です。	子ども・若者の意見表明の機会を創出し、子ども・若者施策の実施等の際には当事者の意見を聴取し、聴取した意見の反映の検討に努めます。

(2) 貧困の状況にある子どもたちへの支援

事業名 関連計画 <担当課>	事業の内容	今後の方向性
1 実費徴収に係る 補足給付を行う事業 子・貧 <保育課>	低所得世帯等の児童が新制度に移行していない幼稚園を利用する際に、保護者が園に支払うべき食材料費に係る費用の一部を助成する事業です。	今後も事業の継続に努めます。
2 子どもの学習・生活支援 (再掲) 貧 <生活福祉課>	生活保護受給及び生活困窮世帯の子どもを対象に、子どもへの学習支援、保護者を含む生活習慣・環境の改善に関する助言、進路選択に関する相談に対する情報提供、関係機関との連絡調整を業務委託で実施する事業です。	関係機関から支援対象者の紹介を受けても、当該児童・生徒の保護者の意向により利用につながらないこともあります。関係機関と連携し、事業周知・利用促進に努めます。
3 被保護者自立促進事業 貧 <生活福祉課>	生活保護世帯で、高等学校等への進学を目指す中学生及び大学等への進学を目指す高校生に対して、通塾代等の費用を支給上限額の範囲内で支給します。	生活保護世帯の進学率を上げ、貧困の連鎖を防ぐために、今後も事業の継続に努めます。
4 就学援助事業 次・貧 <教育総務課>	公立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者(東大和市在住)で、経済的な困難を抱えている場合に教育費の一部を援助する事業です。	今後も国の予算単価、生活保護基準に合わせ対応します。
5 受験生チャレンジ支援 貸付事業 貧 <福祉推進課>	中学3年生・高校3年生又はこれに準ずる方を対象に、学習塾等の受講料及び高校や大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯へ必要な資金の貸付を無利子で行う事業です。高校・大学等へ入学した場合、返済が免除されます。	本事業の対象となる世帯が、貸付制度を適切に利用することができるよう、様々な広報媒体を活用し、事業の周知に努めます。
6 フードバンク事業【新規】 貧 <子育て支援課>	市民や企業から寄付を募り、学校の長期休みにあわせて食料品等の配布を行う事業です。	東大和市社会福祉協議会が実施する「フードバンク事業」を通じて食料品等配布を支援します。

(3) 障害のある子ども・医療的ケア児等への支援

事業名 【関連計画】 ＜担当課＞		事業の内容	今後の方向性
1	乳幼児発達健康診査・ 乳幼児経過観察発達相談 【次】 ＜健康推進課＞	各種の乳幼児健康診査や保健相談等 の中で子どもの障害を早期に見 し、適切な支援を行います。	専門医による発達健診及び心 理相談員による発達相談を行 い、子どもの発達を確認し、必 要に応じて専門医療機関など への紹介を行います。 今後も早期に専門医療機関な どの受診による療育が必要な 子どもと保護者への支援に努 めます。
2	児童発達支援センター事業 【新規】 【次】 ＜保育課・障害福祉課＞	就学前の障害のある児童に対し、施 設において、日常生活の基本動作の 指導や集団生活への適応訓練を提供 するとともに、地域における中核的な 支援機関として、地域の保育園等 に対し、専門的な知識・技術に基づく支 援を行います。	社会福祉法人どろんこ会が運 営する児童発達支援センター・ 相談支援事業所等と連携して 適切な支援を行います。
3	障害児相談支援事業 【次】 ＜障害福祉課＞	障害児通所支援(児童発達支援、放課 後等デイサービス等)を利用する障害 のある児童に対し、サービスの支給決 定を受ける場合または変更する場合 に、サービス等利用計画を作成する 事業です。なお、一定期間ごとにサー ビスの利用状況の検証を行い計画の 見直しを行います。	今後も適切な相談対応及び支 給決定を実施します。
4	巡回相談 【次】 ＜教育指導課＞	臨床心理士や特別支援教育士の資格 をもった心理相談員が、小・中学校及 び幼稚園・保育園を訪問し、特別な教 育的ニーズを必要とする児童・生徒に 対して行動観察を行うとともに、教員 や保護者へ指導の内容及び方法につ いて助言や相談を行います。	今後も特別な教育的ニーズを 必要とする児童・生徒への巡回 相談を実施します。また、専門 的見地により教員をはじめとす る関係者や保護者への助言や 相談等の支援を行います。
5	放課後等デイサービス (再掲) 【次】 ＜障害福祉課＞	就学中の障害のある児童に対し、放 課後や夏休み等の長期休業日に生活 能力の向上のための必要な訓練や創 作的活動、地域交流の機会を提供し ている事業です。	放課後等デイサービスの利用希 望者に対し、事業所の紹介や支 給決定等を行います。 高まるニーズに対応するため、 市内で実績のある法人等によ り事業所の整備を検討します。
6	発達障害者(児)支援 連絡会 【次】 ＜障害福祉課＞	発達障害者支援連絡会を通して、庁 内関係機関と情報連携を行い、相談 支援の充実を図ります。	今後も連絡会を実施し、情報連 携や課題の整理を行います。
7	基幹相談支援センター (はーとふる・ウエルカム) 【新規】 【次】・【若】 ＜障害福祉課＞	20歳～39歳の方を対象に基幹相 談支援センターを通じ、地域の相談支 援の拠点として総合的な相談業務等 を実施する業務です。	総合的、専門的な相談支援、地 域の相談支援体制の強化を図 ります。

事業名 関連計画 <担当課>		事業の内容	今後の方向性
8	児童育成手当 次・貧 <子育て支援課>	児童育成手当を対象者に支給し、ひとり親家庭等や一定の障害がある児童の心身の健やかな成長に寄与するとともに、児童の福祉の推進を目指す事業です。	都の実施要綱に基づき、今後も手当を支給します。
9	心身障害児福祉手当 次 <障害福祉課>	20歳未満の障害のある児童を養育している方に手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図る事業です。	適切に手当の支給が行えるよう、課内で連携を取り、事業を継続します。

(4) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

事業名 関連計画 <担当課>		事業の内容	今後の方向性
1	児童虐待対応 次 <子ども家庭支援センター>	児童虐待の防止に向けた子どもと家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの提供・調整及び子どもと家庭を支援するネットワークの構築等により、児童虐待の未然防止、早期発見及び対応を行う事業です。 市民等から虐待の通告があった場合、原則48時間以内に児童の安否確認を行います。 ケースに応じ、福祉、保健・医療、教育、警察等の関係機関と連携しながら支援します。	関係機関との連携を図りながら、児童虐待防止に向けた取組を行います。
2	要保護児童対策地域協議会運営事業 子 <子ども家庭支援センター>	地域における要保護児童等の早期発見及び適切な保護・支援を実施するため、児童福祉法に基づき東大和市要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターが調整機関となって、関係機関と連携して虐待対応を行う事業です。	関係機関との連携強化、養育家庭や児童虐待防止等の周知、啓発に努めます。
3	親子関係形成支援事業【新規】 子 <子ども家庭支援センター>	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。	本事業の実施に向けて、他自治体の情報を収集し研究します。

事業名 関連計画 <担当課>	事業の内容	今後の方向性
4 ヤングケアラーの支援 【新規】 子・若 <子ども家庭支援センター>	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者に対する支援を行う事業です。	ヤングケアラーの早期発見や各関係機関との連携を図ります。
5 ケアラー支援事業 若 <障害福祉課・地域包括ケア推進課>	総合福祉センターは～とふるにおいて、障害児(者)等を介護している方に対し、障害の制度等についての情報提供を行うとともに、介護負担を軽減するため、相談支援や交流会等を行う事業です。	今後も事業を実施します。また、周知方法を検討・工夫します。

(5) 生きづらさを抱える若者への支援

事業名 関連計画 <担当課>	事業の内容	今後の方向性
1 ひきこもり支援推進事業 【新規】 次・若 <福祉推進課>	ひきこもりなど生きづらさを抱える本人(原則15歳以上)またはその家族等を対象に、相談窓口を開設します。また、当事者・経験者のための居場所「One's ぐれいす」を開催します。	様々な広報媒体を活用し、相談窓口及び居場所「One's ぐれいす」の周知に努め、当事者や家族の気持ちに寄り添った支援を行います。
2 生活困窮者自立促進 若・貧 <生活福祉課>	東大和市暮らし・しごと応援センターそえるを設置し、生活困窮者の就労、その他の自立に関する相談支援業務を業務委託により実施する事業です。	生活困窮者に対する相談業務、就労支援業務、就労準備支援業務、家計改善支援業務を行います。新規相談受付件数は、国の示す目安値を超える件数の対応を行い、一定の成果を上げています。必要な市民に支援が届くよう引き続き、関係機関との連携強化に努めます。
3 精神障害者地域生活支援センター 若 <障害福祉課>	精神障害者を対象として、基礎的事業と地域活動支援センターI型の事業を実施するとともに、計画相談支援、地域相談支援を行う事業です。	交流室の利用、電話・面接による相談、各プログラムの実施や計画相談を実施していますが、現在は18歳未満の方の利用実績はありません。対象者が18歳到達時、障害者総合支援法に移行する切れ目ない支援についての役割については、現在も行っていますが、児童福祉法の対象者に対する支援等について検討します。

(6) 子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育の充実

事業名 関連計画 <担当課>		事業の内容	今後の方向性
1	情報教育の推進【新規】 次 <教育指導課>	1人1台端末の整備や ICT 支援員の配置などを行い、学校教育の一層の ICT 化を図ります。	子どもたちの1人1台端末とともに教職員の ICT 環境を整備し、子どもたちの情報活用能力の育成や教職員の校務の改善などを推進します。
2	受験生チャレンジ支援貸付事業(再掲) 貧 <福祉推進課>	中学3年生・高校3年生又はこれに準ずる方を対象に、学習塾等の受講料及び高校や大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯へ必要な資金の貸付を無利子で行う事業です。高校・大学等へ入学した場合、返済が免除されます。	本事業の対象となる世帯が、貸付制度を適切に利用することができるよう、様々な広報媒体を活用し、事業の周知に努めます。

基本目標3 地域全体で子育てしやすい環境づくりに取り組みます

子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てしやすい環境をつくるため、家庭と地域が連携し、地域全体で子どもを育てていく環境づくりを推進します。

また、ひとり親家庭への相談支援や自立を促進するための支援等、ひとり親家庭等とその子どもが安心して地域で暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、保護者及び子ども・若者が安心して過ごせるまちづくりに取り組みます。

(1) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

事業名 関連計画 <担当課>	事業の内容	今後の方向性
1 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 子 <子ども家庭支援センター>	地域の子育てに関する相互援助活動を支援することにより、仕事と子育てが両立できる環境の整備及び地域住民の子育て支援と児童の福祉の向上を図る事業です。	様々な広報媒体の活用により、サービスの普及啓発に努めるとともに、協力会員及び利用会員の増加を図ります。
2 青少年対策事業 (再掲) 次 <青少年課>	市内の小中学校区ごとに設置されている青少年対策地区委員会(10地区)の実施事業に対し助成等を行い、青少年の健全育成を図るため、青少年をめぐる社会環境の浄化を目指す事業です。	青少年の健全育成を図る活動を行う青少年対策地区委員会の事業への助成や委員研修の実施等の支援を行います。
3 部活動地域移行の推進【新規】 次 <教育指導課>	子どもたちのスポーツや文化芸術に親しむ機会を確保するため、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツや文化芸術活動のための環境整備等を、地域の実態に応じて段階的に推進します。	地域連携・地域移行に向けた協議会等を開催し、地域における地域連携・地域移行に向けた方針及び計画等を検討・策定するとともに、教員が活動の指導に効果的に携わることができる環境の整備を、国や都の動向を踏まえ、地域の実態に応じて段階的に推進します。
4 学校と地域の連携等 推進事業【新規】 次 <教育指導課>	市内全小・中学校のコミュニティ・スクールへの指定、地域人材の活用支援、学校と家庭の連携に向けた支援員の配置などにより、学校における諸問題に対して地域と連携した取組の充実を図ります。	学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」の充実を図り、「地域学校協働活動」を推進して、学校と地域が相互の連携・協働のもとに、一体となって子どもたちの成長を支えていく体制の構築を図ります。

事業名 関連計画 <担当課>		事業の内容	今後の方向性
5	青少年問題協議会 (再掲) 次 <青少年課>	東大和市青少年健全育成方針策定等の協議をはじめ、青少年問題を総合的にとらえ、青少年の健全育成を図る事業です。	協議会を開催するとともに、青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)に横断幕の掲出、子ども・若者育成支援強調月間(11月)に啓発活動、東大和市善行青少年表彰を実施します。また、東大和市青少年健全育成方針の策定を行います。会の活動内容の効率的・効果的な実施に向けて、検討します。
6	通学路等学校安全対策 (スクールガード・通学路合同点検) 次 <教育総務課>	交通安全に理解と熱意を持つ方を学校安全ボランティアとして依頼し、登下校時において、交通整理をしながら、児童・生徒の見守り活動を行う事業です。	スクールガードの担い手不足が深刻化していることから、子どもたちの安全を守る環境を地域全体で作りあげていくため、スクールガードの活動を広く周知するとともに、担い手の募集等に努めます。
7	子ども食堂運営補助 資 <子ども家庭支援センター>	東大和市社会福祉協議会が実施している子ども食堂運営団体への補助を通じて、地域の子ども食堂を支援する事業です。	東大和市社会福祉協議会と連携し、市内の子ども食堂運営団体の負担軽減を図り、利用促進及び活動の充実に努めます。

(2) 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり

事業名 関連計画 <担当課>		事業の内容	今後の方向性
1	保育園事業 (再掲) 子 <保育課>	保護者が仕事などのため、日中に家庭で保育できない子ども(0～5歳児)を預かる事業です。	市内の保育ニーズを的確に把握しながら、保育施設等の整備の実施及び保育士等の確保に努め、適切な保育の受け皿の確保に努めます。
2	認定こども園事業 (再掲) 子 <保育課>	保護者の仕事の状況にかかわらず、子ども(0～5歳児)を預かり、教育・保育を一体的に行う事業です(幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設です)。	
3	小規模保育事業 (再掲) 子 <保育課>	保育の必要性のある少人数の子ども(0～2歳児)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う事業です。(定員6～19人)	
4	家庭的保育事業 (再掲) 子 <保育課>	保育の必要性のある少人数の子ども(0～2歳児)を対象に、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う事業です。(定員5人以下)	

事業名 関連計画 <担当課>		事業の内容	今後の方向性
5	事業所内保育事業 (再掲) 子 <保育課>	会社の事業所の保育施設などで、従業員及び地域の子ども(0~2歳児)を対象と一緒に保育を行う事業です。	市内の保育ニーズを的確に把握しながら、保育施設等の整備の実施及び保育士等の確保に努め、適切な保育の受け皿の確保に努めます。
6	時間外保育事業 (延長保育事業) 子 <保育課>	通常の保育時間を超えて、保育を行う事業です。市内認可保育園、小規模保育施設、認証保育所施設で行います。	各施設において、需要に対し十分な保育体制等を整備しています。引き続きニーズに応じ対応していきます。
7	病児保育事業 (病児・病後児事業・お迎えサービス) 子 <保育課>	児童が病気のため、保育園、幼稚園、小学校等に通園通学ができず、保護者の就労等の理由のために家庭保育を行うことが困難な場合に、病院等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士が一時的に保育等を実施します。 また、保育園等で保育中に児童が発熱等で保護者のお迎えが必要になった時に、保護者に代わり病児・病後児保育室の看護師等がタクシーで保育園にお迎えに行き、保育室にて保護者のお迎えまで保育を行う事業(お迎えサービス)です。	コロナ禍において利用者数が減っていたが、徐々に利用者数は回復しています。今後も安定的な事業運営を行う上で、必要な措置を行うほか、引き続き、対象となる保護者に対し、周知を図り、認知度向上に努めます。
8	休日・年末保育事業 次 <保育課>	保育施設が開園していない休日や年末に保育が必要な保護者のニーズに応じ、市内の全ての保育施設及び認証保育所に通園・通所している児童を対象に保育を行う事業です。	現状、保育需要に対し充足していることから、現状維持に努めます。
9	放課後児童健全育成事業 (学童保育所運営事業) (再掲) 子 <青少年課>	保護者の適切な監護を受けられない小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を学童保育所で提供する事業です。	少子化に伴う児童数の減少により、ニーズの総量は漸減していくことが予測されますが、女性の就業率上昇や、地域ごとのニーズの偏在等に対応するため、今後も施設整備が必要であると見込まれます。
10	ランドセル来館 次 (再掲) <青少年課>	保護者の適切な監護を受けられない小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を児童館、小学校の余裕教室等で提供している事業です。	引き続き、多くの児童を受け入れ、安全で楽しい居場所の提供を行います。
11	保育士確保支援事業 【新規】 次 <保育課>	保育士支援確保のために、集団面接会や宿舍借り上げ支援等の補助等を行う事業です。	国や東京都、各自治体の動向を注視し、適切な補助等を行うよう努めます。

事業名 関連計画 <担当課>		事業の内容	今後の方向性
12	男女共同参画推進事業 次・少 <地域振興課>	東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例に定められた東大和市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画について市民及び事業者の理解が深まるよう取り組む事業です。	今後も「第三次東大和市男女共同参画推進計画」に基づき、広報・啓発活動及び相談業務の推進に努めます。

(3) ひとり親家庭の自立支援

事業名 関連計画 <担当課>		事業の内容	今後の方向性
1	ひとり親家庭等相談 【新規】 貧 <子ども家庭支援センター>	ひとり親家庭の親等の抱えている生活上の様々な問題について、相談員が相談・問題整理・情報提供を行い、生活の安定や自立に向けて支援を行う事業です。	今後も社会情勢の変化に応じた相談の実施や相談者に必要な情報提供に努めます。
2	母子家庭等自立支援 給付金支給事業 貧 <子ども家庭支援センター>	20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図る事業です。	就労に結び付く資格取得のための講座や養成機関の学習課程を受講するひとり親家庭の親に対し、経費の一部や、修業と生活の両立を支援するための給付金を支給します。今後も本事業による母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ります。
3	母子・父子自立支援 プログラムの策定 貧 <子ども家庭支援センター>	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親に対し、経済的自立を支援するためのプログラムを策定し、各種就業支援事業を活用して経済的自立に対する支援を実施する事業です。	経済的自立を希望するひとり親家庭の親に対し、各種就業支援事業の活用等による、個別事情に応じた自立支援プログラムを策定し、継続的な就労支援等を行います。また、児童扶養手当現況届の提出時期に合わせ、キャンペーンを実施し、制度の周知を図ります。今後も経済的自立の支援と事業の周知に努めます。
4	ひとり親家庭 ホームヘルプサービス 貧 <子ども家庭支援センター>	20歳に満たない児童がいるひとり親家庭において、保護者の疾病、冠婚葬祭、技能習得のための通学や就業(※)などの理由により日常生活に支障が生じた場合、一時的にヘルパーを派遣する事業です。 ※就業の事情等により支援を必要とする場合は、小学校低学年以下の児童がいるひとり親家庭が対象となります。	生活援助、育児等の支援を必要とするひとり親家庭に対し、ヘルパーの派遣を行います。今後も事業の継続に努めます。

事業名 関連計画 ＜担当課＞	事業の内容	今後の方向性
5 高等学校卒業程度認定 試験合格支援 ⑧ ＜子ども家庭支援センター＞	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童に対し、高等学校卒業程度認定試験の合格を目的として受講した講座費用の一部及び合格時給付金を支給する事業です。	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親、またはひとり親家庭の親に扶養されている児童が適職に就くため、高卒認定試験の合格を目指す時、講座費用の一部等を支給します。今後も事業を適切に実施します。
6 母子父子福祉資金貸付事業 ⑧ ＜子ども家庭支援センター＞	ひとり親家庭が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金の貸付を行う事業です。	都内に6か月以上居住しているひとり親家庭の母又は父等で20歳未満の児童を扶養している方に、生活資金、児童の就学資金、就学支度資金等の貸付を行います。今後も本事業による貸付を行います。
7 母子生活支援施設保護事業 ⑧ ＜子ども家庭支援センター＞	18歳未満の児童を養育している母子家庭の母が児童の養育が十分にできない場合に、母子ともに母子生活支援施設に入所し、自立促進のための生活支援を行う事業です。	近年、該当者はありませんが、今後も事業の継続に努めます。
8 ひとり親家庭等医療費助成 ⑧ ＜子育て支援課＞	ひとり親家庭等に対し、健康保険適用後の医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする事業です。	今後も都の実施要綱等に基づき助成を行います。
9 児童扶養手当 ⑧ ＜子育て支援課＞	児童扶養手当を対象者に支給し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の推進を目指す事業です。	今後も法令に基づき手当を支給します。
10 児童育成手当 (再掲) ⑧ ＜子育て支援課＞	児童育成手当を対象者に支給し、ひとり親家庭等や一定の障害がある児童の心身の健やかな成長に寄与するとともに、児童の福祉の推進を目指す事業です。	今後も都の実施要綱に基づき手当を支給します。

(4) 子どもたちの安全の確保、環境の整備

事業名 [関連計画] <担当課>		事業の内容	今後の方向性
1	通学路防犯カメラ 設置・維持管理 [次] <教育総務課>	通学路における子どもの安全確保、 犯罪抑止に寄与するため、防犯カメ ラを設置し、維持管理する事業で す。	今後も通学路等に設置した防犯 カメラ 70 台の適切な維持管理 に努め、引き続き登下校時の子ど もの安全確保や犯罪抑止に努め ます。
2	通学路等学校安全対策 (スクールガード・ 通学路合同点検) (再掲) [次] <教育総務課>	交通安全に理解と熱意を持つ方を 学校安全ボランティアとして依頼 し、登下校時において、交通整理を しながら、児童・生徒の見守り活動 を行う事業です。	スクールガードの担い手不足が 深刻化していることから、子ども たちの安全を守る環境を地域全 体で作りにあげていくため、スク ールガードの活動を広く周知する とともに、担い手の募集等に努め ます。
3	青色回転灯パトロールカー 巡回 [次] <防災安全課>	子どもたちの安全を確保するため、 青色回転灯を装着したパトロール カーにより、小・中学校及び学童保 育所等を中心とした防犯パトロー ルを実施する事業です。	地域の見守りを実施するため、今 後も青色回転灯パトロールカー巡 回を行います。
4	安全安心情報送信サービス [次] <防災安全課>	不審者出没情報などの子どもの安 全に関する情報のほか、気象、地震 など災害に関する情報を携帯電話 やパソコンに電子メールで送信す る事業です。	迅速に犯罪情報などの情報提供 を行うため、今後も安全安心情報 送信サービスを行います。
5	公園管理・狭山緑地管理・ こども広場管理 [次] <都市基盤課>	子どもの遊び場及び市民の憩いの 場として、公園を整備するととも に、管理運営していく事業です。	既存の計画等を踏まえた公園全 体の再整備方針、再計画の策定 を進め、順次、再整備を進めま す。 また、充実した子どもの遊び場と して管理運営を進めます。
6	交通安全施設管理 [次] <都市基盤課>	通学路等における児童・生徒の登 下校時等の安全を確保するために、 関係課や警察と連携し、通学路標 識をはじめとする交通安全施設の 改善対策を実施する事業です。	交通事故などの交通災害から市 民の生命・身体を守り、安全で安 心な生活環境を確保するため、今 後も交通安全施設の改善対策を 実施します。

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

※本章の数字を扱っている表の単位は「実人数」を基本としていますが、施設数や、延べ人数などの場合は、その都度記載しています。

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- ・ 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- ・ こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- ・ 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- ・ 産後ケアに関する事業の追加

(2) 提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

※教育・保育提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはありません。

本市においては、市民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれており、特に区域を分割する必要がないことから、これまで「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、市内全域で一つと設定していました。

本計画においても、市域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、前計画と同様に市域全体を一つの提供区域とします。

(3) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法のうち、ニーズ調査に基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。(参考：参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」)

なお、ニーズ調査の回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出する場合があります。

(4) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定します。

(5) 量の見込みと確保方策の見直し

今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ、必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を令和元（2019）年から令和5（2023）年までの4月1日現在の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計します。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	486	480	473	469	464
1歳	520	515	509	501	497
2歳	513	519	514	508	500
3歳	557	521	526	522	516
4歳	584	557	521	526	522
5歳	615	585	558	522	527
6歳	662	621	591	564	528
7歳	678	662	621	591	564
8歳	682	678	662	621	591
9歳	760	686	682	666	625
10歳	722	759	685	681	665
11歳	734	729	766	691	687
計	7,513	7,312	7,108	6,862	6,686

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 教育・保育事業（幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育）

教育・保育の必要量は、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出します。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定の子どもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、1号認定と合わせて見込むとともに、3号認定についても、0歳と1歳、2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども 以下、新2号認定として1号認定と合算して表記	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育園・認定こども園での保育を希望している子ども	保育園 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育園・認定こども園等での保育を希望している子ども 以下、3号(0歳)・3号(1歳)・3号(2歳)と表記	保育園 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月48時間を下限時間とします。

(1) 1号認定（3～5歳・幼児期の学校教育のみ）・新2号認定

			令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
			1号	新2号	1号	新2号	1号	新2号	1号	新2号	1号	新2号
見込み量（A）			430	80	407	77	393	73	384	72	384	71
提供量	特定教育・保育施設	幼稚園、認定こども園	568		568		568		568		568	
	確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	575		575		575		575		575	
	合計（B）		1,143		1,143		1,143		1,143		1,143	
過不足（B）－（A）			633		659		677		687		688	

(2) 2号認定（3～5歳・保育の必要性あり）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)
見込み量（A）			1,165	1,104	1,066	1,042	1,039
提供量	特定教育・保育施設	保育園、認定こども園	1,364	1,344	1,321	1,321	1,321
	特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
	上記以外	認可外・その他	—	—	—	—	—
	合計（B）		1,364	1,344	1,321	1,321	1,321
過不足（B）－（A）			199	240	255	279	282

(3) 3号認定（0歳・保育の必要性あり）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)
見込み量（A）			137	135	133	132	131
提供量	特定教育・保育施設	保育園、認定こども園	137	137	137	137	137
	特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	15	15	15	15	15
	上記以外	認可外・その他	6	6	6	6	6
	合計（B）		158	158	158	158	158
過不足（B）－（A）			23	23	25	26	27

(4) 3号認定（1歳・保育の必要性あり）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)
見込み量 (A)		358	354	350	345	342
提供量	特定教育・保育施設	315	315	315	315	315
	特定地域型保育事業	39	39	39	39	39
	上記以外	6	6	6	6	6
	合計 (B)	360	360	360	360	360
過不足 (B) - (A)		2	6	10	15	18

(5) 3号認定（2歳・保育の必要性あり）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)
見込み量 (A)		342	346	343	339	333
提供量	特定教育・保育施設	376	376	376	376	376
	特定地域型保育事業	32	32	32	32	32
	上記以外	6	6	6	6	6
	合計 (B)	414	414	414	414	414
過不足 (B) - (A)		72	68	71	75	81

【今後の方向性】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の維持・向上を図ります。

4 地域子ども・子育て支援事業

保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもと子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法で定める「地域子ども・子育て支援事業」について、計画的な提供体制を確保することとしています。

【事業一覧】

	事業名	ページ
1	時間外保育事業（延長保育事業）	94
2	放課後児童健全育成事業	95
3	子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）	97
4	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	98
5	一時預かり事業（幼稚園・認定こども園）	99
	（在園児以外対象）	100
6	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	101
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	102
8	利用者支援事業（特定型）	103
	（こども家庭センター型）	104
9	妊婦健康診査事業	105
10	乳児家庭全戸訪問事業	106
11	養育支援訪問事業	107
12	要保護児童対策地域協議会運営事業	108
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	109
14	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	109
15	産後ケア事業	110
16	妊婦等包括相談支援事業	111
17	子育て世帯訪問支援事業	112
18	児童育成支援拠点事業	112
19	親子関係形成支援事業	113
20	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	113

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【 概要 】

通常の保育時間を超えて、保育を行う事業です。市内認可保育園16、認定こども園2園、小規模保育5施設、認証保育所1施設で1時間の延長（認可保育園1園で2時間延長）を行っています。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	310	213	202	192

(各年度合計利用人数の1か月平均)

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	197	191	187	184	182
確保策（B）	197	191	187	184	182
差引（B）-（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：アンケート調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、過去の利用率を総合的に勘案し必要利用人数を算出

【 今後の方向性 】

各施設において、需要に対し十分な保育体制等を整備しています。引き続きニーズに対応してまいります。

(2) 放課後児童健全育成事業

①学童保育所運営事業

【 概要 】

昼間家庭において保護者の適切な監護を受けられない小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を学童保育所で提供する事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録児童数	800	794	814	825

(各年度4月1日時点)

【 量の見込みと確保策 】

年間を通じての量の見込みと確保策を定めています。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	876	892	901	909	914
1年生	321	312	307	303	294
2年生	270	281	281	286	291
3年生	179	189	195	195	197
4年生	73	73	79	85	88
5年生	23	25	24	25	26
6年生	10	12	15	15	18
確保策(B)	885	885	920	920	920
差引(B) - (A)	9	△7	19	11	6

※量の見込みの考え方：アンケート調査結果から算出した利用意向及び過去5年間分の学童保育利用率（平均利用児童／登録児童数）を総合的に勘案し必要利用人数を算出。

【 今後の方向性 】

女性の就業率上昇や、地域ごとのニーズの偏在等に対応するため、今後も施設整備が必要であると見込まれます。

②放課後子ども教室

【 概要 】

学校施設を活用し、地域住民の参画を通じて放課後の安全で安心できる居場所を子どもたちに提供する事業です。遊び、学び、スポーツ、文化体験、地域交流など、様々な体験の機会を子どもたちに提供し、心豊かで健康的な成長を促進する環境を創り出すことを目指しています。本事業は、全ての児童が対象であり、市内の全ての小学校で実施されています。

【 現状 】

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数	10	0	6	10	9
開催日数	625	0	24	518	561

【 確保方策 】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 平日毎日活動する教室の数	1	2	3	3	3
b 連携型 ¹ の数	3	3	3	3	3
c 校内交流型 ² の数	3	3	3	3	3
d 計 (b+c)	6	6	6	6	6

【 今後の方向性 】

放課後児童対策は、国の示す方針に則り、学童クラブと放課後子ども教室との緊密な連携を進め、連携型の推進を進めています。

また、所管部署を教育委員会に置くことで、学校との円滑な連携を実現しています。これにより、校内交流型の実施に向け、学校との協議を通じて実施場所の確保と学校施設の共有利用を可能にするための調整を進めています。

また、福祉部局と教育委員会間での情報共有と協議を継続的に行い、特別な配慮を必要とする児童や家庭に対応するために、子育て支援機関や福祉機関との連携を深めます。さらに、事業の質を向上させるため、スタッフの研修を実施するなど、安心で安全な放課後の環境整備に努めていきます。

¹ 連携型:学童クラブ及び放課後子ども教室が連携し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

² 校内交流型:「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの

(3) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

【 概要 】

保護者が病気、出産等で子ども（2歳以上から12歳以下の小学生まで）の養育が困難となったときに、養育協力家庭等で子どもを一時的に預かる事業です。現在は養育協力家庭3か所及び児童養護施設1か所で実施しています。

【 現状 】

単位：人日※年間延べ利用児童数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（延べ）	2	42	52	130

※令和3年度から児童養護施設でも実施。

（各年度3月末日時点）

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日※年間延べ利用児童数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	251	295	338	378	412
確保策（B）	812	812	812	812	812
差引（B）－（A）	561	517	474	434	400

※量の見込みの考え方：過去年度の実績に基づいて算出。

【 今後の方向性 】

ニーズに対して適切にサービス利用につなげていけるよう、児童養護施設または養育協力家庭でのショートステイを提供します。

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

市内の民間保育園等4か所（大和南子育て支援センターぽけっと・れんげ上北台保育園・玉川上水保育園・東大和どろんこ保育園）と児童館6館に「子育てひろば」を設置し、子育て家庭の交流・情報交換の場の提供のほか、親子遊びなどを通して、子どもとのふれあいを深め、子育てのあり方を学ぶ機会を提供します。

また、子育てへの不安の軽減や保護者が自信を持って子育てができるよう、子育て支援の専門家等から話を聞くことができる「子育て講座」を実施しています。

【 現状 】

単位：人日※年間延べ利用児童数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（延べ）	4,418	6,357	9,509	12,245

（各年度3月末日時点）

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日※年間延べ利用児童数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	12,445	12,404	12,257	12,109	11,970
確保策（B）	14,900	14,900	14,900	14,900	14,900
差引（B） - （A）	2,455	2,496	2,643	2,791	2,930

※量の見込みの考え方：ニーズ調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、必要利用人数を算出

【 今後の方向性 】

様々な広報媒体の活用により、サービスの普及啓発に努め、サービス内容の充実や向上を図ることで、子育て家庭の支援に努めます。

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園・認定こども園による一時預かり事業

【概要】

仕事や突発的な事情等により、一時的に家庭保育が困難となる場合に幼稚園・認定こども園で一時的に預かる事業で、幼稚園・認定こども園の通常保育時間の前後や夏休み等の長期休業中に、保護者のニーズに合わせた保育を行います。現在は、市内の幼稚園2園及び認定こども園2園で実施しています。

【現状】

単位：人日※年間延べ利用児童数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(延べ)	21,108	19,003	12,922	12,985

(各年度合計利用人数の1日平均)

【量の見込みと確保策】

単位：人日年間延べ利用者数(A)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	12,468	11,807	11,395	11,147	11,112
確保策(B)	12,468	11,807	11,395	11,147	11,112
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：過去年度の実績に基づいて算出。

【今後の方向性】

引き続き、保護者のニーズに応える支援となるよう努めます。

②一時預かり事業・緊急一時保育事業

【概要】

保護者の断続的な就労、通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に子どもの家庭保育が困難となった未就学児を、昼間、保育園等で預かる事業です。現在、一時預かり事業は、5か所で、緊急一時保育事業は、6か所で実施しています。

【現状】

単位：人日※年間延べ利用児童数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（延べ）	5,323	3,717	3,571	3,628

（各年度3月末日時点）

【量の見込みと確保策】

単位：人日※年間延べ利用児童数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	3,501	3,397	3,315	3,259	3,235
確保策（B）	7,150	7,150	7,150	7,150	7,150
差引（B）-（A）	3,649	3,753	3,835	3,891	3,915

※量の見込みの考え方：過去年度の実績に基づいて算出。

【今後の方向性】

様々な広報媒体の活用により、サービスの普及啓発に努め、サービス内容の充実や利便性の向上を図り、家庭保育を行っている乳幼児と保護者への支援に努めます。

(6) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

児童が病気のため、保育園、幼稚園、小学校等に通園通学ができず、保護者の就労等の理由のために家庭保育を行うことが困難な場合に、病院等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士が一時的に保育等を実施します。

【 現状 】

単位：人日※年間延べ利用児童数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（延べ）	209	564	752	985

（各年度3月末日時点）

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日※年間延べ利用児童数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	939	914	889	858	836
確保策（B）	1680	1680	1680	1680	1680
差引（B） - （A）	741	766	791	822	844

※量の見込みの考え方：過去年度の実績に基づいて算出。

【 今後の方向性 】

今後も安定的な事業運営を行う上で、必要な措置を行うほか、引き続き対象となる保護者に対し、周知を図り、認知度向上に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【 概要 】

地域の子育てに関する相互援助活動を支援することにより、仕事と子育てが両立できる環境の整備及び地域住民の子育て支援と児童の福祉の向上を図ります。

市補助事業として東大和市社会福祉協議会が実施するファミリー・サポート・センター事業（さわやかサービス）により、市民の子育て支援を行うとともに、安定した事業運営を図ります。

【 現状 】

単位：人日※年間延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（延べ）	804	447	306	667

（各年度3月末日時点）

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日※年間延べ利用者数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	636	619	602	581	566
確保策（B）	636	619	602	581	566
差引（B）-（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：過去年度の実績に基づいて算出。

【 今後の方向性 】

様々な広報媒体の活用により、サービスの普及啓発に努めるとともに、協力会員及び利用会員の増加を図ります。

(8) 利用者支援事業

①特定型

【 概要 】

子どもまたはその保護者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。

【 現状 】

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	1	1	1	1

(各年度3月末日時点)

【 量の見込みと確保策 】

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1	1	1	1	1
確保策(B)	1	1	1	1	1
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：事業の性質から現状及び今後の方向性を踏まえ算出

【 今後の方向性 】

窓口を1か所設置し、保健や看護、保育等の専門職による複数体制で常駐し、情報提供や相談・助言等を行い、子育て世帯への支援の充実を図ります。

②こども家庭センター型

【 概要 】

妊婦の健康保持・増進のほか、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることで安心して出産を迎えられるように、全ての妊婦に対して面接を行い、必要に応じて情報提供や相談を含めた支援を行います。

令和7年度から窓口を1か所設置し、保健師等による複数体制の配置により、母子保健及び児童福祉（虐待対応を含む）の連携を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

【 量の見込みと確保策 】

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1	1	1	1	1
確保策（B）	1	1	1	1	1
差引（B）-（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：事業の性質から現状及び今後の方向性を踏まえ算出

【 今後の方向性 】

地域子育て相談機関の開設準備等を含め、今後も相談体制を確保し支援の充実を図ります。

(9) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

妊娠期を健康に送ることができるよう、妊婦健診受診票を交付し、適切な妊娠期の健康管理が行えるよう支援します。

妊婦健診は、都内の指定医療機関等において、対象となる定期健診が14回無料で受けられます。また、里帰り等により東京都外の指定医療機関等において受けた場合は、費用の一部を助成します。

【 現状 】

単位：人回※年間延べ利用回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健診回数（延べ）	8,480	8,128	7,568	9,348

（各年度3月末日時点）

【 量の見込みと確保策 】

単位：人回※年間延べ利用回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	9,234	9,120	8,987	8,911	8,816
確保策（B）	9,234	9,120	8,987	8,911	8,816
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：受診対象者数（0歳人口の推計）×一人当たりの平均健診回数から算出

【 今後の方向性 】

今後も、健診の受診により、健康な状態で出産・育児に臨むことができるよう、健診の重要性の周知により一層努めます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師や保健師が訪問します。

訪問者は、子育てに関する情報提供を行うとともに、保護者から育児に関する相談を受けることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てが行え、赤ちゃんが健やかに成長できるよう支援します。

【 現状 】

単位：人回×年間延べ訪問回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問回数（延べ）	457	471	462	475

（各年度3月末日時点）

【 量の見込みと確保策 】

単位：人回×年間延べ訪問回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	486	480	473	469	464
確保策（B）	486	480	473	469	464
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：前年の15歳から49歳の女性の人口に直近5年間の0歳から1歳の平均変化率を乗じて出生数を算出して量の見込みとして算出

【 今後の方向性 】

訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、関係課と連携を図り支援を行います。

(11) 養育支援訪問事業

【 概要 】

相談等を通じて養育の支援が必要と判断された家庭に対し、助産師、保健師等を派遣し、健康観察（発育、発達、体調等）、健康管理及び育児等の助言指導を行います。

【 現状 】

単位：人回※年間延べ訪問回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問回数（延べ）	26	121	191	65

（各年度3月末日時点）

【 量の見込みと確保策 】

単位：人回※年間延べ訪問回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	95	93	91	89	87
確保策（B）	95	95	95	95	95
差引（B） - （A）	0	2	4	6	8

※量の見込みの考え方：過去年度の実績に基づいて算出。

【 今後の方向性 】

支援の必要な家庭に対して適切にサービス利用につなげていくとともに、今後も支援員の確保に努めます。

(12) 要保護児童対策地域協議会運営事業（子ども家庭センター運営事業）

【 概要 】

地域における要保護児童等の早期発見及び適切な保護・支援を実施するため、児童福祉法に基づく東大和市要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭センターが調整機関となって、関係機関と連携して虐待対応を行います。

【 今後の方向性 】

関係機関との連携強化、養育家庭や児童虐待防止等の周知、啓発に努めます。

※要保護児童対策地域協議会とは

児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定されている協議会です。

虐待を受けている子どもをはじめとする保護や支援が必要な子どもを早期発見し、適切な保護、支援を図るために、適切な連携の下でその子ども等に関する情報や考え方を共有し、支援の内容を協議する機関です。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

低所得世帯等の児童が新制度に移行していない幼稚園を利用する際に、保護者が園に支払うべき食材料費(副食の提供に限る)に係る費用の一部を助成します。

【 今後の方向性 】

令和元(2019)年10月から事業を開始しました。国等の動向を踏まえ、事業を実施します。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

①新規参入施設等への巡回支援

【 概要 】

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者(以下「新規参入事業者」)に対して、事業経験のある者(例:保育士経験者等)を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業です。

【現状と今後の方向性】

現在、対象となる事業者がいないため、実施していません。

今後、施設整備をしていく中で、運営事業者から、本事業の実施について、要望等があった場合、検討します。

②認定こども園特別支援教育・保育経費

【 概要 】

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

【現状と今後の方向性】

東京都の事業を活用し、同様の事業を実施しています。

引き続き、同様の対応を継続する見込みですが、必要に応じて、本事業の活用を検討します。

③地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業

【 概要 】

幼児教育・保育の無償化の対象となっていないものの、地域にとって重要な役割を果たす無認可の幼児施設を利用する保護者等へ利用料に関する支援を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

制度の周知を継続的に取り組むとともに、公正かつ適正な支援の確保に努めます。

(15) 産後ケア事業

【 概要 】

母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後ケアを必要とする産後1年未満の養育者と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

【 現状 】

単位：人回※年間延べ利用回数

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者 実人数	宿泊型				4	12
	デイサービス型				16	36
	アウトリーチ型					

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人回※年間延べ利用回数

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		192	233	272	313	348
	宿泊型	62	72	83	94	104
	デイサービス型	126	155	182	211	235
	アウトリーチ型	4	6	7	8	9
確保方策（B）		192	233	272	313	348
差引（B） - （A）		0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後も専門家からのケアやアドバイスなどの提供を継続し、安心して子育てができる支援体制の強化を図ります。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

【 概要 】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・ 伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・ 経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人回※年間延べ利用回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,458	1,440	1,419	1,407	1,392
確保方策（B）	1,458	1,440	1,419	1,407	1,392
差引（B）-（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

身近で相談できる安心感を確保し、「孤育て化」を防止します。

(17) 子育て世帯訪問支援事業

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人回※年間延べ訪問回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)(A)	91	89	86	84	82
確保方策(延べ)(B)	91	91	91	91	91
差引(B)-(A)	0	2	5	7	9

【 今後の方向性 】

支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討および要綱改正を進め、利用しやすい環境づくり、広報の充実、利用満足度の維持向上に努めていきます。

(18) 児童育成支援拠点事業

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 今後の方向性 】

今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

(19) 親子関係形成支援事業

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 今後の方向性 】

今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 概要 】

保育園等に通っていない子どもを、保護者の就労要件に関わらず保育施設等で預かり、集団生活の機会を通じて子どもの成長を促す事業です。

令和8年度からの給付制度化に向けて、国から本年夏頃以降示される予定の量の見込みの算出等の考え方の動向に注視しながら、受け入れ体制を整備するものとし、必要受入時間数、必要定員数を算出します。

【 今後の方向性 】

令和8年度からの給付制度化に向けて、国から本年夏頃以降示される予定の量の見込みの算出等の考え方の動向に注視しながら、受け入れ体制を整備します。

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

①認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能をあわせもち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設です。市では、2つの私立の就学前施設が認定こども園に移行しており、利用者の利便性の向上を図っています。今後の保育ニーズを的確に把握しながら、幼稚園から認定こども園への移行について検討・判断していきます。

②質の高い教育・保育の提供に向けた取組

教育・保育施設は、保育の必要な子どもに健全な発達のための養護と教育を一体的に提供し、家庭との共同による子育てを行うとともに、幼児教育を行う場として、次代を担う子どもたちが人間として心豊かに生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う役割を担っています。

利用者が安心して利用でき、子どもが自分らしく健やかに成長できるように、教育・保育の質の向上が必要となります。市では、質の高い教育・保育を提供するために、指導監査を実施するとともに、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者に対し、アレルギー対策・不審者対応・乳児救急救命・不適切保育等の研修を行い、その専門性の向上を図ってきました。

今後も、継続して、幼稚園教諭、保育士等が抱えている問題や時代に即したテーマで研修を行う等、更なる質の向上に努めます。

③小学校教育との円滑な接続連携

子どもたちの乳幼児期における経験は多種多様です。異なる環境で過ごした子どもたちが、就学前の教育・保育施設等に就園し、その後小学校に円滑に就学するために、就学前の教育・保育施設等と小学校との連携が重要となります。

学前の教育・保育施設等と小学校の円滑な連携を推進するため、「幼保小の架け橋プログラム」を研究するとともに、小学校就学にむけての情報交換等の連携に関わる取組を行ってまいります。

また、小学校就学に配慮が必要な子どもたちに対し、引き続き、臨床心理士や特別支援教育士による巡回相談を実施する等、支援のさらなる充実等にむけて、関係機関の連携強化を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- 急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性を鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、国の施策として幼児教育・保育の無償化が令和元（2019）年10月から開始されました。
- 子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」の給付対象となる幼稚園、保育園等の保育料が無償化されるほか、子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。
- 市では、この制度に則り、保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、今後も、制度の周知等を図るとともに、公正かつ適正な支給の確保に努めます。

7 基本指針に基づく任意記載事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○保護者が、産休・育休明けの入園を希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い円滑に職場復帰ができるよう支援するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

○次世代育成支援対策推進法が令和7（2025）年3月までの10年間の時限立法として延長され、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進することとしていることから、市では、特定事業主行動計画を推進します。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

①児童虐待防止の充実

- ・発生予防から早期発見、早期対応に努めます。
- ・子どもの安全確保及び支援に努めます。
- ・保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策に努めます。
- ・福祉、保健・医療、教育、警察等の関係機関の連携に努めます。

②母子家庭・父子家庭の自立支援の推進

- ・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策から、総合的な自立支援を推進します。

③障害児施策の充実等

- ・障害児等特別な支援が必要な子どもに対して、関係機関と連携し、福祉、保健・医療、教育等の各種施策を体系的かつ円滑に実施します。

第 6 章

計画の推進

1 計画の進行管理・評価、推進体制

- 計画期間中の進行管理、事業の実施状況等の点検・評価については、市長の附属機関である「東大和市子ども・子育て支援会議」において、専門的知見や市民の立場からの視点で意見聴取や調査審議等を行います。
- 「東大和市子ども・子育て支援会議」において、事業の実施状況や実績等について点検・評価し、必要に応じて改善を促された事業等については、改善に向け必要な措置を講ずるよう努めます。
- 子どもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、子どもや子育て当事者等の意見を聴取して子どもの最善の利益を実現する観点から、子どもや子育て当事者からの意見を聴取し、施策への反映やフィードバック等を行っていきます。
- 本計画のうち、「第3期東大和市子ども・子育て支援事業計画」については、庁内関係各課において、具体的な内容を毎年度ごとに点検・評価し、進行管理を行います。
- 本計画の基本理念の実現に向け、子育て、健康、福祉、教育、防犯・防災、環境、まちづくりなどに関連する様々な関係者、関係機関との相互の協力と連携を図ります。
- 本計画全体を通した「成果指標」については、次のとおり設定し、次期計画策定に向けて行う東大和市子ども・若者・子育て支援ニーズ調査の結果を踏まえ、評価を行います。

	指 標	区 分	現 状	目指す方向性
計 画 全 体	東大和市における子育て環境や支援への満足度	未就学児保護者	76.4%	増加
		小学生保護者	73.6%	増加
	「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	中学生	72.8%	増加
		高校生	75.7%	増加
		若者	55.8%	増加
	子どもの権利の中で「自分の考えを自由に言えること」が特に大切だと思う子どもの割合	中学生	65.6%	増加
		高校生	57.8%	増加



2 計画の実施状況の公表

- 「第3期東大和市子ども・子育て支援事業計画」及び「第2期東大和市次世代育成支援行動計画」に基づく対象事業等の実施状況については、国の基本指針に沿い、毎年、市報及び市公式ホームページ等で公表します。